



第 8 次函館市高齢者保健福祉計画
第 7 期函館市介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

函 館 市

は　じ　め　に

我が国では、長年にわたり増加し続けてきた人口が少子化などにより減少に転じ、今後も人口の減少が見込まれます。一方で、高齢者の人口は増加を続け、65歳以上の高齢者が国民の4人に1人を超える超高齢社会となっています。



こうした状況を踏まえ、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組が規定されました。

本市におきましては、これまで、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的なものとして3年ごとに策定し、介護サービスの基盤整備や地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者施策を総合的に推進してきたところであり、ふれあいや生きがいを持って共に支え合う地域コミュニティを形成することで、地域福祉の実践をめざす福祉コミュニティエリアの整備を進めてまいりました。

今般策定した「第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」では、地域の支え合いの推進、自立した生活を送ることができる環境の整備、安定した介護保険制度の構築を掲げ、在宅医療・介護連携や認知症施策、不足する介護職員の人材確保へ向けた取組を進めるほか、自立支援・重度化防止に向けた取組として、定量的な指標により点検評価を行い、改善を重ねていきます。今後も、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、高齢者施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様ならびに関係各位には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市高齢者計画策定推進委員会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

函館市長 工 藤 壽 樹

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 法令などの根拠	3
第3節 計画策定に向けた取組および体制	3
1 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催	3
2 市民への情報公開	3
3 各種調査の実施	4
第4節 計画期間	5
第5節 他の計画との整合	5
第2章 高齢者の現状と推計・課題	7
第1節 高齢者数・世帯等の状況	8
1 人口と高齢化率	8
2 高齢者の世帯状況	11
3 今後の課題	11
第2節 地域における支え合いの状況	12
1 現状	12
2 今後の課題	15
第3節 高齢者の健康と生活状況	16
1 現状	16
2 今後の課題	22
第4節 介護保険サービスの状況	23
1 現状	23
2 今後の課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
第1節 計画策定にあたっての視点	28
1 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点事項への取組	28
2 介護保険制度等の改正への対応	28
第2節 計画の基本理念と基本方針	30
第3節 施策の体系	32
第4節 日常生活圏域の設定	33

第4章 施策の展開	35
施策体系と個別施策・事業名	36
第1節 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進	40
基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進	40
(1) 地域包括支援センターの機能強化	41
(2) 地域ケア会議の推進	44
(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化	46
(4) 高齢者虐待防止の推進	47
(5) 地域における見守り活動の推進	48
(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実	49
(7) 高齢者在宅福祉サービスの充実	51
(8) 福祉コミュニティエリアの整備	54
基本施策2 在宅医療・介護連携の推進	55
(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	55
(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実	56
基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実	58
(1) 知識の普及と理解の促進	58
(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化	59
(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進	60
(4) 成年後見制度の利用促進	61
第2節 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備	62
基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	62
(1) 介護予防の普及・啓発	63
(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援	64
(3) 地域リハビリテーションの推進	65
(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進	66
基本施策5 主体的な社会参加の促進	68
(1) 支え合い活動への参加支援	68
(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進	69
(3) 就業機会の拡大	73
基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進	74
(1) 市民協働の推進	74
(2) 安心・安全な生活の確保	75
(3) 福祉のまちづくりの推進	77
(4) 高齢者向け住まいの充実	78

第3節 基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築	82
基本施策7 介護保険サービスの充実	82
(1) 施設・居住系サービス基盤の整備	82
(2) 介護給付等対象サービスの利用見込み	84
(3) 介護保険料	93
基本施策8 介護保険制度の円滑な運営	96
(1) 情報発信の充実	96
(2) 人材の確保および資質の向上	97
(3) 事業者への支援・指導体制の充実	98
(4) 低所得者向け施策の実施	99
(5) 介護認定の公平性・公正性の確保	100
(6) 介護給付適正化計画の推進	100
第5章 計画の推進	101
1 相談体制・情報提供	102
2 関係機関・団体とのネットワークの構築	102
3 計画の進行管理	102
資料編	105
資料編目次	106
1 高齢者の現状	108
2 要介護(要支援)認定者の現状と推計	112
3 認知症高齢者等の現状と推計	115
4 日常生活圏域ごとの高齢者等の現状と推計	116
5 サービス基盤の整備状況	132
6 介護保険サービスの給付実績	137
7 標準給付費および地域支援事業費の見込み	149
8 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	151
9 在宅介護実態調査	159
10 介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査	167
11 函館市介護給付適正化計画(平成30年度～平成32年度)	172
12 計画策定の経過	178
13 函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱	179
14 函館市高齢者計画策定推進委員会委員名簿	180

第 1 章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

日本の総人口は平成27年に1億2,709万人で、65歳以上の高齢者数は3,346万人と高齢化率*は26.6%となっています。今後も、人口が減少すると見込まれるなかで、高齢者数は増加し少子化の進行と相まって、平成37(2025)年には高齢者数は3,657万人、高齢化率は30%を超えると見込まれています。

こうした高齢化の進行に伴う要介護高齢者の増加に加え、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、平成12年に創設された介護保険制度は、平成18年度に予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設などが行われたほか、平成24年度には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスが創設されました。また、平成27年度には在宅医療・介護連携や新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取組が図られるとともに、平成27年1月に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づく認知症施策が推進されてきました。

本市では、平成6年に老人福祉法および老人保健法に基づく「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を、平成12年には第2次計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、以来3年ごとに計画を見直ししながら、高齢者の保健・福祉に関わる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このようななか、平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保を目的とする「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法が改正されたことから、自立支援・重度化防止の取組や、医療・介護の連携などを推進し、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37(2025)年を見据えた計画を策定します。

* 高齢化率：年齢不詳者数を除いた人口に対する高齢者数の割合

第2節 法令などの根拠

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画であり、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込み、今回が第8次の計画となります。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画であり、要介護（要支援）認定者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護給付対象サービスの種類ごとの量や地域支援事業の量の見込み等を定めるもので、今回が第7期の計画となります。

第3節 計画策定に向けた取組および体制

1	函館市高齢者計画策定推進委員会の開催
---	--------------------

計画の策定にあたり、市民の意見を反映するために、学識経験者や保健・医療関係者、福祉関係者、市民団体および一般公募の市民により構成する「函館市高齢者計画策定推進委員会」を開催しました。

2	市民への情報公開
---	----------

函館市高齢者計画策定推進委員会での協議については公開し、協議経過を市のホームページ上で公開するほか、計画の内容について、パブリックコメントで広く市民等の意見を聞く機会を設けました。

3

各種調査の実施

計画の策定にあたり、高齢者や介護サービス事業者の実態・意向を把握するため、以下の調査を実施しました。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)

日常生活圏域ごとの課題やニーズ、必要なサービスの種類や量、サービス提供基盤の整備や地域支援事業の構築等の進め方の具体的方策について検討するため、日常生活圏域ごとに要支援認定者および非認定者(要介護(要支援)認定を受けていない人)から無作為抽出した高齢者7,986人に対し、高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等について調査しました。

(2) 在宅介護実態調査(159ページ参照)

介護離職を防止するためにどのようなサービスが必要なのかという観点から、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため、在宅で生活している要介護(要支援)認定者のうち、当該調査期間中に更新申請・区分変更申請をした方に対し、居宅介護支援事業所の要介護認定等訪問調査員による聞き取りを598件行い、家族等からの介護の状況、介護者の勤務形態等について調査しました。

(3) 介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査(167ページ参照)

介護保険施設等の施設・居住系サービスの必要量の設定等に係る基礎資料とするため、市内に所在する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの介護保険施設等に対し、当該施設に入所(入居)申込みをしている方の居住地、要介護度、居場所等を調査しました。

(4) 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

計画策定のための基礎資料として、サービス提供に係る事業者の意向を把握するため、市内で介護保険サービスを提供している法人に対し、計画期間内における新規事業の開始、事業内容の変更、事業の休廃止等の意向を調査しました。

第4節 計画期間

計画の期間は、介護保険法に基づき平成30年度から32年度までの3年間とします。

計画名 (計画期間)	年度(平成)																																				
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37				
函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 (平成5～11年度)																																					
第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 函館市介護保険事業計画 (平成12～16年度)																																					
第3次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第2期函館市介護保険事業計画 (平成15～19年度)																																					
第4次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第3期函館市介護保険事業計画 (平成18～20年度)																																					
第5次函館市高齢者保健福祉計画 第4期函館市介護保険事業計画 (平成21～23年度)																																					
第6次函館市高齢者保健福祉計画 第5期函館市介護保険事業計画 (平成24～26年度)																																					
第7次函館市高齢者保健福祉計画 第6期函館市介護保険事業計画 (平成27～29年度)																																					
第8次函館市高齢者保健福祉計画 第7期函館市介護保険事業計画 (平成30～32年度)																																					

第5節 他の計画との整合

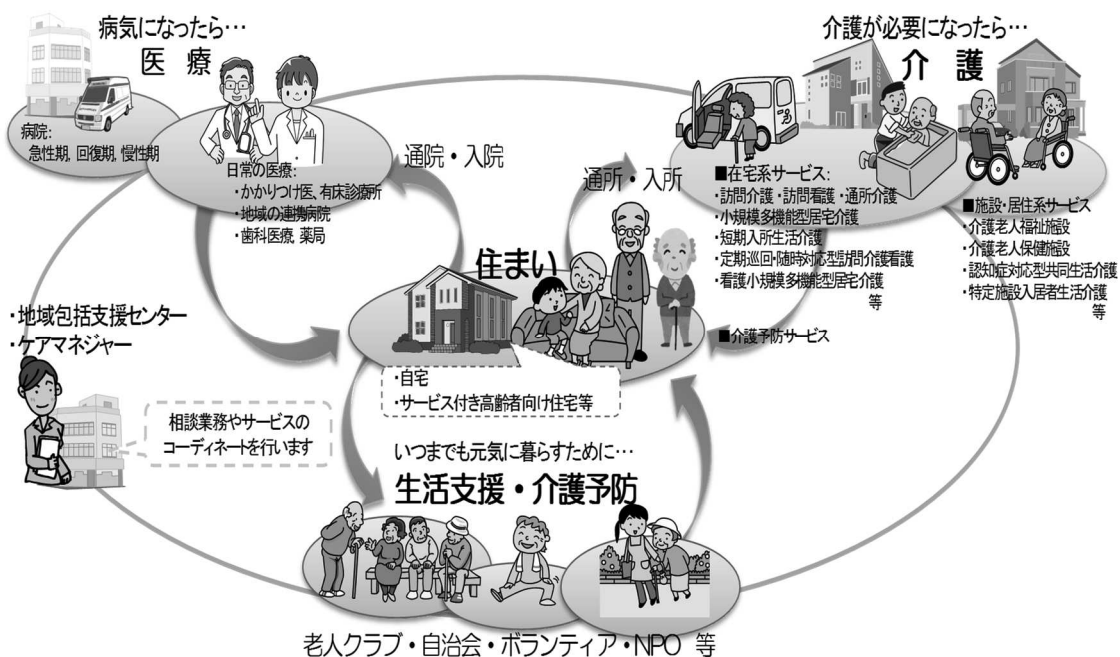
計画の策定にあたっては、国の基本指針に則し、同時に策定される北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画および医療計画との整合を図りながら策定します。

また、第3次函館市地域福祉計画や第5期函館市障がい福祉計画、他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとなりました。

トピックス

〔国がめざす地域包括ケアシステムのイメージ〕

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域の包括的な支援体制です。



第 2 章 高齢者の現状と推計・ 課題

第2章

高齢者の現状と推計・課題

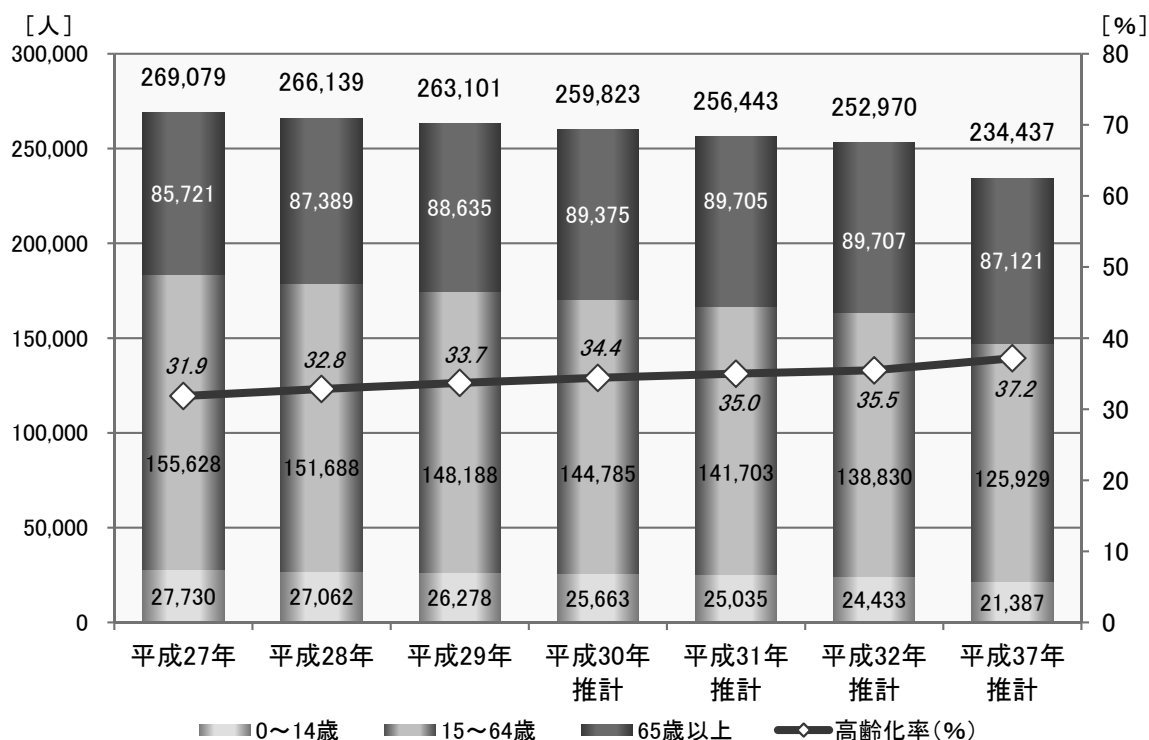
第1節 高齢者数・世帯等の状況

1 人口と高齢化率

(1) 人口と高齢化率の推計

本市の高齢者数(65歳以上の人数)は、平成32年に8万9,707人に増加、平成32年をピークに減少に転じ、平成37年には8万7,121人になると予測されます。

一方、高齢化率は、平成32年には35.5%、平成37年には37.2%と、少子高齢化の進展により今後も上昇が続くと予測されます。



* 住民基本台帳(平成24～29年の各年9月末日現在)の各歳人口を基にコーホート変化率法(過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法)により推計した。

* コーホート変化率は平成24～29年の5区間における各変化率の平均を採った。

* 子ども女性比(0歳人口と15～49歳女性人口の比率)は、平成24～29年までの平均値を求め、0歳人口の推計に用いた。

* 出生数の男女比は平成24～29年の出生における男女比の平均値に基づいて計算した。

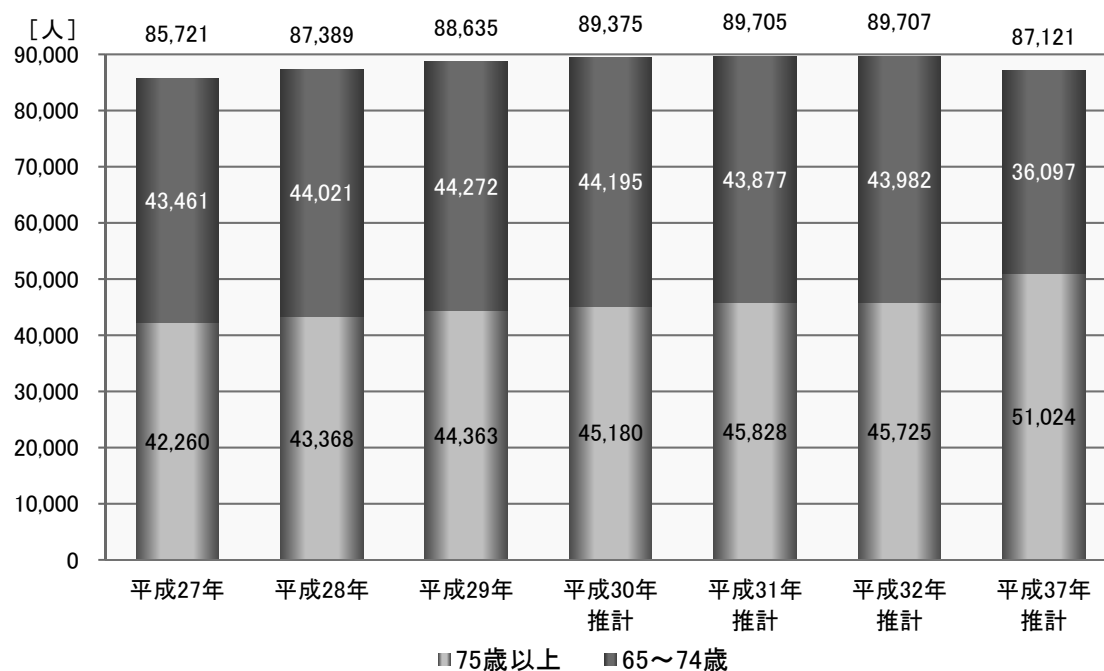
(2) 介護保険被保険者数の推計

介護保険事業計画では、住民基本台帳における高齢者を第1号被保険者とし、40歳から64歳までの方を第2号被保険者としており、第1号被保険者数は平成32年まで毎年増加する一方、第2号被保険者数は毎年減少すると予測されます。

また、第1号被保険者数を65歳から74歳までと75歳以上別でみると、65歳から74歳まででは平成29年がピークですが、75歳以上は平成37年まで増加傾向が予測されます。

[人]

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 推計	平成31年 推計	平成32年 推計	平成37年 推計
第1号被保険者数	85,721	87,389	88,635	89,375	89,705	89,707	87,121
65～74歳	43,461	44,021	44,272	44,195	43,877	43,982	36,097
75歳以上	42,260	43,368	44,363	45,180	45,828	45,725	51,024
第2号被保険者数	92,685	90,877	89,442	87,964	86,593	85,372	79,657
総 数	178,406	178,266	178,077	177,339	176,298	175,079	166,778



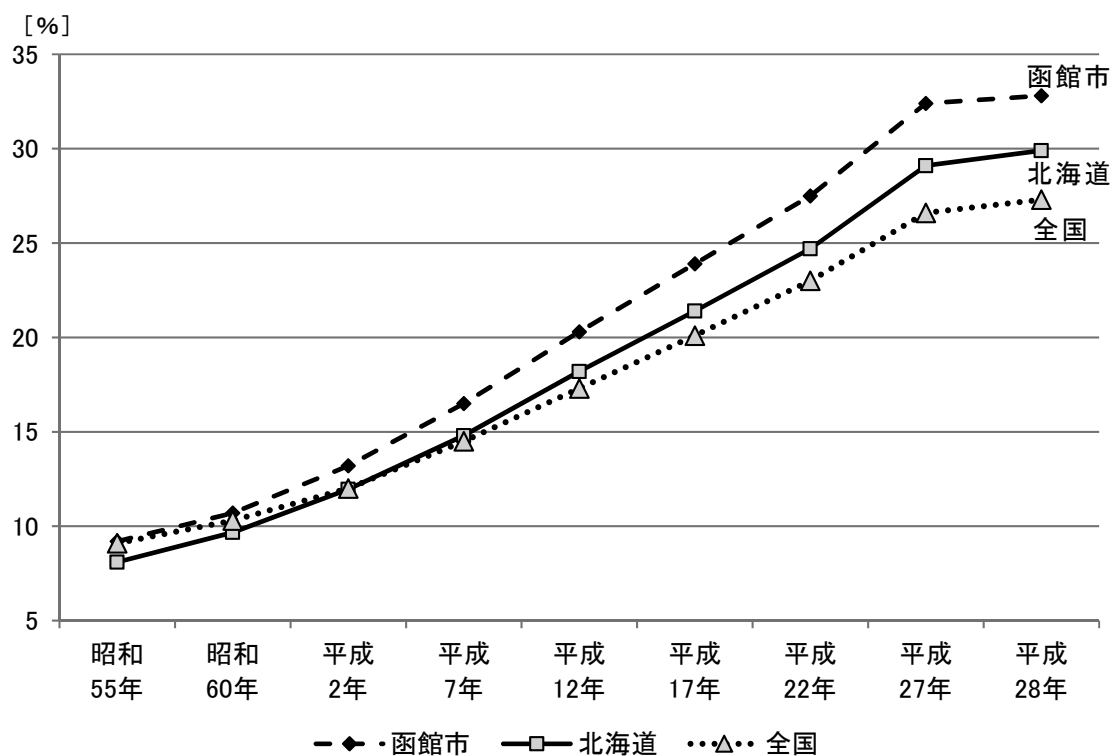
* 住民基本台帳(平成24～29年の各年9月末日現在)を基に推計した。

(3) 高齢化率の推移

高齢化率を全国、北海道と比較すると、昭和55年は全国、北海道とほぼ同じでしたが、平成28年には32.8%と、全国の27.3%、北海道の29.9%を大きく上回っています。

[%]

区分	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 28年
函館市	9.2	10.7	13.2	16.5	20.3	23.9	27.5	32.4	32.8
北海道	8.1	9.7	12.0	14.8	18.2	21.4	24.7	29.1	29.9
全国	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0	26.6	27.3



* 昭和55～平成27年は国勢調査(昭和55～平成12年は合併町村を含む)

平成28年は以下を基に作成

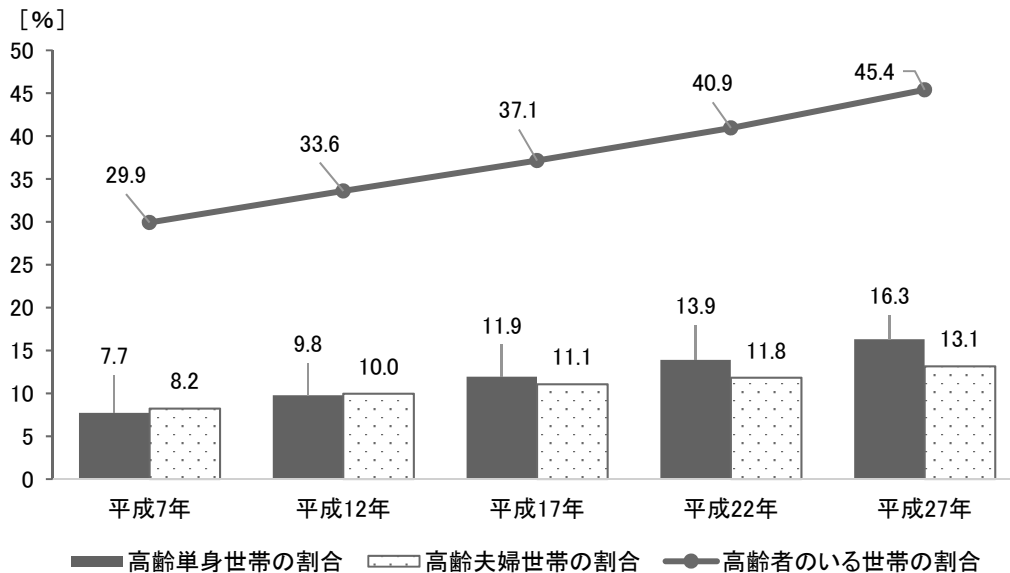
・全国、北海道は総務省統計局の人口推計(平成28年10月確定値)

・函館市は住民基本台帳(平成28年9月末日現在)

* 高齢化率: 年齢不詳者数を除いた人口に対する高齢者数の割合

2 高齢者の世帯状況

一般世帯に占める高齢単身世帯の割合は、平成17年に高齢夫婦世帯の割合を上回り、平成27年には16.3%となっています。高齢単身世帯数は、全国的な傾向と同様、本市においても増加しています。（111ページ参照）



- * 国勢調査を基に作成（平成7、12年は合併町村を含む）
- * 世帯数は施設等の世帯数を除いた数
- * 高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
- * 全国の高齢単身世帯数は、平成17年の386万世帯から平成27年には592万世帯に増加

3 今後の課題

高齢化率は、全国、北海道に比べ高く、平成37年には市民の37.2%が高齢者になると見込まれます。また、高齢単身世帯および高齢夫婦世帯の増加も続く見込まれ、高齢者を支える側の担い手が今後ますます減少すると予測されます。

このようなことから、高齢者福祉を「支え手側」と「受け手側」に分けるのではなく、地域住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしく活躍し、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現が重要になってきます。

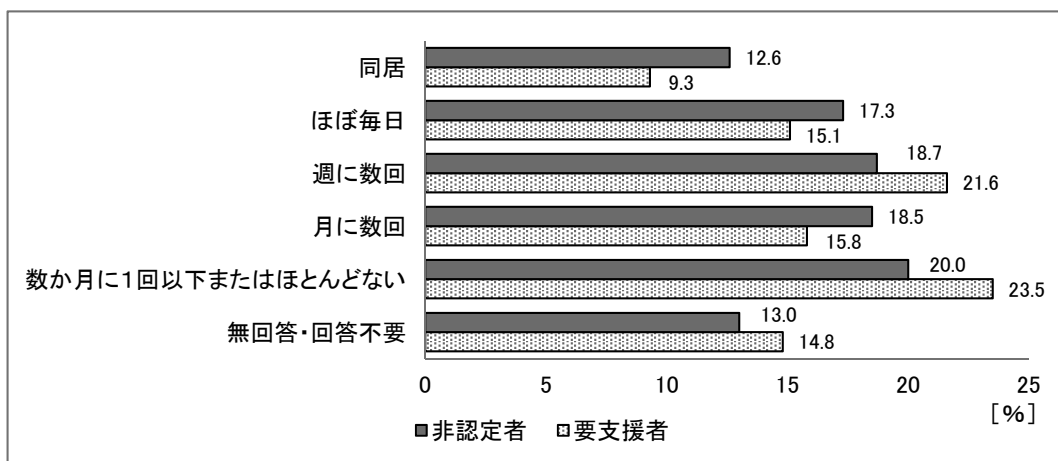
また、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、医療と介護の両方のニーズを持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれるなか、これらの高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、医療と介護の連携の強化が求められます。

第2節 地域における支え合いの状況

1 現状

(1) 家族・親族との交流状況

非認定者の20.0％、要支援者の23.5％が「数か月に1回以下またはほとんどない」と回答しています。

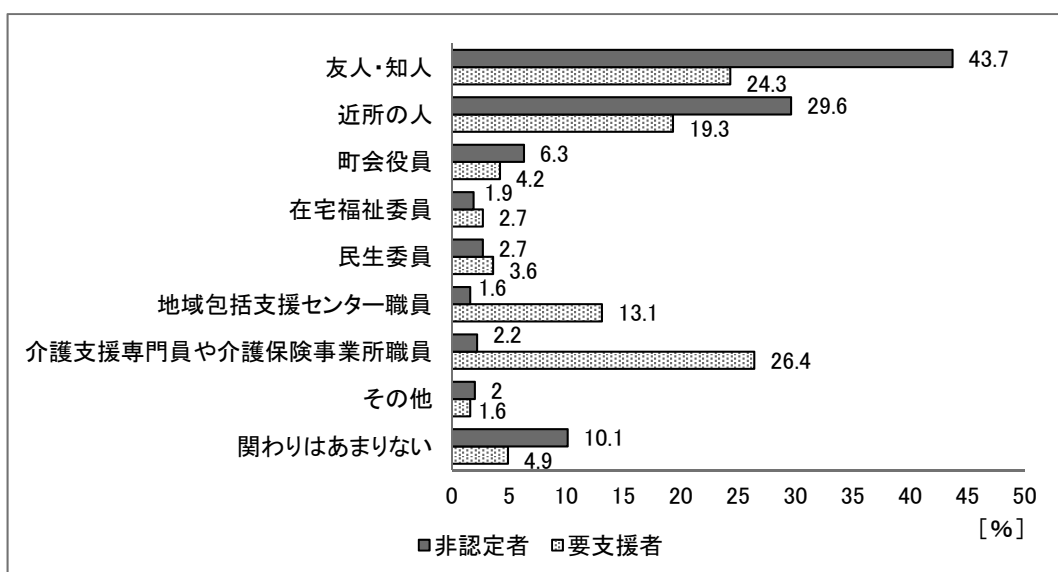


* 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)

* 非認定者：要介護(要支援)認定を受けていない人

(2) 家族・親族以外との関わりの状況

非認定者の10.1％が「関わりはあまりない」と回答しています。要支援者においては、何らかの介護保険サービスを利用していれば、家族・親族以外との関わりが生じることから4.9％と少なくなっており、非認定者、要支援者を合わせた場合7.5％が「関わりはあまりない」と回答しています。

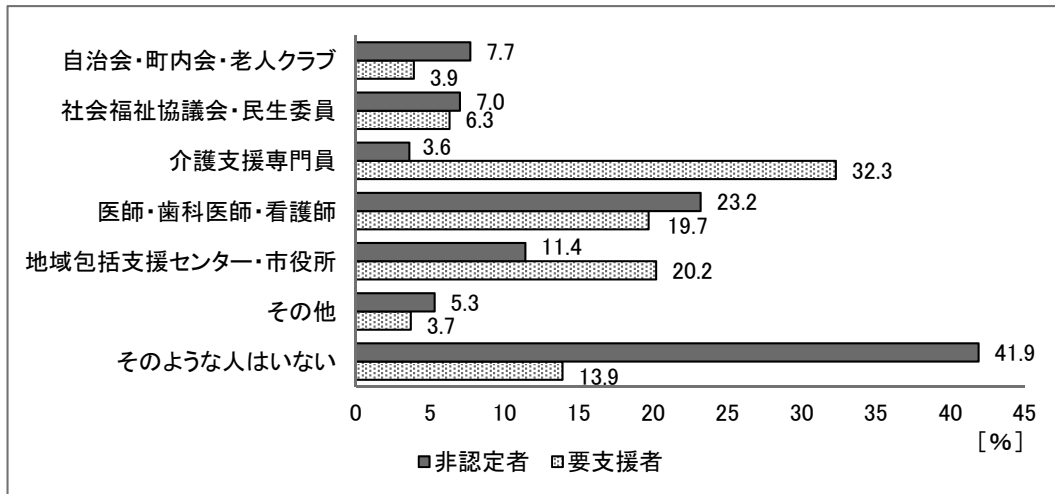


* 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)

* 非認定者：要介護(要支援)認定を受けていない人

(3) 家族や友人・知人以外で何かあった時に相談する相手

非認定者の41.9%が「そのような人はいない」と回答しています。



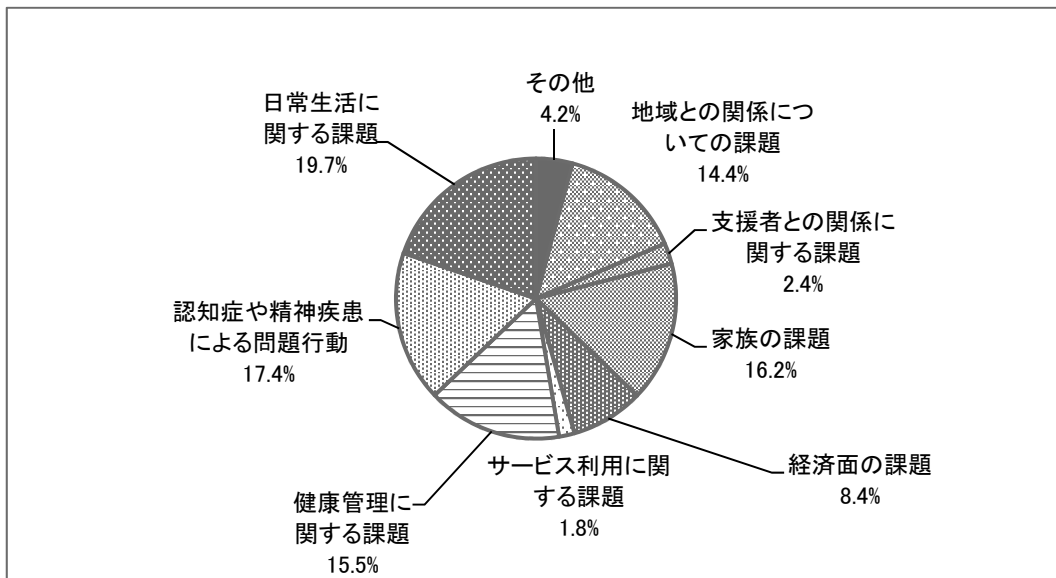
* 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)

* 非認定者:要介護(要支援)認定を受けていない人

(4) 地域ケア会議で話し合われた課題

ア 個別課題

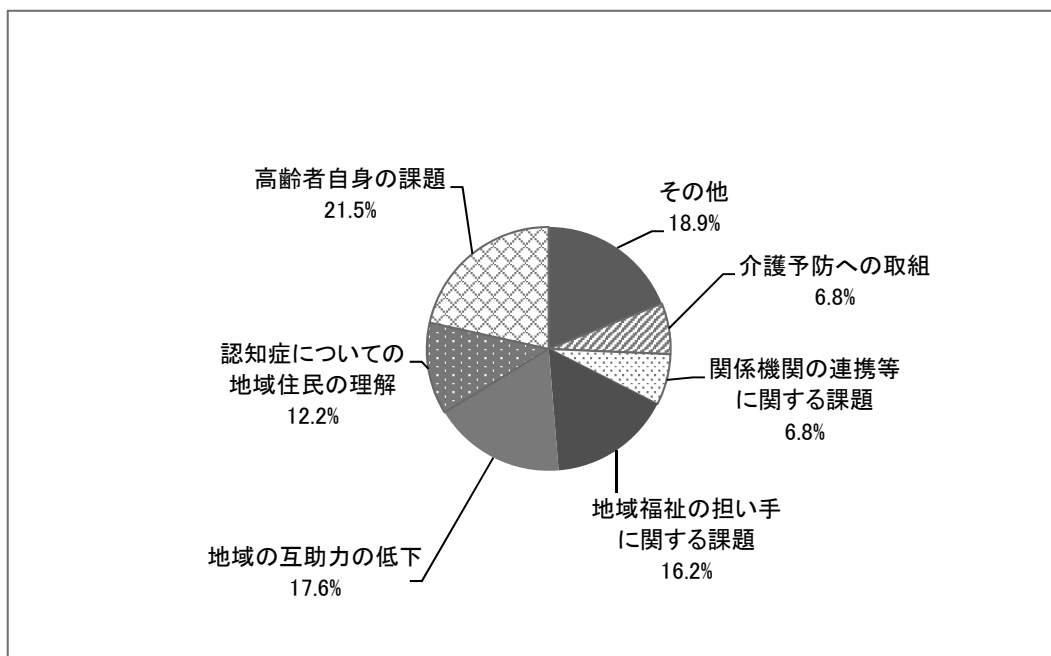
「日常生活に関する課題」が19.7%と最も高く、次いで「認知症や精神疾患による問題行動」が17.4%となっています。



* 函館市保健福祉部高齢福祉課資料

イ 地域課題

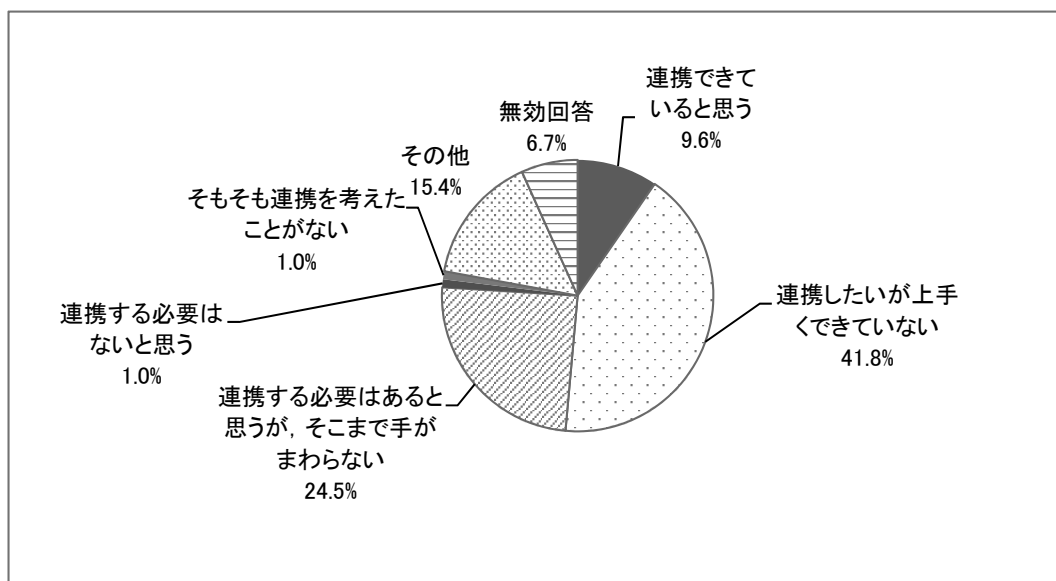
「高齢者自身の課題」が21.5%と最も高く、次いで「地域の互助力の低下」が17.6%となっています。



* 函館市保健福祉部高齢福祉課資料

(5) 介護支援専門員(ケアマネジャー)と地域の人との連携状況

介護支援専門員(ケアマネジャー)の41.8%が「連携したいが上手くできていない」と回答しています。

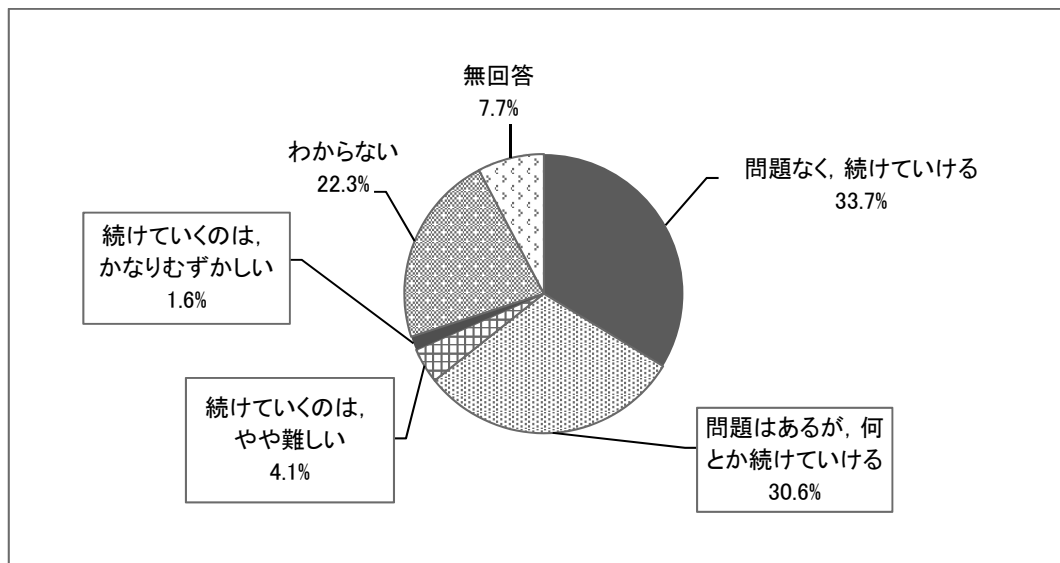


* 函館市保健福祉部高齢福祉課資料

* 地域の人とは、高齢者の近隣住民、民生委員・児童委員、町会役員、在宅福祉委員、商店やコンビニ、住宅の管理人、配達業者など、あらゆる支援者となり得る人

(6) 主な介護者の就労継続の可否にかかる意識

主な介護者の36.3%が就労継続に問題を抱えています。



* 平成28年度在宅介護実態調査(159ページ参照)

2 今後の課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、家族・親族等との関わりが少ないことに加え、家族・親族以外の方との関わりも少ない高齢者がいることから、高齢者の孤立が懸念されます。

さらに、地域ケア会議の状況から、地域の互助力の低下、地域との関係についての地域課題が浮き彫りとなっています。

高齢者が地域でのつながりを持ちながら、安心して生活することができるよう、地域全体で支え合う意識を醸成するとともに、高齢者の相談・見守り体制の充実や、地域で高齢者の生活を支える関係機関の連携強化、多様な主体による支援体制の構築を進めていく必要があります。

また、その中核的な役割を担う地域包括支援センターがその機能を十分に果たすことができるよう、相談・支援体制を更に強化していく必要があります。

第3節 高齢者の健康と生活状況

1 現状

(1) 認知症高齢者等の状況

高齢者数に対する認知症高齢者等の割合は全国よりも高く、今後も上昇が見込まれます。

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年 推計	平成 31 年 推計	平成 32 年 推計	平成 37 年 推計
高齢者数 (人)	85,721	87,389	88,635	89,375	89,705	89,707	87,121
高齢者数 に対する 認知症高 齢者等 の割合(%)	12.3	12.5	12.5	12.6	12.8	13.0	14.3
(参考) 全国(%)	10.2	-	-	-	-	11.3	12.8

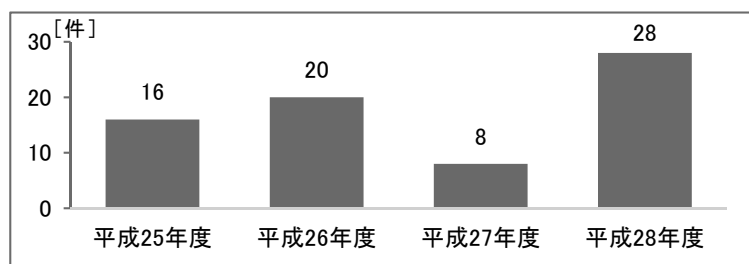
* 高齢者数は8ページを参照

* 認知症高齢者等(日常生活自立度がⅡ以上と判定された人)の人数は115ページを参照

* 参考の全国割合は、厚生労働省資料(国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(平成24年1月推計)と、平成22年9月の認知症高齢者割合をもとに推計した。)

(2) 函館地区高齢者のための SOS ネットワークシステム稼働件数

平成28年度の稼働件数がこの4年で最も多く、今後も増加が見込まれます。



* 函館市保健福祉部高齢福祉課資料

(3) 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

平成28年度は被虐待高齢者の半数以上が自立度Ⅱ以上となっています。

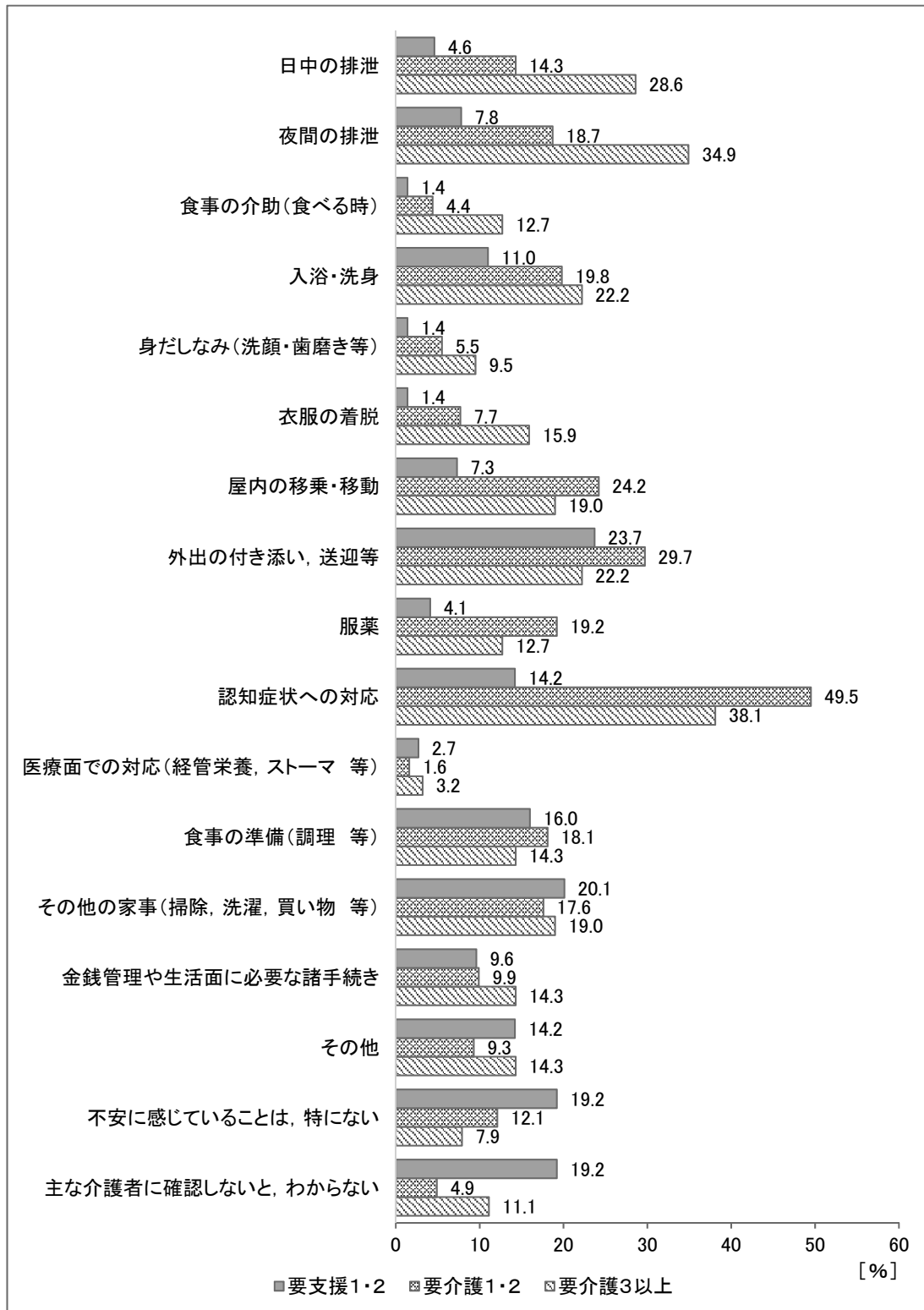
区分	自立または 認知症なし	自立度 Ⅰ	自立度 Ⅱ	自立度 Ⅲ	自立度 Ⅳ	自立度 Ⅴ	申請中 未申請 不明	計
平成 26 年度	4 人	3 人	18 人	5 人	2 人	1 人	22 人	55 人
平成 27 年度	5 人	8 人	11 人	5 人	0 人	0 人	15 人	44 人
平成 28 年度	2 人	8 人	10 人	2 人	1 人	1 人	3 人	27 人

* 函館市保健福祉部高齢福祉課資料

* 認知症日常生活自立度の判定基準は115ページを参照

(4) 介護者が不安に感じる介護

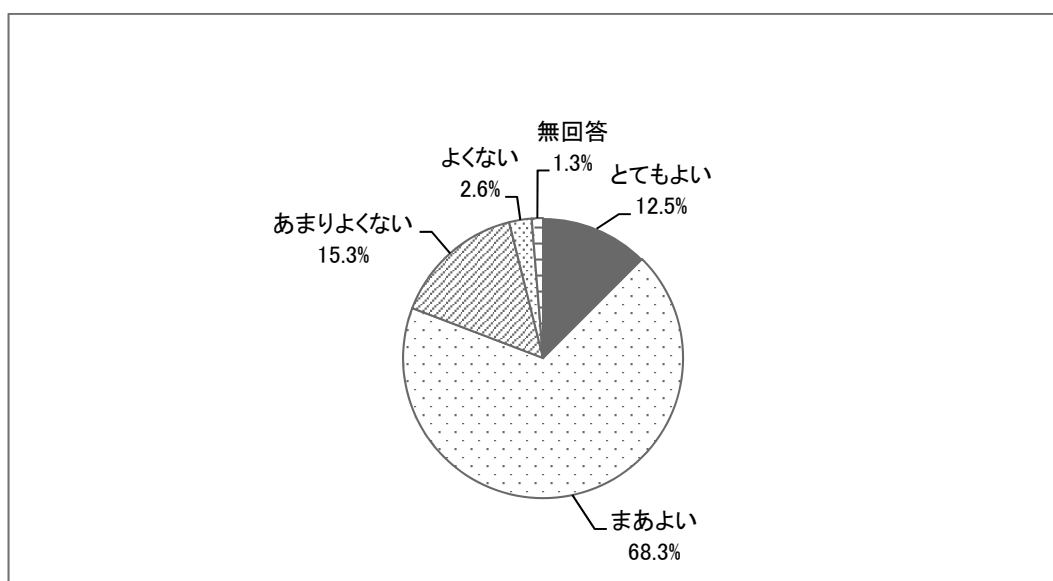
認知症状への対応に不安を感じている介護者が多くなっています。



* 平成28年度在宅介護実態調査(159ページ参照)

(5) 非認定者の主観的健康感

「とてもよい」、「まあよい」と回答しているのが8割以上です。

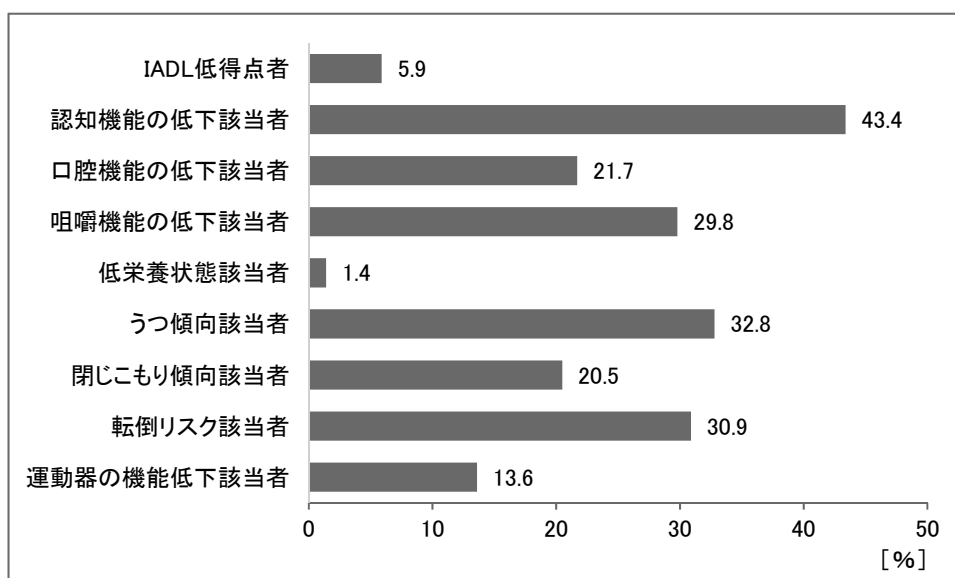


* 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)

* 非認定者:要介護(要支援)認定を受けていない人

(6) 非認定者の機能評価項目別リスク該当状況

「認知機能の低下該当者」が43.4%と最も高く、次いで「うつ傾向該当者」が32.8%となっています。



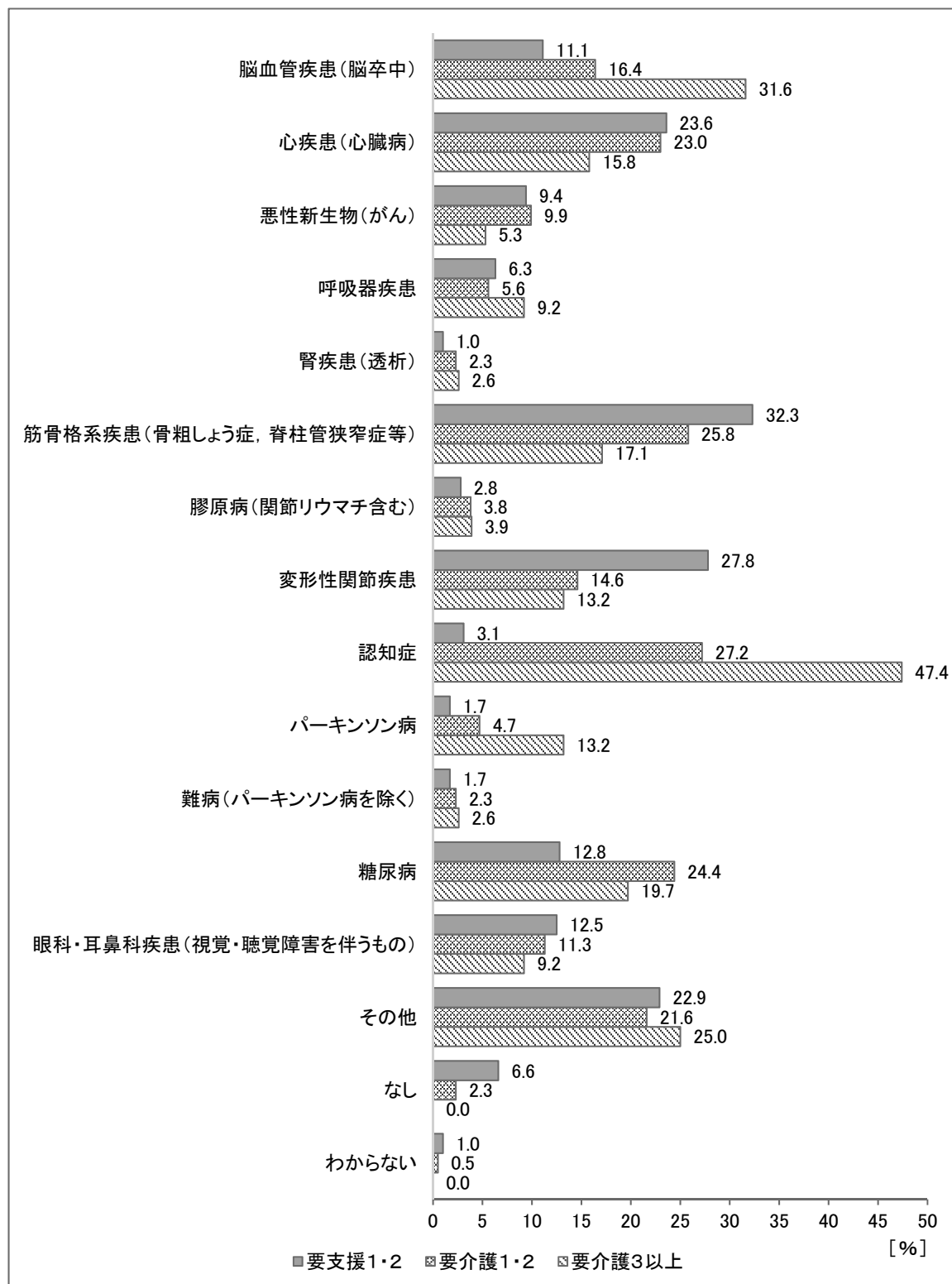
* 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)

* 非認定者:要介護(要支援)認定を受けていない人

* IADL:日常生活を送るために必要な動作のうち、掃除や買い物などの家事全般や金銭管理などの複雑な動作

(7) 介護度別の抱えている傷病

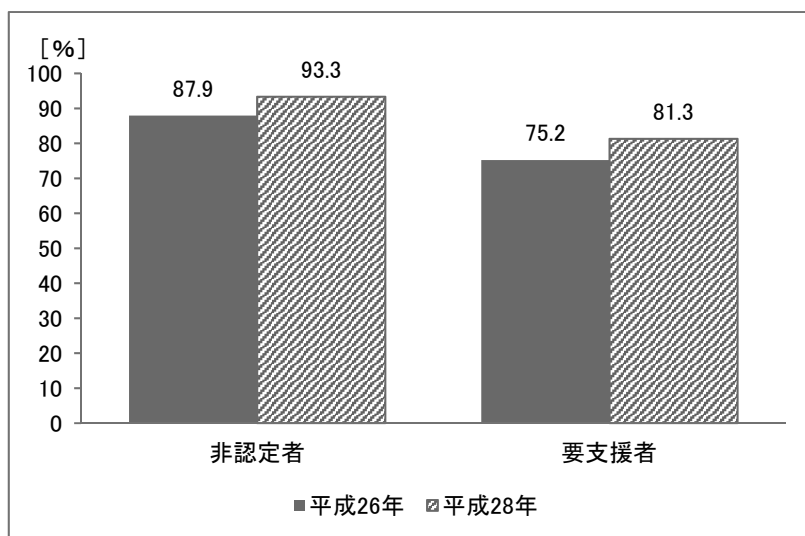
軽度認定者(要介護2以下)は「筋骨格系疾患」が多く、重度認定者(要介護3以上)は「認知症」と「脳血管疾患」が多くなっています。



* 平成28年度在宅介護実態調査(159ページ参照)

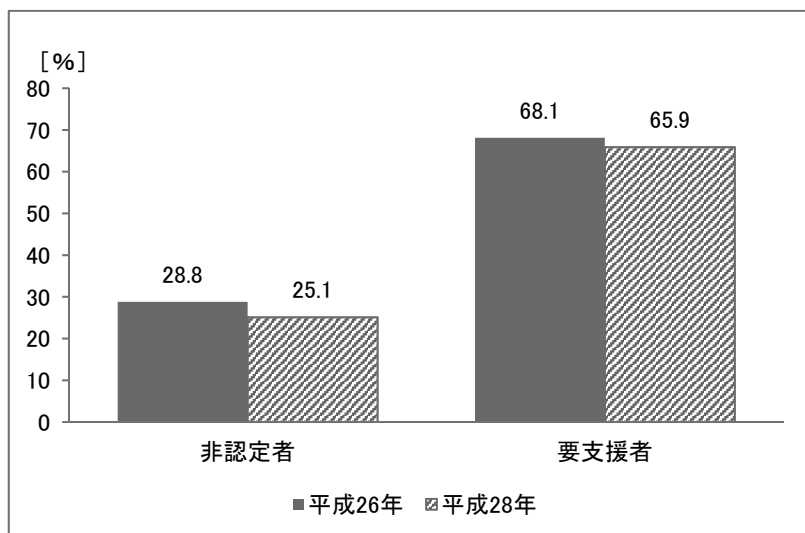
(8) 外出の状況

ア 週1回以上外出している人の割合



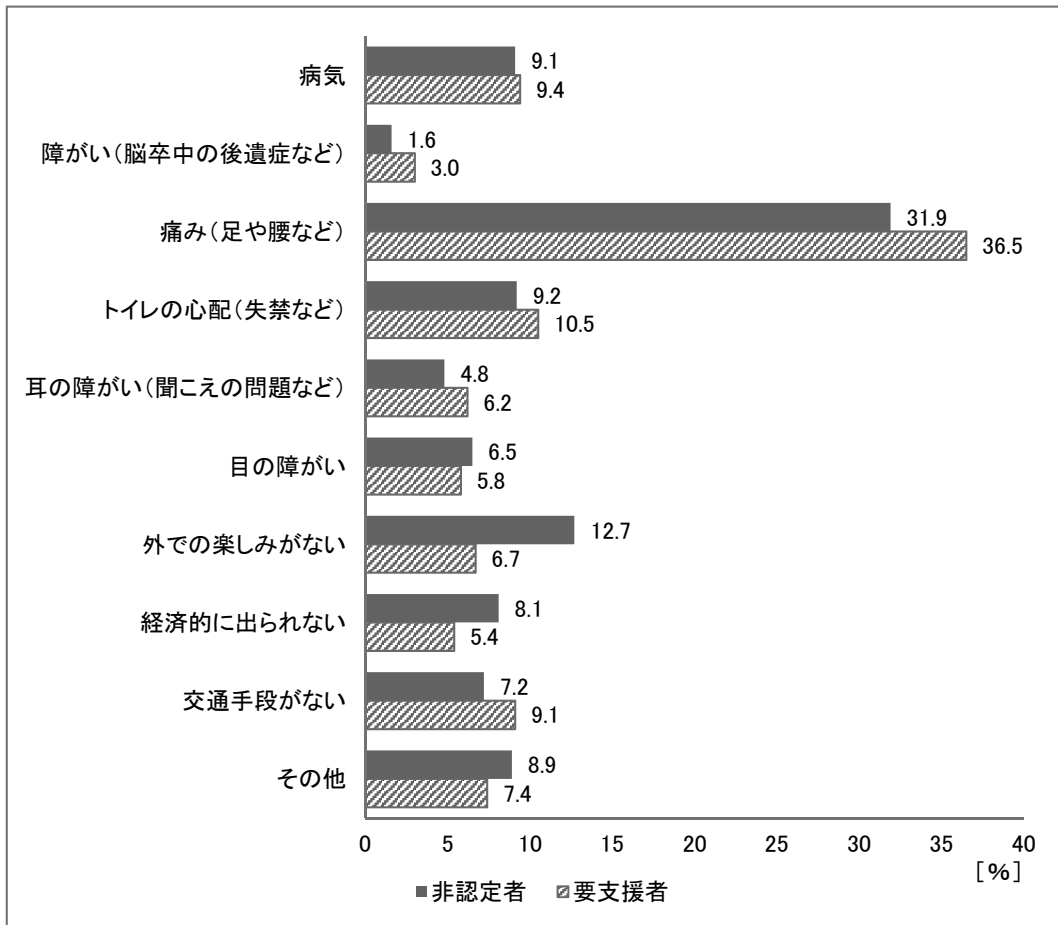
- * 平成26年度日常生活圏域ニーズ調査,
平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)
- * 非認定者: 要介護(要支援)認定を受けていない人

イ 昨年に比べて外出の回数が減っている人の割合



- * 平成26年度日常生活圏域ニーズ調査,
平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)
- * 非認定者: 要介護(要支援)認定を受けていない人

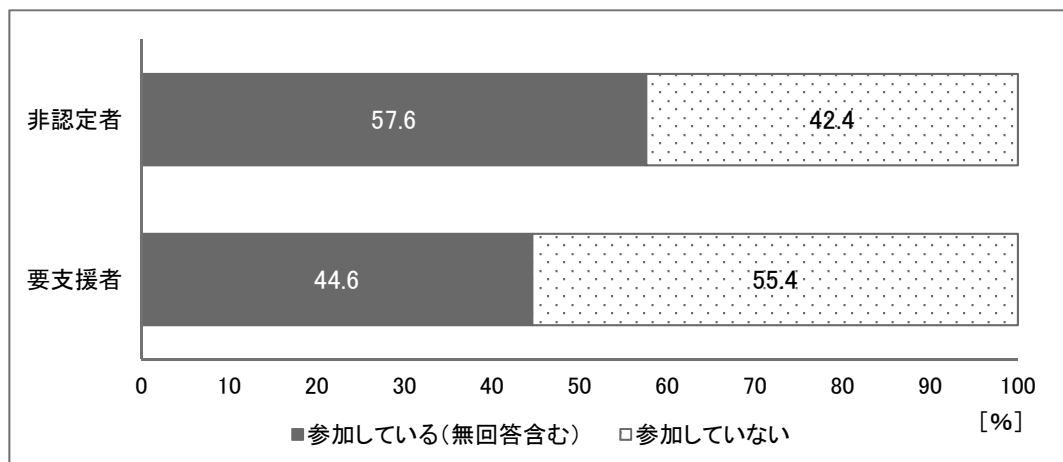
ウ 外出を控えている理由



* 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)

* 非認定者:要介護(要支援)認定を受けていない人

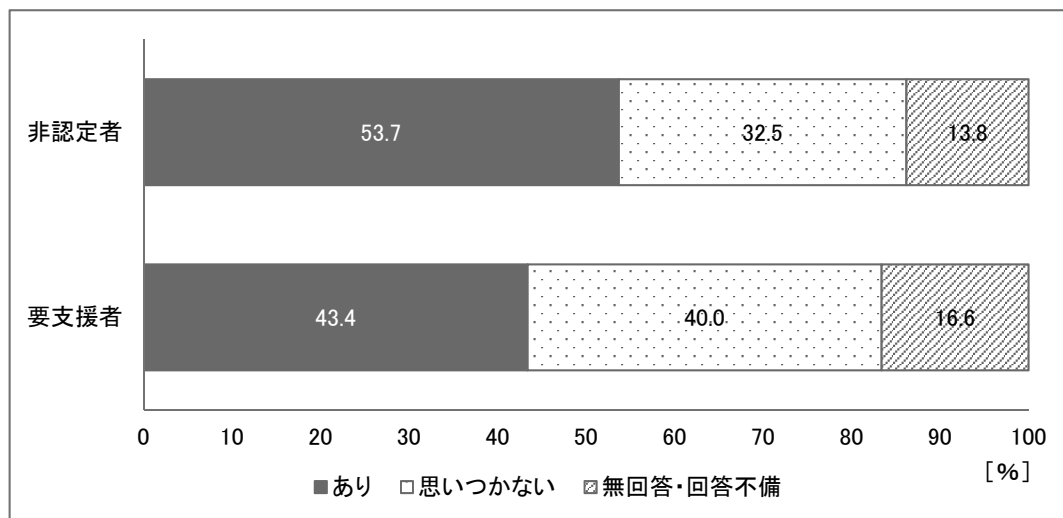
(9) 会・グループ(町会, 趣味のサークル等)への参加状況



* 平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)

* 非認定者:要介護(要支援)認定を受けていない人

(10) 生きがいの状況



* 平成 28 年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151 ページ参照)

* 非認定者：要介護(要支援)認定を受けていない人

2 今後の課題

(1) 認知症高齢者等を取り巻く課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、認知機能の低下に該当する方が最も多く、さらに高齢者数に対する認知症高齢者等の割合が全国よりも高い状況にあります。

認知症になってもできる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるためには、認知症の人やその家族に早期に関わることが重要であることから、周囲の誰かが異変に気付いたら関係機関へ相談し、必要な支援につながるよう、認知症の正しい理解についての普及・啓発をさらに強化する必要があります。

また、在宅介護実態調査において、介護に取り組む家族が、認知症状への対応に一番不安を感じており、さらに高齢者虐待の被虐待者の半数が認知症であることから、家族への支援を充実することや、その家族が孤立せず、地域の理解のなかで生活できるようにすることが求められています。

(2) 高齢者の自立した生活の課題

重度認定者(要介護3以上)においては、脳血管疾患や認知症状の重症化による、要介護度の重度化がみられ、生活習慣病の予防対策を一層強化する必要があります。また、軽度認定者(要介護2以下)においては、筋・骨格系の疾患が多くみられ、足や腰などの痛みのため外出を控えている高齢者も多いことから、運動機能の向上に向けた対策を強化する必要があります。

さらに、少子高齢化により、地域社会の担い手が減るなかで、元気な高齢者は引き続き健康を保ちながら、地域の担い手として積極的に社会参加していくことが求められています。高齢者の社会参加がさらに広がるよう、さまざまな活動に対する支援に加え、活動していない方に対する働きかけ、社会参加のきっかけづくりに取り組む必要があります。

第4節 介護保険サービスの状況

1 現状

(1) 要介護(要支援)認定の状況

要介護(要支援)認定率は、他の地域よりも高く、特に要支援1および要支援2の認定率が高くなっています。

ア 認定率の推移

[%]

区分	函館市	北海道	全国	中核市平均
平成26年度	22.0	19.3	17.9	18.4
平成27年度	22.1	19.4	17.9	18.4
平成28年度	22.2	19.5	18.0	18.5

* 地域包括ケア「見える化」システム(認定率(要介護度別))

* 各年度3月末日現在

イ 年齢調整済み認定率

[%]

区分	函館市	北海道	全国	中核市平均
要支援1	4.6	3.4	2.6	3.0
要支援2	3.1	2.7	2.5	2.7
要介護1	4.3	4.3	3.6	3.9
要介護2	3.1	3.2	3.1	3.1
要介護3	2.4	2.1	2.4	2.4
要介護4	2.2	1.9	2.2	2.1
要介護5	2.0	1.7	1.7	1.7
合計	21.7	19.3	18.1	18.9
再掲:軽度者(要介護2以下)	15.1	13.6	11.8	12.7
再掲:重度者(要介護3以上)	6.6	5.7	6.3	6.2

* 地域包括ケア「見える化」システム(年齢調整済み認定率(要介護度別))

* 平成29年3月末日現在

* 年齢調整済み認定率:第1号被保険者数を全国平均と同じ性・年齢構成とした場合の認定率

(2) 要介護(要支援)認定者のサービス利用状況

介護サービスの受給率および利用率ともに北海道に比べ高くなっていますが、利用率は全国より低くなっています。

ア 介護サービス受給率(受給者数÷第1号被保険者数)

[%]

区分	函館市	北海道	全国	北海道との差	全国との差
要支援1	2.9	1.9	1.2	1.0	1.7
要支援2	2.4	1.9	1.5	0.5	0.9
要介護1	3.6	3.6	3.0	0.0	0.6
要介護2	2.8	2.8	2.9	0.0	-0.1
要介護3	2.2	1.8	2.3	0.4	-0.1
要介護4	2.0	1.7	2.0	0.3	0.0
要介護5	1.7	1.4	1.4	0.3	0.3
合 計	17.6	15.1	14.3	2.5	3.3

* 地域包括ケア「見える化」システム(受給者・受給率)

* 平成29年3月実績

イ 介護サービス利用率(受給者数÷要介護(要支援)認定者数)

[%]

区分	函館市	北海道	全国
要支援1	59.5	52.6	49.5
要支援2	75.9	66.8	64.1
要介護1	84.2	82.1	83.1
要介護2	91.8	89.2	91.8
要介護3	90.6	90.9	94.2
要介護4	89.4	85.9	92.1
要介護5	82.7	79.1	88.8
合 計	79.9	77.0	80.3

* 地域包括ケア「見える化」システム(受給者・受給率, 要介護・要支援認定者数)

* 平成29年3月実績

(3) 介護人材の状況

市内の介護サービス事業所における従業員の過不足の状況は、全体では59.4%の事業所が不足(大いに不足・不足・やや不足)していると回答しています。

職種別にみると、訪問介護事業所等の「訪問介護員」が90.0%、通所介護事業所や介護保険施設などの「介護職員」も66.7%が不足していると回答しています。一方、その他の職種では、「看護職員」は71.7%、「介護支援専門員(ケアマネジャー)」は82.2%が適当と回答しています。

[%]

区分	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰
事業所全体	9.8	22.9	26.7	40.1	0.5
訪問介護員(サービス提供責任者含む)	20.0	44.3	25.7	10.0	0.0
介護職員	14.6	24.4	27.7	32.9	0.5
看護職員	2.3	9.3	16.2	71.7	0.6
生活相談員(支援相談員)	1.5	2.9	12.5	80.9	2.2
介護支援専門員(ケアマネジャー)	1.1	5.0	10.0	82.2	1.7
理学・作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員等	4.4	1.1	13.3	81.1	0.0
栄養士	0.0	1.7	6.8	89.8	1.7

* 平成29年度介護人材の確保・定着に関する実態調査

* 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

2 今後の課題

第1号被保険者に占める、介護サービスの受給率が全国や北海道と比べて高く、今後も後期高齢者の増加に伴い、受給率が高くなることが予測され、サービス提供体制の確保が求められますが、各事業所では訪問介護員や介護職員が不足していると感じており、介護人材の確保が課題となっています。

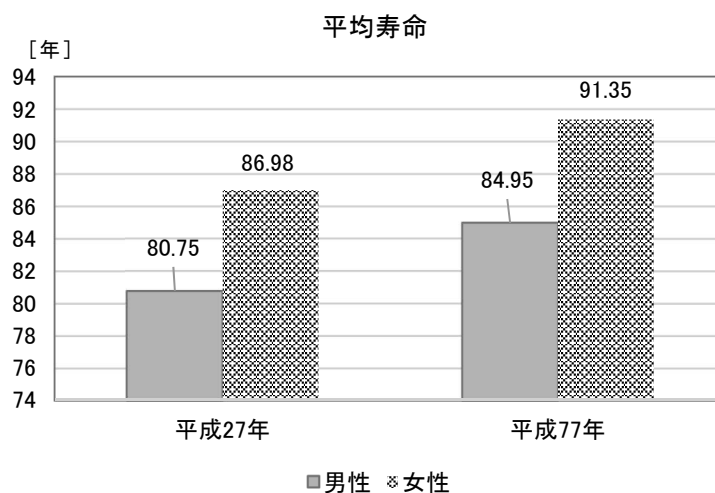
一方、養介護施設従事者等による高齢者虐待が問題となっていることから、質の高いサービスを適切に提供できるよう介護人材の育成と質の向上が必要となっています。

また、長期的に安定した介護保険制度を構築し、質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供基盤の充実や自立支援に資するケアマネジメントの普及とともに、介護保険事業の適正な運営を確保する必要があります。

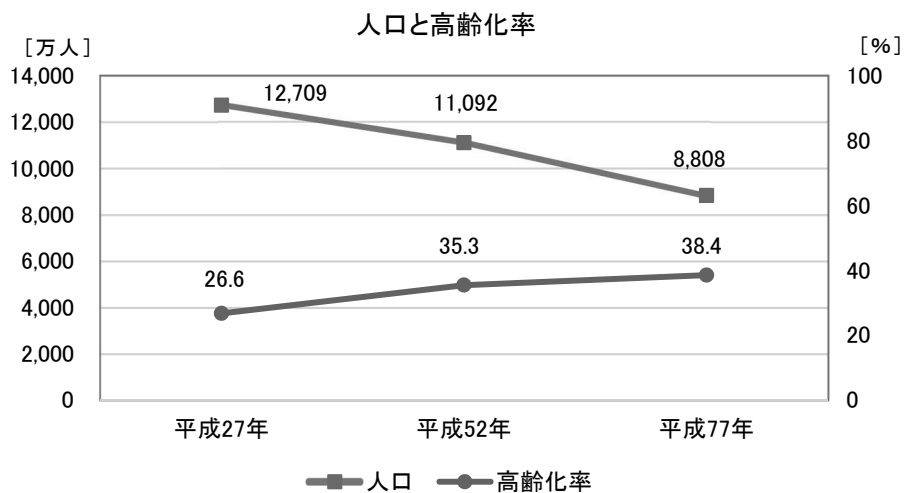
トピックス

〔日本の将来推計人口〕

平成29年4月に国立社会保障・人口問題研究所から、日本の将来推計人口の公表があり、この将来推計によると、平均寿命は、平成27年の男性80.75年、女性86.98年から、平成77年に男性84.95年、女性91.35年に伸長すると推計しています。



人口は平成27年の1億2,709万人から、平成77年に8,808万人に減少、高齢化率は平成27年の26.6%から、平成77年には38.4%に上昇すると推計しています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定にあたっての視点

高齢化の進行に伴い、単身や夫婦のみの高齢者世帯のほか、認知症高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能としていくためには、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、地域の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

1

地域包括ケアシステムの構築に向けた重点事項への取組

国が定める基本指針では、地域包括ケアシステムを構築するため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、以下の5項目を重点事項としており、これらを地域の実情に応じて取り組む必要があります。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援・介護予防サービスの充実
- 地域ケア会議の推進
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

2

介護保険制度等の改正への対応

地域包括ケアシステムを強化するため、平成29年6月に介護保険法や医療法等の関係法律が一部改正されました。

介護保険制度では大きく以下の5項目について見直しが行われ、平成29年以降順次施行されます。

(1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

【平成30年4月施行】

高齢化が進展するなか、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、保険者である市町村が地域の課題を分析して、高齢者が有する能力に応じた自立した生活を送ることができるよう取組を進めることが求められており、以下の3項目が、法律により制度化されたことから、本市では、保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組む必要があります。

- データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標を計画に記載）
- 適切な指標による実績評価
- 財政的インセンティブの付与

(2) 新たな介護保険施設(介護医療院)の創設【平成30年4月施行】

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、新たに介護医療院が創設されることとなりました。

この介護医療院については、平成36年3月に廃止となる介護療養型医療施設や、医療療養病床を持つ医療機関などからの転換の意向を踏まえる必要があります。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進【平成30年4月施行】

国が掲げる「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の考え方では、支援を必要とする世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題に対し、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携等による解決が図られることをめざしています。

そのため、住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、分野を超えて地域生活課題に総合的に相談に応じ関係機関と連絡調整等を行う体制や、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制、といった包括的な支援体制づくりに努めることとされ、また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけることとされました。

(4) 所得の高い人の利用者負担割合の見直し【平成30年8月施行】

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある方の利用者負担割合を2割としていましたが、特に所得の高い方の利用者負担割合を3割とすることとされました。

(5) 被用者保険等保険者の介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定方法の見直し【平成29年7月施行】

第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、被用者保険等保険者が加入者数に応じて負担していましたが、被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた額とすることとされました。

第2節 計画の基本理念と基本方針

人生80年時代を迎え、21世紀の本格的な高齢社会における本市のめざすべきまちの姿を掲げ、その実現に向かって、市と市民が一体となって取り組む姿勢を明らかにすることにより、市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、平成6年12月10日に「いきいき長寿都市」を宣言しました。

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会を築いていくことをめざすこの宣言の趣旨は、本市の高齢化率が30%を上回り、90歳以上の高齢者が5千人を超え長寿高齢化が進んだ現在においても、市民共通のテーマです。

したがって、この宣言の趣旨を本計画の基本理念とします。

基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題と視点を踏まえ、以下の3つの基本方針を掲げ、高齢者保健福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を推進し、思いやりにあふれ、安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

高齢者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、生活環境等の整備を進めます。

基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供基盤の充実と適正な運営の確保を図ります。

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。

（意義・目標）

現代社会を、その英知や努力によって築き上げてきた高齢者に感謝し、先輩市民として敬う、人間性豊かなまちに。

- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。

（意義・目標）

高齢者が長年培った知識や技術を生かし、主体的に社会参加し気軽に活動できる活力あるまちに。

- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。

（意義・目標）

家族や隣人が互いに助け合い、高齢者の介護や健康管理を行い行政も含め地域ぐるみで支え合う思いやりあふれるまちに。

- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。

（意義・目標）

いつでも、どこでも、だれでも必要とする保健、医療、福祉などのサービスを活用し、いつまでも健康で安心して暮らせるまちに。

- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

（意義・目標）

だれもが自由に出歩き、等しく憩い、集い合うことができるように居住・生活環境が整備されやさしさの行き届いたまちに。

第3節 施策の体系

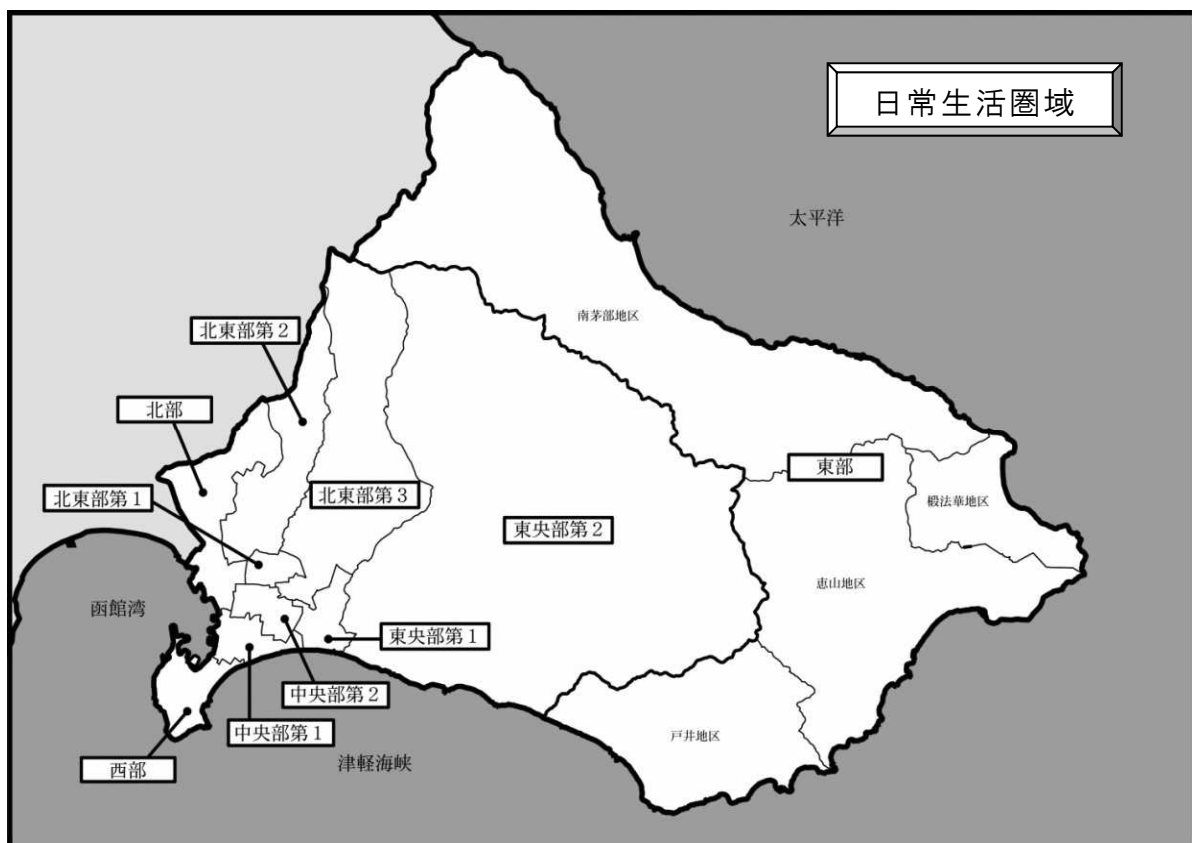
基本理念	基本方針	基本施策	
		施策目標	個別施策
いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして	Ⅰ 地域の支え合いの推進	1 共に支え合う地域づくりの推進	
		・ 多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします ・ 支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待防止の推進 (5) 地域における見守り活動の推進 (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (7) 高齢者在宅福祉サービスの充実 (8) 福祉コミュニティエリアの整備
		2 在宅医療・介護連携の推進	
	Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備	・ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
		3 認知症高齢者等への支援の充実	
		・ 認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます	(1) 知識の普及と理解の促進 (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化 (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進 (4) 成年後見制度の利用促進
	Ⅲ 安定した介護保険制度の構築	4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
		・ 高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます	(1) 介護予防の普及・啓発 (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援 (3) 地域リハビリテーションの推進 (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
		5 主体的な社会参加の促進	
		・ 高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます	(1) 支え合い活動への参加支援 (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進 (3) 就業機会の拡大
	Ⅳ 暮らしやすいまちづくりの推進	6 暮らしやすいまちづくりの推進	
		・ 高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます	(1) 市民協働の推進 (2) 安心・安全な生活の確保 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者向け住まいの充実
		7 介護保険サービスの充実	
	Ⅴ 介護保険制度の円滑な運営	・ 介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します	(1) 施設・居住系サービス基盤の整備 (2) 介護給付等対象サービスの利用見込み (3) 介護保険料
		8 介護保険制度の円滑な運営	
		・ 介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します	(1) 情報発信の充実 (2) 人材の確保および資質の向上 (3) 事業者への支援・指導体制の充実 (4) 低所得者向け施策の実施 (5) 介護認定の公平性・公正性の確保 (6) 介護給付適正化計画の推進

第4節 日常生活圏域の設定

第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)から、市町村は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされ、本市においては、それまでの高齢者計画や地域福祉計画での区分などとの整合を図り、6圏域に区分し、圏域ごとの基盤整備を進めてきました。

しかし、6圏域では、高齢者数や面積のばらつき、民生委員・児童委員の方面協議会(平成26年当時は29方面、平成28年12月から30方面)の区域との不整合が課題とされていたことから、これを解消するため、新函館市総合計画(平成19～28年度)における地区区分を尊重すること、圏域ごとの高齢者数が概ね1万人を超えないこと、民生委員・児童委員の方面協議会の区域との整合を図ることを基本的な考え方とし、第6期計画(平成27～29年度)において、日常生活圏域を10圏域としました。

本計画においても、日常生活圏域を10圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを設置するほか、東部圏域にはランチ1か所を設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の3職種が中心となって、介護予防等に関する相談をはじめとする高齢者への総合的な支援を行うとともに、地域ケア会議の充実を図るなど、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進します。



《日常生活圏域の町名》

圏 域	町 名
西 部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目, 湯川町2丁目, 湯川町3丁目, 花園町, 日吉町1丁目, 日吉町2丁目, 日吉町3丁目, 日吉町4丁目
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目, 西旭岡町2丁目, 西旭岡町3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部第1	富岡町1丁目, 富岡町2丁目, 富岡町3丁目, 中道1丁目, 中道2丁目, 鍛冶1丁目, 鍛冶2丁目
北東部第2	美原1丁目, 美原2丁目, 美原3丁目, 美原4丁目, 美原5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目, 北美原2丁目, 北美原3丁目, 石川町, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目, 昭和4丁目
北東部第3	山の手1丁目, 山の手2丁目, 山の手3丁目, 本通1丁目, 本通2丁目, 本通3丁目, 本通4丁目, 陣川町, 陣川1丁目, 陣川2丁目, 神山町, 神山1丁目, 神山2丁目, 神山3丁目, 東山町, 東山1丁目, 東山2丁目, 東山3丁目, 水元町, 亀田大森町
北 部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目, 港町2丁目, 港町3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目, 桔梗2丁目, 桔梗3丁目, 桔梗4丁目, 桔梗5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町
東 部	戸 井 地 区
	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵 山 地 区
	日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大瀬町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
東 部	楳法華地区
	恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
東 部	南茅部地区
	古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町

第 4 章 施策の展開

施策体系と個別施策・事業名

基本方針		
基本施策		
個別施策		
	事業名	ページ
I	地域の支え合いの推進	40
	1 共に支え合う地域づくりの推進	40
	(1) 地域包括支援センターの機能強化	41
	ア 地域包括支援センターの体制整備	41
	イ 地域包括支援センターとの連携・協働	43
	ウ 地域包括支援センターの普及・啓発	43
	(2) 地域ケア会議の推進	44
	ア 地域ケア会議の開催	44
	イ 地域ケア会議体系の構築	45
	(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化	46
	ア 介護支援ボランティアポイント事業	46
	イ ぐらしのサポーター養成事業	46
	ウ 生活支援体制整備事業	46
	(4) 高齢者虐待防止の推進	47
	ア 高齢者虐待防止の普及・啓発	47
	イ 高齢者虐待防止ネットワークの構築	47
	ウ 高齢者虐待事例への対応	48
	(5) 地域における見守り活動の推進	48
	ア 高齢者見守りネットワーク事業	48
	イ 地域の見守り活動の普及・啓発	48
	(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実	49
	ア 家族介護者交流事業	49
	イ 男性家族介護者交流事業	49
	ウ 介護マーク配付事業	49
	エ 家族介護支援員の配置	49
	オ 家族介護慰労事業	50
	カ 家族介護用品給付事業	50
	キ 認知症サポーター養成事業	50
	(7) 高齢者在宅福祉サービスの充実	51
	ア ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	51
	イ 東部地区外出支援サービス	51
	ウ 除雪サービス	52
	エ 寝具乾燥サービス	52
	オ 「食」の自立支援事業	52
	カ 高齢者生活援助員派遣事業	52
	キ ショートステイ事業	53
	ク シルバーハウジング生活援助員派遣事業	53
	ケ 在宅福祉ふれあいサービス事業	53
	コ 安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業	53
	(8) 福祉コミュニティエリアの整備	54
	福祉コミュニティエリアの整備	54

基本方針			
	基本施策		
	個別施策		
		事業名	ページ
	2	在宅医療・介護連携の推進	55
		(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	55
		ア 医療・介護連携支援センター運営委員会の設置	55
		イ 関係市町との連携	55
		(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実	56
		ア 地域の医療・介護の資源の把握	56
		イ 医療・介護関係者の情報共有の支援	56
		ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	56
		エ 地域住民への普及・啓発	56
		オ 医療・介護関係者の研修	56
		カ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築	57
	3	認知症高齢者等への支援の充実	58
		(1) 知識の普及と理解の促進	58
		ア 認知症ケアパスの普及	58
		イ 認知症ガイドの配布	58
		ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施	58
		エ 若年性認知症への理解の促進	59
		(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化	59
		ア 認知症サポーター養成事業	59
		イ 認知症カフェの地域展開	59
		ウ 認知症地域支援推進員の配置	59
		エ 認知症関連団体支援事業	59
		(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進	60
		ア 認知症相談の実施	60
		イ 認知症初期集中支援チームの配置【新規】	60
		ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム	60
		(4) 成年後見制度の利用促進	61
		ア 成年後見センターの設置・運営	61
		イ 市民後見人の養成	61
		ウ 成年後見制度利用支援事業	61

基本方針			
基本施策			
個別施策			
		事業名	ページ
Ⅱ	自立した生活を送ることができる環境の整備		62
4	介護予防・健康づくりによる自立の推進		62
	(1) 介護予防の普及・啓発		63
	ア 介護予防の普及・啓発		63
	イ 介護予防教室		63
	ウ 介護予防体操の普及		63
	(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援		64
	ア 地域住民グループの支援		64
	イ 介護予防体操リーダーの養成		64
	ウ 地域型介護予防体操教室		64
	エ 通いの場の運営支援【新規】		64
	オ 介護支援ボランティアポイント事業		64
	カ 暮らしのサポーター養成事業		65
	(3) 地域リハビリテーションの推進		65
	ア 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】		65
	(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進		66
	ア 心身の健康の増進		66
	イ 感染症の予防		67
5	主体的な社会参加の促進		68
	(1) 支え合い活動への参加支援		68
	ア 介護支援ボランティアポイント事業		68
	イ 暮らしのサポーター養成事業		68
	ウ 生活支援体制整備事業		69
	(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進		69
	ア 社会参加の促進		69
	イ 生涯学習の充実・促進		71
	ウ スポーツ活動の推進		72
	(3) 就業機会の拡大		73
	ア 高齢者の雇用の確保と促進		73
	イ シルバー人材センターへの支援		73
	ウ 就業支援の実施等		73
6	暮らしやすいまちづくりの推進		74
	(1) 市民協働の推進		74
	ア 市民活動への支援		74
	イ 町会活動への支援		74
	(2) 安心・安全な生活の確保		75
	ア 交通安全対策の強化		75
	イ 消費者・防犯意識の啓発		75
	ウ 防火・防災対策の強化		76
	(3) 福祉のまちづくりの推進		77
	ア 道路の整備		77
	イ 公園・緑地等の施設整備		77
	ウ 公共交通の利便性の向上		77
	(4) 高齢者向け住まいの充実		78
	ア 高齢者福祉施設への入所・入居		78
	イ 高齢者向け住宅の供給確保		79
	ウ 住宅改修等への支援		80

基本方針			
基本施策			
個別施策			
		事業名	ページ
Ⅲ	安定した介護保険制度の構築		82
	7 介護保険サービスの充実		82
	(1) 施設・居住系サービス基盤の整備		82
	ア 施設・居住系サービス基盤の整備の考え方		82
	イ 第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の見込み		83
	(2) 介護給付等対象サービスの利用見込み		84
	ア 居宅サービス		84
	イ 地域密着型サービス		88
	ウ 施設サービス		91
	エ 介護予防・生活支援サービス		92
	(3) 介護保険料		93
	ア 保険料基準額の算出		94
	イ 所得段階別保険料(保険料率)		95
	ウ 低所得者の保険料軽減		95
	エ 平成37年度の保険料の見込み		95
	8 介護保険制度の円滑な運営		96
	(1) 情報発信の充実		96
	ア 制度の周知・啓発		96
	イ 介護サービスに関する情報提供		96
	(2) 人材の確保および資質の向上		97
	ア サービス従事者の育成と質の向上		97
	イ 介護職員の人材確保		97
	ウ 介護サービスにおける事故防止の徹底		97
	(3) 事業者への支援・指導体制の充実		98
	ア 適正な事業者の指定		98
	イ 事業者への指導・監査		98
	(4) 低所得者向け施策の実施		99
	ア 介護保険料の軽減		99
	イ 介護保険料の減免		99
	ウ 利用者負担の軽減		99
	(5) 介護認定の公平性・公正性の確保		100
	ア 訪問調査		100
	イ 介護認定審査会		100
	(6) 介護給付適正化計画の推進		100
	介護給付適正化計画の推進		100

第4章

施策の展開

第1節 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

施策の方向性

今後ますます高齢化が進行するなかで、地域とのつながりが弱く、孤立する高齢者の増加が懸念されます。住み慣れた地域で、高齢期の生活をその人らしく豊かに安心して営むことができるよう、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や町会等の地域の多様な支援者と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、共に支え合う地域づくりに取り組みます。

さらに、高齢者は加齢に伴い、疾病にかかりやすい、介護が必要となる人が多い、認知症の発症率が高いなどの特徴があり、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。

こうした高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、様々な局面で包括的かつ継続的な医療と介護を提供するため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します。

また、認知症の人やその家族が孤立せず、地域の支え合いのなかで生活することができるよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発や支援体制の強化に取り組みます。

基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進

施策の目標 ・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします
・支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います

個別施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化
- (4) 高齢者虐待防止の推進
- (5) 地域における見守り活動の推進
- (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (7) 高齢者在宅福祉サービスの充実
- (8) 福祉コミュニティエリアの整備

〔 成果指標 〕

指標		目標値	現状値
指標1	家族・親族以外に関わりがあまりない人の割合	7.5%未満 [平成31年]	7.5% [平成28年]
指標2	地域ケア会議への参加者数	1,454人超 [平成32年度]	1,454人 [平成28年度]
指標3	地域包括支援センターの相談・対応件数	17,876件超(のべ) [平成32年度]	17,876件(のべ) [平成28年度]
指標4	養護者による高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合	35.1%未満 [平成32年度]	35.1% [平成28年度]

< 主な取組 >

基本施策 1	個別施策(1) 地域包括支援センターの機能強化	
	ア	地域包括支援センターの体制整備
	イ	地域包括支援センターとの連携・協働
	ウ	地域包括支援センターの普及・啓発

取組の内容

ア 地域包括支援センターの体制整備

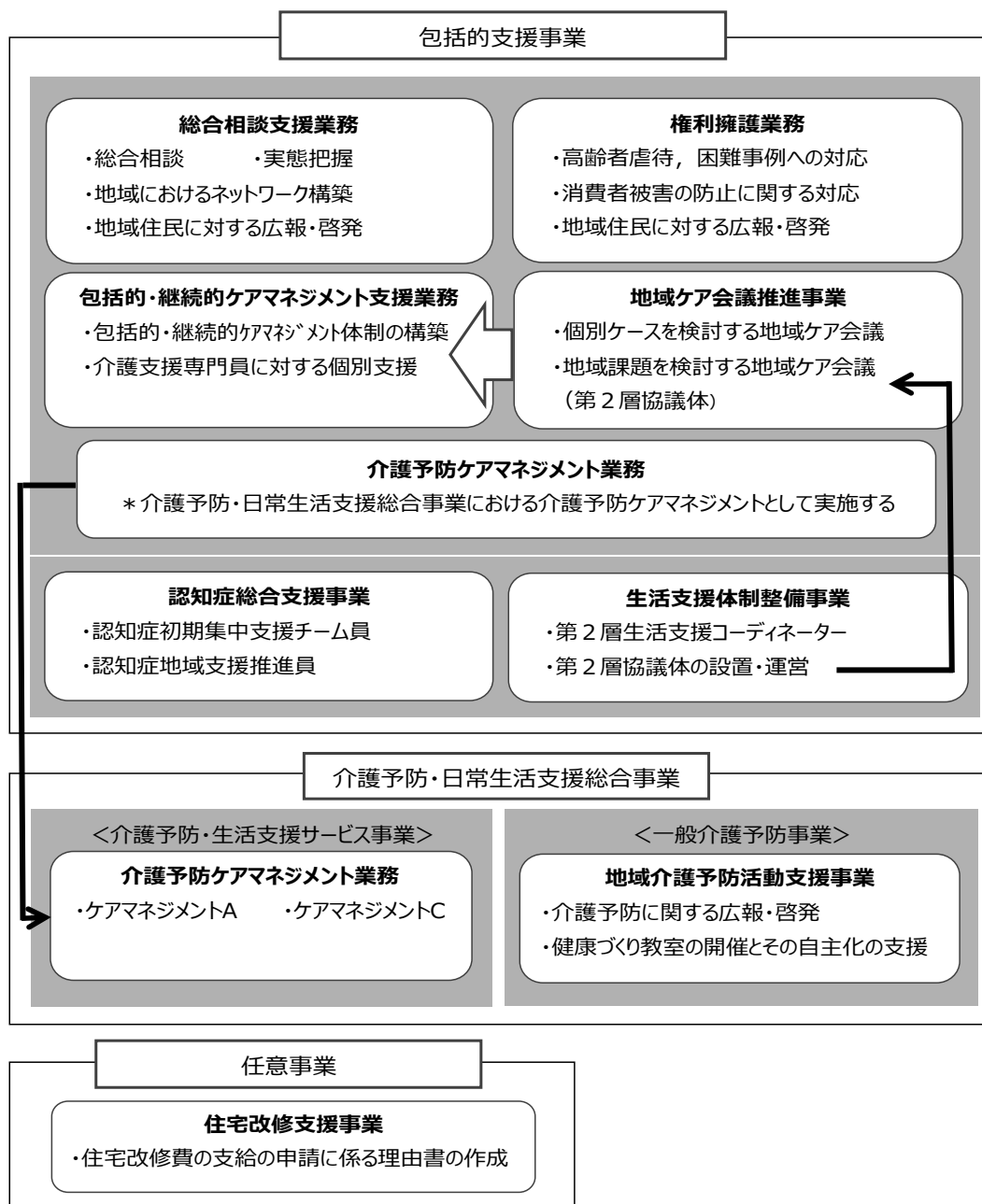
地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、様々な相談対応やサービス等のコーディネートを行うにあたり、多分野にわたる専門知識や技術を必要とするとともに、総合相談支援業務をはじめとする各事業の実施においては、高齢者の自立支援や地域課題の解決に向けた、より積極的な地域との関わりが求められています。

地域包括支援センターが地域包括ケアシステム構築に向け、期待される役割を果たすとともに、実態把握や関係機関とのネットワーク構築などの活動を十分に行うことができるよう、高齢者の人口や新たに付加する機能等に応じた適切な職員配置を図ります。

また、今後、国が定める評価指標を踏まえ、事業評価の実施方法を見直すほか、地域包括支援センターの自己評価や市の事業評価を通じて、地域包括支援センターの事業の質の向上に努めます。

取組の内容

【地域包括支援センター運営事業体系】



＜地域包括支援センターが取り組む地域の重点課題＞

地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに，誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりに向けて，以下の3点を重点課題として取り組みます。

- ① 地域で高齢者を支える関係機関との連携強化
- ② 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及・啓発の強化
- ③ 住民主体の活動の場の拡充による地域づくり

取組の内容

イ 地域包括支援センターとの連携・協働

市の地域包括ケアに関わる課や相談窓口に保健師や社会福祉士といった専門職を配置し、地域包括支援センターが適正かつ効果的に事業が実施できるよう連携を図ります。

(ア) 運営方針・活動計画の策定の連携

地域包括支援センターと協働し、取組の方向性や活動目標等を設定した運営方針を策定するほか、運営方針をもとに各地域包括支援センターが策定する活動計画やその遂行状況の自己評価、次年度の活動計画への反映といったPDCAサイクルによる事業展開に積極的に関わることにより、効果的な事業運営と事業の質の向上に努めます。

(イ) 地域包括支援センターとの協働

高齢者の複雑かつ多様化する相談や困難事例などに適切に対応するため、地域包括支援センターの職員と情報を共有しながら協働して課題解決を図るほか、定例的な協議の場を設けるとともに、地域包括支援センター連絡協議会が開催する会議や職能部会に参加し、意見交換や助言を行うなど、地域包括支援センターに対する支援を継続します。

ウ 地域包括支援センターの普及・啓発

地域包括支援センターが、サブネームである「高齢者あんしん相談窓口」として、地域の身近な相談先としての役割を果たせるよう、地域包括支援センターの機能や利用できる場面について、積極的に普及・啓発を図り、地域住民の認知度の向上に努めます。

トピックス

〔PDCA サイクル〕

Plan(計画), Do(実施), Check(評価), Action(改善)の頭文字をとったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって、計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方



基本施策 1	個別施策(2) 地域ケア会議の推進	
	ア	地域ケア会議の開催
	イ	地域ケア会議体系の構築

取組の内容

ア 地域ケア会議の開催

地域住民、民生委員・児童委員など地域の支援者や専門的視点を有する多職種の参画により、地域ケア会議を開催し、高齢者やその家族に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るとともに、多職種・多機関が連携・協働し、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

(ア) 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

日常生活圏域において、地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の多職種と連携・協働し、「個別ケースを検討する地域ケア会議」および「地域課題を検討する地域ケア会議」を開催し、個別ケースの支援を通じて、地域課題の把握を行うとともに、地域包括支援ネットワークの構築を進め、高齢者の自立支援や地域課題の解決に必要な社会資源の開発を推進します。

(イ) 市が主催する地域ケア会議(地域ケア全体会議)

日常生活圏域から抽出された地域課題を踏まえ、地域包括支援センターや関係機関、関連する会議体等と連携・協働し、『共に支え合うまち函館をめざして』をテーマに、「困った時に頼める人がいる」、「誰かの役に立っている」という市民が増えるよう、地域住民、関係機関、行政の総合力による地域づくりを行います。

トピックス

〔地域ケア会議〕

地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の多職種が集まり、個別ケースの支援内容の検討や地域の課題について話し合う会議で、高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備を同時に進める、地域包括ケアシステムを構築していくための手法のひとつです。



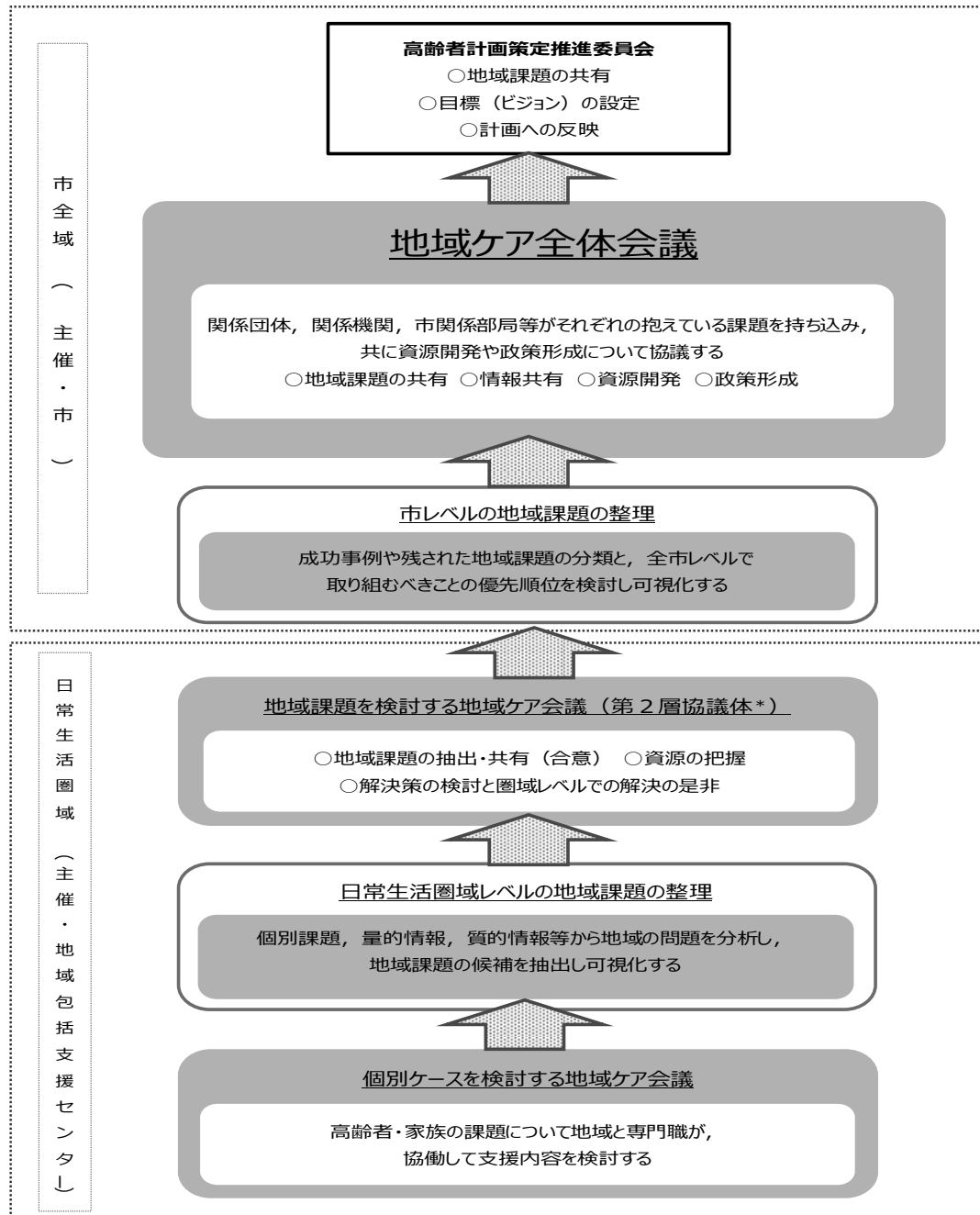
地域ケア全体会議の様子

取組の内容

イ 地域ケア会議体系の構築

地域包括支援センターと協働し、個別ケースを検討する地域ケア会議において自立支援型のケアマネジメント支援の視点を加えるほか、把握した地域課題の整理方法、既存の会議体等との連携体制を構築することについて検討を進めるなど、体系の構築と実効性のある仕組みづくりに取り組み、地域ケア会議の充実を図ります。

【函館市における地域ケア会議体系】



* 生活支援体制整備事業における、日常生活圏域（第2層）単位に設置する協議体のことをいう。（42ページ参照）

基本施策 1	個別施策(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化	
	ア	介護支援ボランティアポイント事業
	イ	くらしのサポーター養成事業
	ウ	生活支援体制整備事業

取組の内容

ア 介護支援ボランティアポイント事業

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

また、地域の支え合いを広げていくため、ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

イ くらしのサポーター養成事業

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(くらしのサポーター)を養成するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう、活動先の紹介や情報提供、助言などの支援をすることにより、地域における支え合いを推進します。

ウ 生活支援体制整備事業

市全域(第1層)および日常生活圏域(第2層)単位に配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現をめざします。

(ア) 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及・啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

(イ) 協議体

生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

基本施策 1	個別施策(4) 高齢者虐待防止の推進	
	ア	高齢者虐待防止の普及・啓発
	イ	高齢者虐待防止ネットワークの構築
	ウ	高齢者虐待事例への対応

取組の内容

ア 高齢者虐待防止の普及・啓発

(ア) 地域住民および地域の支援者への普及・啓発

地域住民および民生委員・児童委員や町会等の地域の支援者に対し、市や地域包括支援センター等の対応窓口や高齢者の異変に気付く視点等について、高齢者虐待防止講演会の開催やリーフレットの配布、地域包括支援センターによる出前講座等を通じた普及・啓発を図ります。

(イ) 介護サービス事業者等への普及・啓発

介護サービス事業者等に対し、高齢者虐待防止に関する研修を実施し、高齢者虐待の未然防止や早期発見に向けたスキルアップを図ります。

また、新設の介護サービス事業所に対し、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルを用い、発見の際の通報義務や虐待対応の流れ、身体拘束等について説明をすることにより、その普及・啓発を図ります。

イ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

司法などの専門家や医療・介護分野、警察等の関係機関により構成する要援護高齢者・障がい者対策協議会を開催し、高齢者虐待の早期発見や要援護者に対する適切な支援を行うための関係者間とのネットワークを構築します。

また、地域包括支援センターにおいて、医療機関向けに作成した「相談シート*」の普及を図り、高齢者虐待の早期の発見と相談・連絡ができる体制の構築に努めます。

* 医療機関が地域包括支援センターへ連絡・相談するための様式で、虐待が疑われる高齢者に関する情報を記載するもの。高齢者虐待の通報義務のほか、相談・通報については個人情報情報の漏えいに当たらないことを明記している。

取組の内容

ウ 高齢者虐待事例への対応

(ア) 養護者による高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」等の関係法令や、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに基づき、市の相談窓口配置する保健師、社会福祉士が中心となり、地域包括支援センターと連携し、高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援等を行います。

(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法等の関係法令や、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに基づき、市の保健師、社会福祉士が中心となり事実確認を行い、虐待と判断した場合は、改善指導や行政処分を行います。

基本施策 1	個別施策(5) 地域における見守り活動の推進	
	ア	高齢者見守りネットワーク事業
	イ	地域の見守り活動の普及・啓発

取組の内容

ア 高齢者見守りネットワーク事業

(ア) 単身高齢者の実態把握

高齢者の孤立を防ぎ、支援が必要な方を早期に把握するため、地域包括支援センターが、介護サービス等を利用していない75歳以上の単身高齢者宅を訪問し、対象者の心身や生活の状況等について実態把握を行い、必要に応じ各種サービス利用等の適切な支援につなげます。

(イ) 地域見守り活動協定事業者等との連携

民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合、または訪問先などで異変等を発見した際に、市に相談・通報することにより、迅速かつ適切な対応につなげられるよう、市内の民間事業者等と、地域見守り活動に関する協定を締結し、協力体制の構築を図ります。

イ 地域の見守り活動の普及・啓発

地域住民が共に支え合う地域の基盤づくりに向けて、地域包括支援センターと連携し、出前講座、リーフレットの配布等により、高齢者見守りネットワーク事業や地域での見守りの重要性について普及・啓発を図ります。

基本施策 1	個別施策(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実	
	ア	家族介護者交流事業
	イ	男性家族介護者交流事業
	ウ	介護マーク配付事業
	エ	家族介護支援員の配置
	オ	家族介護慰労事業
	カ	家族介護用品給付事業
	キ	認知症サポーター養成事業

取組の内容

ア 家族介護者交流事業

高齢者等を介護している家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流を行うことにより、家族介護者の心身のリフレッシュを図ります。

【家族介護者交流事業参加者】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
参加者数	39 人	44 人	78 人	100 人	100 人	100 人	100 人

イ 男性家族介護者交流事業

男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

【男性家族介護者交流事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
開催回数	—	—	2 回	4 回	6 回	6 回	6 回

ウ 介護マーク配付事業

認知症の人の介護は、他の人から見て介護していることがわかりにくいいため、介護者が偏見や誤解を受けることがないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マークを作成し、周知および配付することにより、介護者を温かく見守り支え合う地域づくりを推進します。

エ 家族介護支援員の配置

高齢者や認知症の人在宅で介護している家族の介護負担を軽減するため、保健師等の専門職を配置し、介護の悩みや心配に対する相談に応じるなど、地域のなかで安心して生活できるよう支援するほか、働く家族に対する相談体制の充実について検討します。

取組の内容

オ 家族介護慰労事業

寝たきりや認知症の高齢者を介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し、介護による身体的、精神的および経済的な負担を軽減するため、慰労金を支給します。

【家族介護慰労事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
支給件数	6 件	2 件	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件

カ 家族介護用品給付事業

寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入に要する費用負担を軽減するため、利用券を交付します。

【家族介護用品給付事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
給付認定者数 (のべ)	2,278 人	1,882 人	2,424 人	2,408 人	2,545 人	2,690 人	2,690 人

キ 認知症サポーター養成事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成します。

トピックス

〔認知症サポーター〕

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守る応援者のこと。

サポーターには、その証としてオレンジ色のリストバンド（オレンジリング）をお渡しします。

<問合せ先>

函館市保健福祉部高齢福祉課 ☎ 21-3081



サポーターの証 オレンジリング

基本施策 1	個別施策(7) 高齢者在宅福祉サービスの充実	
	ア	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
	イ	東部地区外出支援サービス
	ウ	除雪サービス
	エ	寝具乾燥サービス
	オ	「食」の自立支援事業
	カ	高齢者生活援助員派遣事業
	キ	ショートステイ事業
	ク	シルバーハウジング生活援助員派遣事業
	ケ	在宅福祉ふれあいサービス事業
	コ	安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業

取組の内容

ア ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等で、身体が虚弱なため緊急事態に機敏に行動することが困難な方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えている方などを対象に、火災や急病、その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置します。

【緊急通報システムの設置状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規設置台数	211 台	161 台	208 台
年度末設置総数	1,894 台	1,721 台	1,638 台

イ 東部地区外出支援サービス

車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な東部地区居住の高齢者等を対象に、移送用車両で利用者の居宅と医療機関等との間の送迎を行います。

【東部地区外出支援サービスの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	3,762 人	3,796 人	3,924 人

取組の内容

ウ 除雪サービス

ひとり暮らしの高齢者等で、除雪を行うことが困難で家族等の支援を受けられない方を対象に、生活通路の確保のため、除雪や排雪、屋根の雪下ろしを行います。

【除雪サービス利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	1,283 人	765 人	1,139 人

エ 寝具乾燥サービス

ひとり暮らしの高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の乾燥を行います。

【寝具乾燥サービスの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	61 人	67 人	89 人

オ 「食」の自立支援事業

地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、ひとり暮らしの高齢者等で、食事の調理が困難な方を対象に、定期的に食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

【「食」の自立支援事業の実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用件数(のべ)	25,783 件	20,567 件	20,058 件	20,058 件	20,058 件	20,058 件	20,058 件

カ 高齢者生活援助員派遣事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、介護保険制度で対応できない草取りなどの家周りの手入れ等、一時的に軽易な生活援助サービスを行い、在宅で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【高齢者生活援助員派遣の状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	54 人	46 人	83 人

取組の内容

キ ショートステイ事業

在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者で、介護している方の疾病などにより、介護保険の利用限度を超えて短期入所生活介護等の利用が必要と認められる方などに、一時的に短期入所生活介護施設等に入所させ、必要なサービスを提供します。

【ショートステイの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(のべ)	447 日	419 日	524 日

ク シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮し、バリアフリー化された市営住宅花園団地内のシルバーハウジングに生活援助員を配置し、居住者に対する生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

ケ 在宅福祉ふれあいサービス事業

社会福祉協議会が実施主体となり、町会単位で設置している在宅福祉委員会において、ひとり暮らしの高齢者等を対象に、訪問安否確認や家事援助、給食、訪問理美容のサービスを提供するほか、ボランティア団体への活動支援、健康・生きがいづくりなどに関する各種事業を実施します。

【在宅福祉ふれあいサービス事業の実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅福祉委員会数	125 委員会	124 委員会	130 委員会
協力員数	2,045 人	2,026 人	2,092 人
対象世帯数	5,700 世帯	5,624 世帯	5,815 世帯

コ 安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、かかりつけ医療機関や持病などを記載した情報用紙等を保管する安心ボトル(救急医療情報キット)を無料で配付し、万一の際の迅速で適切な救急活動に役立てることにより、高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

【安心ボトルの配付状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配付数	215 本	225 本	240 本

基本施策
1

個別施策(8) 福祉コミュニティエリアの整備

取組の内容

福祉コミュニティエリアは、東央部第1圏域に位置する日吉町4丁目の市営住宅団地跡地に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まいをはじめ、在宅の高齢者や障がい者などを支援する各種サービスを提供する事業所のほか、在宅での生活が困難な方のための施設などを整備するとともに、ふれあいや生きがいをもって共に支え合う地域コミュニティを形成することで、地域福祉を実践し、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとして各種取組を進めます。

【福祉コミュニティエリアにおける主な事業】

- ・住宅(戸建て住宅, 集合住宅, サービス付き高齢者向け住宅など)
- ・多世代交流施設
- ・メディカルモール(在宅療養支援診療所など)
- ・広域型特別養護老人ホーム
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・地域密着型特定施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・院内保育所, 託児所
- ・総合相談窓口
- ・就労支援サービス
- ・生活支援サービス
- ・コミュニティ・カフェレストラン
- ・介護予防, 健康増進事業など
- ・生活利便施設(スーパーマーケット, コンビニエンスストアなど)
- ・道路, 公園, 広場, 共同駐車場など

6施設 223床

基本施策2 在宅医療・介護連携の推進

施策の目標 ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します

個別施策

(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実

〔 成果指標 〕

	指標	目標値	現状値
指標5	多職種連携研修参加機関数	361機関超 [平成32年度]	361機関 [平成28年度]

＜主な取組＞

基本施策 2	個別施策(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	
	ア	医療・介護連携支援センター運営委員会の設置
	イ	関係市町との連携

取組の内容

ア 医療・介護連携支援センター運営委員会の設置

医療・介護連携支援センターの活動評価を行い運営の充実を図るため、医療・介護の関係者で構成する医療・介護連携支援センター運営委員会を設置し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けて必要な仕組みを協議します。

イ 関係市町との連携

行政区域を越えて在宅医療・介護サービスを利用する方がいる実態を踏まえ、入退院支援のルール、医療・介護連携のための情報共有ツール、急変時対応の仕組みなど、市において定めた仕組みやルールの広域的な連携の方法について、北海道の協力のもと関係市町と協議します。

基本施策 2	個別施策(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実	
	ア	地域の医療・介護の資源の把握
	イ	医療・介護関係者の情報共有の支援
	ウ	在宅医療・介護連携に関する相談支援
	エ	地域住民への普及・啓発
	オ	医療・介護関係者の研修
	カ	切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

取組の内容

ア 地域の医療・介護の資源の把握

在宅療養を支える地域の医療機関や介護サービス事業所の情報を引き続き把握し、医療・介護連携支援センターのホームページ上に「在宅医療・介護連携マップ」を公表し、市民および医療・介護関係者へ活用を周知します。

イ 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活における状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有を行うためのツールとして作成した「はこだて医療・介護連携サマリー」の運用状況の検証を行うとともに、ICTの活用による情報共有に向けた調査研究を進めます。

ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療・介護連携支援センターに看護師や社会福祉士の資格と介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格を併せ持つ専門の相談員を配置し、市民や地域の医療・介護関係者からの相談対応、必要な情報提供のほか、関係者が円滑に連携するための調整・支援を積極的に行います。

エ 地域住民への普及・啓発

地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、医療と介護の連携に関する各種の情報を、高齢者対象大学などの高齢者が集まるさまざまな場を通じて提供し、普及・啓発に取り組めます。

オ 医療・介護関係者の研修

在宅医療や介護に関わる多様な職種間の相互理解を深め、専門的な知識の普及や資質の向上が図られるようさまざまな研修会を企画し、開催します。

また、市内の各関係機関が開催する研修情報等を一元化し、医療・介護連携支援センターのホームページ上に公表することにより、関係多職種が相互に学ぶことができる機会を情報提供します。

取組の内容

カ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

患者・利用者の入退院時における医療・介護関係者間の連携のための標準的なルールとして作成した「はこだて入退院支援連携ガイド」の周知および運用状況の検証を行うほか、医療・介護連携における「急変時の対応」、「看取り」の局面における市内の各関係機関の好取組事例の調査研究とそのノウハウの拡大などに取り組みます。



医療・介護連携支援センター(問合せ先 電話 43-3939)

基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実

施策の目標 ・認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます

個別施策

- (1) 知識の普及と理解の促進
- (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化
- (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進
- (4) 成年後見制度の利用促進

〔 成果指標 〕

	指標	目標値	現状値
指標6	認知症地域支援推進員の人数	13人 [平成32年度末]	3人 [平成28年度末]

<主な取組>

基本施策 3	個別施策(1) 知識の普及と理解の促進	
	ア	認知症ケアパスの普及
	イ	認知症ガイドの配布
	ウ	軽度認知障害スクリーニングテストの実施
	エ	若年性認知症への理解の促進

取組の内容

ア 認知症ケアパスの普及

認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示す認知症ケアパスを作成し、その普及に努めます。

イ 認知症ガイドの配布

認知症に早く気づき、症状を理解して適切に対応することができるよう、認知症ガイドを作成し、公共機関の窓口や医療機関、各相談窓口に設置します。

ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施

認知症の予備軍とされる軽度認知障害(MCI)の疑いがある高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげるとともに、認知症の正しい知識の普及啓発や早期診断の契機とすることを目的にスクリーニングテストを実施します。

取組の内容

エ 若年性認知症への理解の促進

北海道とも連携し、若年性認知症への理解の促進を図るとともに、若年性認知症の人やその家族が、その状態に応じた適切な支援を受けることができるよう具体的な検討を進めます。

基本施策 3	個別施策(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化	
	ア	認知症サポーター養成事業【再掲】
	イ	認知症カフェの地域展開
	ウ	認知症地域支援推進員の配置
	エ	認知症関連団体支援事業

取組の内容

ア 認知症サポーター養成事業【再掲 50ページ】

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成します。

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
実施回数	52 回	55 回	58 回	60 回	60 回	60 回	60 回
受講者数(のべ)	1,635 人	1,736 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

イ 認知症カフェの地域展開

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、認知症の人の家族の介護負担の軽減に資することを目的とした認知症カフェを、地域の身近な場所で実施します。

ウ 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護サービス事業所および地域の支援機関との連携を図るための取組や、認知症の人やその家族に対する相談・支援事業などを行う認知症地域支援推進員の配置を拡充し、支援体制の強化を図ります。

エ 認知症関連団体支援事業

地域において自主的に認知症を予防する活動に取り組んでいるグループや認知症の人とその家族への相談・支援活動を行っている団体を支援します。

基本施策 3	個別施策(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進		
	ア	認知症相談の実施	
	イ	認知症初期集中支援チームの配置 【新規】	
	ウ	函館地区高齢者のための SOS ネットワークシステム	

取組の内容

ア 認知症相談の実施

市役所、地域包括支援センターをはじめとして、社会福祉協議会や認知症の家族会、認知症疾患医療センターにおいて電話、来所などによる相談に随時対応するなど、相談体制の充実を図ります。

イ 認知症初期集中支援チームの配置 【新規】

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的として、認知症が疑われる人や認知症の人、およびその家族に対し、訪問、観察、評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、必要な医療・介護等のサービスにつなげ、自立生活の支援を行うための認知症の専門医や医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを配置します。

ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

徘徊などにより、行方不明となった認知症の高齢者等を北海道や警察署、周辺自治体等との連携、ならびに市のANSINメールによる市民への情報配信、捜索への協力の呼びかけにより速やかな保護に努めます。

【行方不明者の保護状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保護人数(のべ)	8 人	28 人	60 人

基本施策 3	個別施策(4) 成年後見制度の利用促進	
	ア	成年後見センターの設置・運営
	イ	市民後見人の養成
	ウ	成年後見制度利用支援事業

取組の内容

ア 成年後見センターの設置・運営

成年後見センターは、成年後見制度に係るワンストップサービス機関として設置されており、成年後見制度に関する相談・利用支援、普及啓発のほか、市民後見人の育成・指導・活動支援・受任調整、関係機関との連携などを行い、制度の利用促進を図ります。

イ 市民後見人の養成

成年後見制度利用者の増加に伴い、親族以外の第三者後見人等に対するニーズが高まっていることから、弁護士などの専門職以外の第三者後見人として市民後見人を養成します。

ウ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者等が、身寄りがいない等の場合に、家庭裁判所への申立てを本人・親族に代わって市長が行うほか、制度の利用に係る費用負担が困難な方にその費用を助成します。

トピックス

〔成年後見制度〕

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事の判断能力が不十分な方に対し、本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度です。

<問合せ先・相談先>

函館市成年後見センター 函館市総合福祉センター(あいよる 21) 2 階 ☎ 23-2600

成年後見人の役割	
身上監護	財産管理
・ 住居に関すること (賃貸の契約、家賃の支払 など) ・ 福祉サービスに関すること (介護保険の利用手続き、 施設入所の手続き など)	・ 収入(年金、給与等)や支出(生活費、公共料金等)の管理 ・ 預貯金、印鑑、権利証などの保管 ・ 金融機関との取引 ・ 不動産など重要な財産の管理保存
等	等

第2節 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

施策の方向性

高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、今後も自立した生活を営むことができるように、自らが介護予防や健康づくりに取り組むとともに、地域のつながりを維持し、生きがいをもって自分らしい生活を送ることができる環境づくりが重要になっています。

このため、高齢者一人ひとりが、身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、地域のボランティア等と連携しながら多様な機会・場を確保し、住民主体の介護予防活動の取組を支援します。また、介護支援専門員(ケアマネジャー)や運動指導・リハビリテーション等の専門職と連携し、高齢者の自立支援に向けた取組を進めます。

さらに、高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持しながら、いつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、活動の機会・場を提供し、高齢者の主体的な社会参加の促進や、あらゆる主体が互いに連携したまちづくりを進めるとともに、安心・安全な生活環境の整備を進めます。

基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進

施策の目標 ・高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます

個別施策

- (1) 介護予防の普及・啓発
- (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援
- (3) 地域リハビリテーションの推進
- (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進

〔 成果指標 〕

指標		目標値	現状値
指標7	介護予防教室の参加者数	7,487人超(のべ) [平成32年度]	7,487人(のべ) [平成28年度]
指標8	新規の要介護2以下の認定者数の割合(高齢者数比)	2.9%未満 [平成32年度]	2.9% [平成28年度]

< 主な取組 >

基本施策 4	個別施策(1) 介護予防の普及・啓発	
	ア	介護予防の普及・啓発
	イ	介護予防教室
	ウ	介護予防体操の普及

取組の内容

ア 介護予防の普及・啓発

高齢者の運動・生活機能の維持・向上につながる介護予防の普及・啓発のため、地域の要望に応じた健康教育・健康相談等を実施します。

また、関係機関や団体、研究機関、介護予防に取り組む事業者と連携し、講演会など様々な機会を通じて最新の介護予防研究情報等を広く市民に提供します。

【健康教育の開催回数と参加者数】

*平成28年度以降は下記ウを含む

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
開催回数	86回	106回	60回	60回	60回	60回	60回
参加者数(のべ)	1,542人	2,128人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人

イ 介護予防教室

高齢者が自立した生活をつづけることができるように、介護予防教室の効果的なあり方を研究しながら、継続して実施します。

【介護予防教室の開催回数と参加者数】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
開催回数	128回	488回	518回	518回	518回	518回	518回
参加者数(のべ)	2,591人	7,487人	12,240人	12,390人	12,390人	12,390人	12,390人

ウ 介護予防体操の普及

高齢者自らが自宅や地域の集まりの場で、楽しみながら気軽に介護予防に取り組めるご当地体操として制作した「はこだて賛歌de若返り体操」の普及に努めるとともに、その体操を指導する体操アドバイザーの派遣を行います。

【体操アドバイザー派遣回数と受講者数】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
派遣回数	—	32回	25回	25回	25回	25回	25回
受講者数(のべ)	—	852人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

基本施策 4	個別施策(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援	
	ア	地域住民グループの支援
	イ	介護予防体操リーダーの養成
	ウ	地域型介護予防体操教室
	エ	通いの場の運営支援 【新規】
	オ	介護支援ボランティアポイント事業 【再掲】
	カ	くらしのサポーター養成事業 【再掲】

取組の内容

ア 地域住民グループの支援

地域において介護予防に主体的に取り組んでいる住民グループが、効果的に介護予防活動を行えるよう、助言・指導を行うとともに、介護予防体操リーダーやボランティアの紹介・派遣などの支援を行います。

イ 介護予防体操リーダーの養成

簡単で気軽に楽しめる「はこだて賛歌de若返り体操」など介護予防体操の指導や地域での介護予防活動の運営に参画が期待できる介護予防体操リーダーを養成し、地域における介護予防の取組を推進します。

ウ 地域型介護予防体操教室

地域の身近な場所で、身体機能に応じたコース別プログラムによる体操教室のほか、地域ボランティアと連携して体操の実践やレクリエーション等を行う体操教室を実施します。

エ 通いの場の運営支援 【新規】

高齢者等を対象とした体操とレクリエーション等を継続的に行う、住民主体の通いの場の立ち上げや運営に関する支援をすることにより、地域における介護予防活動の拡大と高齢者の社会参加の促進を図ります。

オ 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲 46ページ】

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

また、地域の支え合いを広げていくため、ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

取組の内容

カ くらしのサポーター養成事業【再掲 46ページ】

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(くらしのサポーター)を養成するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう、活動先の紹介や情報提供、助言などの支援をすることにより、地域における支え合いを推進します。

【くらしのサポーター養成事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
実施回数	—	2 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
修了者	—	63 人	99 人	120 人	120 人	120 人	120 人

基本施策 4

個別施策(3) 地域リハビリテーションの推進

ア 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

取組の内容

ア 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

リハビリテーションの専門職(理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士)が高齢者の有する能力を評価し, 改善の可能性を助言するなど, 地域における介護予防・自立支援の取組の機能強化を図るため, 以下の事業を行います。

(ア) 地域住民への介護予防に関する技術的助言

(イ) 介護職員等(介護サービス事業所に従事する方を含む)への介護予防に関する技術的助言

(ウ) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

基本施策 4	個別施策(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進	
	ア	心身の健康の増進
	イ	感染症の予防

取組の内容

ア 心身の健康の増進

高齢者が健康でいきいきと豊かに暮らしていくためには、認知症や寝たきりなどの要介護状態になることなく、自立して生活できる期間(健康寿命)の延伸を図っていく必要があることから、市民一人ひとりのライフステージと心身の状態に応じた健康づくりを推進します。

(ア) 生活習慣病の予防

健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動などの生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図ります。

a 健康教育の実施

成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施します。

b 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援します。

c 訪問指導の実施

家庭において療養するうえで保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施します。

(イ) 健康づくり事業の実施

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、市は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒などの普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行います。

取組の内容

a ヘルスメイト(食生活改善推進員)の育成

地域住民に対する食育の推進や健康づくりの担い手として、食生活を通じた健康づくりのボランティア活動を行うヘルスメイト(食生活改善推進員)を育成します。

【ヘルスメイト(食生活改善推進員)の育成状況】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養成講座修了者数	7人	15人	20人

b 歯科健診の実施

口腔保健センターにおいて歯科保健事業を実施します。

【口腔保健センターの利用状況(60歳以上)】

項目	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	157人	140人	135人

c 健康増進センターの運営

生活習慣病を未然に防ぎ、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため、市民が手軽に安心して健康づくりのための運動を実践できる健康増進センターを運営します。

【健康増進センターの利用状況(65歳以上)】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	15,858人	16,658人	16,020人

イ 感染症の予防

高齢者の感染症の発症や重症化を予防するために、予防接種法に基づく各種の定期予防接種の費用を助成します。

【予防接種の実施状況(高齢者)】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
インフルエンザ予防接種者数	43,184人	44,529人	44,473人
肺炎球菌感染症予防接種者数	6,600人	7,067人	7,118人

基本施策5 主体的な社会参加の促進

施策の目標 ・高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます

個別施策

- (1) 支え合い活動への参加支援
- (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進
- (3) 就業機会の拡大

〔 成果指標 〕

	指標	目標値	現状値
指標9	会・グループ（町会、趣味のサークル等）への参加割合	51.9%超 [平成31年]	51.9% [平成28年]

< 主な取組 >

基本施策 5	個別施策(1) 支え合い活動への参加支援	
	ア	介護支援ボランティアポイント事業【再掲】
	イ	くらしのサポーター養成事業【再掲】
	ウ	生活支援体制整備事業【再掲】

取組の内容

ア 介護支援ボランティアポイント事業【再掲 46ページ】

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

また、地域の支え合いを広げていくため、ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

イ くらしのサポーター養成事業【再掲 46ページ】

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(くらしのサポーター)を養成するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう、活動先の紹介や情報提供、助言などの支援をすることにより、地域における支え合いを推進します。

取組の内容

ウ 生活支援体制整備事業 【再掲 46ページ】

市全域(第1層)および日常生活圏域(第2層)単位に配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現をめざします。

(ア) 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及・啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

(イ) 協議体

生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

基本施策 5	個別施策(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進	
	ア	社会参加の促進
	イ	生涯学習の充実・促進
	ウ	スポーツ活動の推進

取組の内容

ア 社会参加の促進

高齢者が地域社会の主要な構成員であることを自覚し、自らの経験や能力を生かして活動することは、生きがいづくりの一つの手段でもあり、活力ある地域社会を築くうえでも重要であることから、生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層促進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

(ア) 老人クラブに対する支援

老人クラブでは、高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行っており、各老人クラブに運営費補助金を交付するとともに、老人クラブに対する指導事業や高齢者の社会活動を促進するための事業を実施している老人クラブ連合会に運営費補助金を交付します。

取組の内容

【老人クラブの加入状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	116	114	113
会員数	6,577 人	6,212 人	5,879 人
60 歳以上加入率	6.1%	5.8%	5.4%

(イ) 高齢者交通料金助成事業の実施

70歳以上の高齢者を対象に、市電・函館バス共通の専用乗車カードを半額で購入できる高齢者交通料金助成券を交付していましたが、平成30年度からはICカードシステムに対応した新たな交通料金助成事業を実施します。

【高齢者交通料金助成券の交付状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付人数	36,665 人	37,251 人	38,229 人

(ウ) 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の高齢者が集い、交流を深め教養の向上を図るとともに健康などの相談に応じる施設として市内4か所に設置しており、高齢者の閉じこもりの防止、生きがいづくりや地域におけるふれあいの場として活用されていますが、美原老人福祉センターは老朽化が進んでいることから、平成32年度に亀田地区統合施設内への移転を予定しています。

【老人福祉センターの利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
湯川老人福祉センター (問合せ先 電話 57-6061)	68,661 人	66,935 人	65,600 人
谷地頭老人福祉センター (問合せ先 電話 22-0264)	86,072 人	86,077 人	87,000 人
美原老人福祉センター (問合せ先 電話 43-5666)	54,729 人	50,954 人	49,500 人
総合福祉センター内老人福祉センター (問合せ先 電話 22-6262)	56,970 人	53,469 人	52,100 人

取組の内容

(エ) ふらっとDaimon(高齢者等交流スペース)

函館駅前地区に高齢者などの交流や憩いの場の提供、福祉ボランティア活動の支援、福祉ショップや高齢者への生涯学習の場を設け、誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間を提供することにより、地域福祉を推進するとともに、中心市街地の賑わいを創出します。

【ふらっとDaimonの利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般利用	—	11,328 人	31,002 人
各種講座	—	1,399 人	8,378 人
高齢者対象大学	—	2,152 人	7,682 人
イベント等	—	1,565 人	3,136 人
合計	—	16,444 人	50,198 人

イ 生涯学習の充実・促進

高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

(ア) 地域における学習環境の整備

図書館や公民館、小中学校等において、各種講座・教室の開催などをはじめとする学習事業を行います。

(イ) まなびっと広場の実施

学習活動を単位認定するシステムである「まなびっと広場」を実施します。

トピックス

〔ふらっと Daimon〕

- ・場 所 棒二森屋 アネックス 6 階
- ・営業時間 10 時～17 時
- ・定 休 日 月曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
- ・問合せ先 ☎ 26-1188



健康体操教室の様子

取組の内容

(ウ) 高齢者対象大学等の開講

高齢者が楽しみながら知識や教養を身につけ、仲間づくりを通して生きがいのある生活を実現し、豊富な社会経験・人生経験を地域社会に生かすための学習の場を提供します。

【高齢者対象大学等の受講者数】

区 分		実 績		見 込
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
函館市 高齢者 大学*	青柳校	250 人	248 人	224 人
	湯川校	254 人	250 人	250 人
	大門校	—	125 人	232 人
函館市亀田老人大学*		350 人	310 人	305 人
戸井地区ふれあい学園(のべ) (問合せ先 電話 82-3150)		232 人	171 人	170 人
恵山ふれあいいいきき大学(のべ) (問合せ先 電話 85-2222)		296 人	183 人	210 人
高齢者ふれあいいいきき学級 (楫法華)(のべ) (問合せ先 電話 86-2451)		52 人	37 人	40 人
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科* (のべ)		40 人	34 人	35 人

* 函館市高齢者大学・函館市亀田老人大学
(問合せ先 電話21-3445(函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課内))
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科
(問合せ先 電話25-3789(函館市教育委員会生涯学習部南茅部教育事務所内))

ウ スポーツ活動の推進

「スポーツ健康都市宣言」の理念を踏まえ、市民誰もが生涯にわたってスポーツや健康づくりに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ活動の機会の提供に努めます。

(ア) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

(イ) スポーツ大会、レクリエーションの開催

世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会、レクリエーションの開催を推進します。

基本施策 5	個別施策(3) 就業機会の拡大	
	ア	高年齢者の雇用の確保と促進
	イ	シルバー人材センターへの支援
	ウ	就業支援の実施等

取組の内容

高年齢者の就業の機会を広げることは、経済的な面ばかりではなく、生きがいづくりや健康保持の面から重要であることから、高年齢者*が健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、高年齢者の雇用確保や就業機会の拡大を図ります。

ア 高年齢者の雇用の確保と促進

高年齢者雇用確保措置として、65歳までの定年年齢の引き上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの実施について、市内企業への周知に努めるとともに、企業が高年齢者の経験や技術を生かすことができるよう、高年齢者の雇用を促進する奨励金や助成金などの制度についてもホームページ等で周知します。

イ シルバー人材センターへの支援

高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進をめざし、家事援助・介助サービスをはじめ、草刈り、塗装など幅広い分野のサービスを提供している公益社団法人函館市シルバー人材センター(問合せ先 電話26-3555)に対する支援を継続します。

【シルバー人材センターの事業実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会員数	996 人	919 人	1,150 人
就業延日人員	109,307 人	102,808 人	124,200 人
受注件数	9,424 件	8,589 件	11,000 件
受注額	322,775 千円	294,220 千円	318,000 千円

ウ 就業支援の実施等

就業支援施設であるジョブサロン函館(テオーデパート内:問合せ先 電話31-6060)において、高齢者のスキルや経験、適性を見極め、再就職を促進するためのカウンセリングや就職セミナー等を実施します。

* 高年齢者:55歳以上の人(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

施策の目標 ・高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます

個別施策

- (1) 市民協働の推進
- (2) 安心・安全な生活の確保
- (3) 福祉のまちづくりの推進
- (4) 高齢者向け住まいの充実

< 主な取組 >

基本施策 6	個別施策(1) 市民協働の推進	
	ア	市民活動への支援
	イ	町会活動への支援

取組の内容

誰もがいきいきと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現をめざし、市民や団体、行政といったあらゆる主体が互いに連携し、協働でまちづくりを進めるため、市民活動や町会活動への支援など、市民協働を推進します。

ア 市民活動への支援

市民や団体等が自ら主体的にまちづくりに取り組むことができる環境を整備するため、情報提供や各種相談、活動場所の提供など、市民主体のまちづくり活動を支援します。

【函館市地域交流まちづくりセンター(問合せ先 電話22-9700)入館者数の推移】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入館者数	123,490 人	122,834 人	122,800 人

イ 町会活動への支援

町会活動に係る経費の支援や、活動拠点となる会館の建設、備品・設備整備等に対する助成を行います。

基本施策 6	個別施策(2) 安心・安全な生活の確保	
	ア	交通安全対策の強化
	イ	消費者・防犯意識の啓発
	ウ	防火・防災対策の強化

取組の内容

ア 交通安全対策の強化

高齢者の交通事故を抑制するため、交通ルール等の習得はもとより、高齢者自身に加齢に伴う身体機能の低下による交通行動への影響を理解してもらえよう、交通安全教室の開催などの取組を進めます。

(ア) 交通安全教室の開催

関係団体等と連携して高齢者の交通安全教室等を開催し、事故の実態に応じた具体的な指導を行います。

(イ) 夜光反射材の普及促進

交通事故防止のための夜光反射材について、交通安全教室等を通じ、その効果・必要性を周知するとともに、普及促進に努めます。

イ 消費者・防犯意識の啓発

高齢者が強引な訪問販売、訪問買取、振り込め詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースが増えており、特にひとり暮らしの高齢者には、注意を促す情報を伝えることが必要となっていることから、関係機関と連携し、意識の啓発に努めます。

(ア) 救済制度の周知・啓発

トラブルの事例の紹介など、消費者被害の未然防止のための情報提供やクーリングオフ制度などの救済制度の周知・啓発を図ります。

(イ) 相談窓口

函館市消費生活センター(問合せ先 電話26-4646)や函館市市民部くらし安心課での相談を受け付けます。

取組の内容

ウ 防火・防災対策の強化

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に止めるためには、公的機関による防災活動のみならず自主的な防災活動が重要な役割を果たすことから、自主防災組織への支援に努めるとともに、災害時には、高齢者など要配慮者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、避難支援対策を進めます。

(ア) 防火訪問の実施

消防職員・団員による一般家庭への防火訪問の際に、住宅用火災警報器の設置推進や適切な維持管理の周知を行うほか、日常の火気取扱いに対する安全確保などを行います。

(イ) 自主防災組織に対する支援

町会単位で設立される自主防災組織を育成するため、情報提供、訓練の協力、研修の実施、防災資機材貸与などの支援を行います。

また、防災総合訓練や出前講座、自主防災リーダー養成研修など、訓練や研修会を通じ、地域住民の防災意識の啓発と知識の向上に努めるほか、平成28年度に発足した函館市自主防災組織ネットワーク協議会の連携により、組織間の情報共有や合同避難訓練などを実施し、地域防災力の強化を進めます。

(ウ) 避難行動要支援者に対する支援

函館市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援が必要となる方を把握するため、避難行動要支援者の名簿の作成・更新を行い、地域で協力・連携して支援します。

基本施策 6	個別施策(3) 福祉のまちづくりの推進	
	ア	道路の整備
	イ	公園・緑地等の施設整備
	ウ	公共交通の利便性の向上

取組の内容

高齢歩行者等の安全を確保するための道路環境の整備，誰もが安心して利用できる都市公園の整備や利便性の高い公共交通の構築を進めます。

ア 道路の整備

高齢者・障がい者が数多く通行している公共施設周辺における歩道の段差や勾配の解消，視覚障害者誘導用点字ブロックを設置し，歩道のバリアフリー化を進めます。

また，滑り止め対策として，通行の円滑化と冬期間における歩行者の安全確保を図るため，横断歩道内での凍結抑制舗装を行います。

イ 公園・緑地等の施設整備

地域住民に，スポーツ・レクリエーション，健康づくり，地域コミュニティの活動の場として，良好な緑のオープンスペースを提供するため，公園・緑地等の施設整備を進めます。

また，高齢者の健康志向に対応するため，健康器具を設置し，高齢者の利用促進を図ります。

ウ 公共交通の利便性の向上

買い物や通院などの市民生活に欠くことができない公共交通について，将来にわたって持続可能な公共交通網を構築するため，効率的で分かりやすいバス路線網への再編を進めます。

また，高齢利用者の利便性，安全性の向上を図るため，超低床ノンステップバスや低床電車の導入を促進します。

基本施策 6	個別施策(4) 高齢者向け住まいの充実	
	ア	高齢者福祉施設への入所・入居
	イ	高齢者向け住宅の供給確保
	ウ	住宅改修等への支援

取組の内容

ア 高齢者福祉施設への入所・入居

ひとり暮らしなど在宅での生活に不安のある方を対象とした介護保険施設以外の老人福祉施設等については、地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、さらには入所(入居)希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

(ア) 養護老人ホーム

介護の必要性は低いものの、家庭環境上の理由や経済的理由により在宅において生活することが困難な方に対して、市の措置により養護老人ホームへの入所を進めます。

なお、入所後に要介護度が重くなるなど、介護の必要性が高くなった場合には、介護保険制度による特定施設入居者生活介護のサービスを施設内で受けることができます。

【養護老人ホームの整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	2 か所	2 か所	2 か所
入所定員	270 人	270 人	270 人

(イ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境や住宅事情に加え、身体的な理由から在宅において独立して生活することに不安のある方について、ケアハウスへの入所を進めますが、施設の運営費に対する財政負担等も勘案し、計画期間中の整備は行いません。

また、ケアハウスの新規の特定施設入居者生活介護の指定については、法人の意向がなかったことから、行わないこととします。

【軽費老人ホーム(ケアハウス)の整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	5 か所	5 か所	5 か所
入所定員	205 人	205 人	205 人

取組の内容

(ウ) 生活支援ハウス

自立または要支援と判定され、在宅での生活に不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能および交流機能を備えたサービスを総合的に提供する生活支援ハウスへの入居を市の決定により進めます。

【生活支援ハウスの整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	3 か所	2 か所	2 か所
入所定員	38 人	21 人	21 人

(エ) 有料老人ホーム

入居サービスおよび介護や生活支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設である有料老人ホームについては、適切なサービス提供が行われるよう指導助言します。

また、未届けの施設があることから、設置者に対し届出を行うよう指導します。

【有料老人ホームの整備状況】

区 分	実 績		
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年 9 月末
施設数	53 か所	61 か所	64 か所
入所定員	1,953 人	2,313 人	2,311 人

イ 高齢者向け住宅の供給確保

今後の高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者の単身または夫婦のみの世帯の増加が続くと見込まれており、高齢者が在宅で安心して暮らせる住宅が求められていることから、高齢者が在宅で自立した生活が営めるよう、多様な居住支援サービスが付加された住宅が確保できる取組などを進めます。

(ア) サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の公開

居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の整備に加え、安否確認や生活相談サービスの提供により、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住まいであるサービス付き高齢者向け住宅について、制度に基づき登録された住宅に関する情報をインターネットや窓口等で公開します。

【サービス付き高齢者向け住宅の登録状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
住宅数	39 件	39 件	41 件
戸 数	1,200 戸	1,210 戸	1,266 戸

取組の内容

(イ) 市営住宅への優先入居

住宅市場において、負担能力に見合った家賃の住宅の確保が困難な高齢者の入居機会を拡大するため、市営住宅において、福祉サービスと連携したシルバーハウジングを花園団地において継続して供給するほか、既存住宅の単身あるいは二人世帯向け住戸などを特定目的住宅として指定し、高齢者が優先して入居することができる住宅の供給に努めます。

【特定目的住宅の指定状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
戸 数	1,479 戸	1,479 戸	1,479 戸

ウ 住宅改修等への支援

高齢者の身体状況に応じた、きめ細かな住宅の改修方法などについて、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

(ア) 相談窓口の設置

住宅改修の相談窓口として、一般財団法人函館市住宅都市施設公社(問合せ先 電話40-3607)が住まいに関する様々な相談に対し、アドバイスを行います。

(イ) 既存住宅のバリアフリー化の促進

住宅のバリアフリー化の各補助制度について、制度の周知に努め、利用を促進します。

a 函館市住宅リフォーム補助制度(バリアフリー改修工事など)

対象者：市内に自らが所有し、居住する住宅を改修する方、

市内に所有している住宅を改修して居住する方

補助額：市が定めた基準額の20%以内、上限20万円

【函館市住宅リフォーム補助件数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助件数	49 件	62 件	68 件
うちバリアフリー 改修補助件数	44 件	52 件	59 件

取組の内容

b 函館市いきいき住まいリフォーム助成事業

対象者：所得税非課税世帯に属する身体機能の低下した高齢者，
重度の身体障がい者

助成額：改造工事に要する費用の2/3，上限50万円

【函館市いきいき住まいリフォーム助成件数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	4 件	1 件	5 件

c 介護保険サービスの住宅改修

対象者：在宅の要支援，要介護者

支給額：改造工事に要する費用の9/10(8/10，7/10)，上限20万円

【介護保険サービスの住宅改修支給件数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給件数	1,279 件	1,104 件	1,212 件

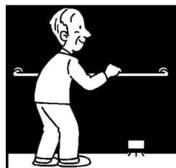
トピックス

〔介護保険サービスの住宅改修〕

対 象 工 事

① 手すりの取り付け

廊下・トイレ・浴室・玄関などに転倒防止や，移動補助のための手すりの取り付け



② 床段差の解消

居室・廊下・トイレ・浴室・玄関などの各部屋の段差を解消するための改修（スロープの設置，床のかさ上げ，敷居の撤去等）



③ 床材の変更

滑り防止や，移動を円滑にするため，居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等への変更。浴室の床材を滑りにくいものへ変更等



④ 扉の取り替え

開き戸を引き戸や折り戸，アコーディオンカーテンなどへの取り替え（ドアノブの変更や戸車の交換も含む）



⑤ 便器の取り替え

和式便器から洋式便器への取り替え（水洗化工事は対象外）また，洋式便器であっても本人の身体状況により，既存の便器の利用が困難な場合の改修



* 対象となる工事には，これらに付帯するものも含まれる場合があります。

＜問合せ先＞

函館市保健福祉部介護保険課 ☎ 21-3024

第3節 基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

施策の方向性

介護保険制度は被保険者の保険料負担により運営をする社会保険制度ですが、保険料の適切な賦課や介護認定の公平性・公正性を確保するとともに、介護給付等費用の適正化などを進め円滑な運営を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくため、介護や支援が必要になった高齢者に対し、必要なサービスを提供できるよう、在宅サービスの充実や、施設・居住系サービスの計画的な整備を図ります。

基本施策7 介護保険サービスの充実

施策の目標 ・介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します

個別施策

- (1) 施設・居住系サービス基盤の整備
- (2) 介護給付等対象サービスの利用見込み
- (3) 介護保険料

< 主な取組 >

基本施策 7	個別施策(1) 施設・居住系サービス基盤の整備	
	ア	施設・居住系サービス基盤の整備の考え方
	イ	第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の見込み

取組の内容

ア 施設・居住系サービス基盤の整備の考え方

令和元年6月に、施設・居住系サービス事業所の需給状況について調査したところ、施設等が不足しているとはいえないことが判明したほか、介護人材不足により一部の施設等で空床が発生していることから、当初の計画を変更し、新たな施設・居住系サービス事業所の整備は行わないこととします。

取組の内容

イ 第7期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の見込み

[か所, 人]

区 分	第6期計画 平成27～29年度				第7期計画 平成30～32年度		平成32年度末 見込み	
	整備実績		平成29年度末 見込み		平成32年度			
	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数	か所数	定員数
介護保険施設(施設サービス)	1	100	31	2,669	0	0	31	2,669
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	100	17	1,351	0	0	17	1,351
介護老人保健施設	0	0	9	1,084	0	0	9	1,084
介護医療院【新規】	—	—	—	—	0	0	—	—
介護療養型医療施設	0	0	5	234	0	0	5	234
地域密着型サービス	9	228	68	1,451	0	0	68	1,451
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (29人以下特別養護老人ホーム)	3	87	5	136	0	0	5	136
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3	54	48	880	0	0	48	880
地域密着型特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型有料老人ホーム等)	3	87	15	435	0	0	15	435
居宅サービス	1	18	14	892	0	0	14	892
特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)	1	18	14	892	0	0	14	892
施設・居住系サービス 合計	11	346	113	5,012	0	0	113	5,012

基本施策 7	個別施策(2) 介護給付等対象サービスの利用見込み	
	ア	居宅サービス
	イ	地域密着型サービス
	ウ	施設サービス
	エ	介護予防・生活支援サービス

取組の内容

各サービスともに高齢者数の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されることから、サービス量は概ね増加すると見込んでいます。

また、北海道が国の考え方を踏まえ見込んだ「医療計画との整合性」および「介護離職ゼロ」に係るサービス量を反映します。

「医療計画との整合性」は、療養病床の患者や一般病床の一部の患者を介護保険施設で受け入れる分として平成32年度574.8人、平成37年度1,356人、「介護離職ゼロ」は、介護サービスが利用できず離職する方をなくすための分と入所が必要で自宅待機する高齢者を解消するための分を合わせて平成32年度1,183.2人(うちサービス付き高齢者向け住宅438人)、平成37年度1,893.6人(うちサービス付き高齢者向け住宅482.4人)を上乗せします。

ア 居宅サービス

(ア) 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護や調理・洗濯・掃除その他の日常生活上の援助を行います。また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスとして位置づけます。

介護予防訪問介護は、平成30年度から全て介護予防・生活支援サービスへ移行します。

【訪問介護(ホームヘルプサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	25,932	25,895	21,180	-	-	-	-
	回数(回)	-	-	-	-	-	-	-
介護	人数(人)	34,006	34,222	35,316	36,000	36,876	37,320	41,304
	回数(回)	676,851	686,951	691,668	681,298	675,887	659,725	614,569

取組の内容

(イ) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

看護師と介護職員が寝たきりの方などの自宅を移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

【訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	27	30	24	24	24	24	24
	回数(回)	61	78	66	84	98	113	113
介護	人数(人)	1,777	1,632	1,608	1,560	1,584	1,560	1,632
	回数(回)	7,580	7,035	6,408	5,612	5,143	4,464	4,590

(ウ) 訪問看護、介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき看護師などが要介護者の自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助などを行います。

【訪問看護、介護予防訪問看護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	966	1,028	1,404	1,572	1,716	1,860	1,992
	回数(回)	4,523	4,788	6,889	8,002	9,131	10,333	13,505
介護	人数(人)	9,413	9,420	9,948	10,452	11,124	11,580	14,028
	回数(回)	60,246	62,627	70,819	76,918	83,383	89,560	91,890

(エ) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

【訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	540	542	756	888	1,104	1,284	1,284
	回数(回)	5,124	5,319	6,712	7,908	9,331	10,308	7,988
介護	人数(人)	4,137	4,788	5,376	5,844	6,504	7,044	7,044
	回数(回)	42,322	48,182	55,445	60,756	68,381	74,692	78,817

(オ) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	670	768	840	912	972	1,080	1,212
介護	人数(人)	11,394	14,095	14,988	15,588	16,536	17,340	19,320

取組の内容

(カ) 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所(デイサービスセンター)に通所するサービスで、入浴・食事などの介護や、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行います。また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスとして位置づけます。

介護予防通所介護は、平成30年度から全て介護予防・生活支援サービスへ移行します。

【通所介護(デイサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	27,897	29,028	22,632	-	-	-	-
	回数(回)	-	-	-	-	-	-	-
介護	人数(人)	39,384	34,200	36,324	38,028	39,972	41,460	46,536
	回数(回)	325,398	285,096	300,492	311,824	324,581	333,932	360,452

(キ) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や介護医療院、医療機関に通所するサービスで、入浴・食事などの介護や理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。

【通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	4,415	4,427	4,704	4,836	5,268	5,640	6,204
	回数(回)	-	-	-	-	-	-	-
介護	人数(人)	11,890	11,909	11,796	11,460	11,196	10,776	10,920
	回数(回)	89,320	90,676	87,793	83,684	79,736	74,708	75,836

(ク) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

短期入所施設や特別養護老人ホームなどに短期間入所するサービスで、入浴・食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練などを行います。また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスとして位置づけます。

【短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	477	374	324	324	336	336	348
	日数(日)	3,009	2,745	3,155	3,222	3,432	3,432	3,564
介護	人数(人)	9,922	10,415	9,792	9,936	10,224	10,512	10,800
	日数(日)	147,431	159,855	161,851	177,736	194,485	211,682	230,120

取組の内容

(ケ) 短期入所療養介護, 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所するサービスで, 看護・医学的管理下の介護, 機能訓練等の必要な医療, 日常生活上の世話を行います。

【短期入所療養介護, 介護予防短期入所療養介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	3	5	0	12	12	12	12
	日数(日)	11	30	0	36	36	36	36
介護	人数(人)	191	167	132	120	120	120	120
	日数(日)	1,384	1,260	1,534	1,006	1,022	1,037	1,090

(コ) 福祉用具貸与, 介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため, 車いすや特殊ベッドなどの福祉用具を貸し出します。

【福祉用具貸与, 介護予防福祉用具貸与】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	12,217	13,725	14,880	15,624	17,112	18,444	20,328
介護	人数(人)	40,994	44,213	48,168	51,432	55,272	58,464	66,492

(サ) 特定福祉用具販売, 特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費用を支給します。

【特定福祉用具販売, 特定介護予防福祉用具販売】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	505	455	456	456	468	504	564
介護	人数(人)	761	729	828	936	1,020	1,152	1,248

(シ) 居宅介護住宅改修, 介護予防住宅改修 【再掲 81ページ】

自宅の手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修費用を支給します。

【居宅介護住宅改修, 介護予防住宅改修】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	640	531	636	708	828	936	1,032
介護	人数(人)	639	573	576	564	600	588	636

取組の内容

(ス) 特定施設入居者生活介護, 介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどの入居者に対し, 入浴や食事等の介護など日常生活上の世話, 機能訓練などを行います。

なお, 「介護離職ゼロ」分として, 平成32年度33.6人, 平成37年度54人を上乗せします。

【特定施設入居者生活介護, 介護予防特定施設入居者生活介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	1,633	1,486	1,572	1,668	1,704	1,716	1,884
介護	人数(人)	6,710	7,206	7,308	7,596	7,560	7,584	8,628

(セ) 居宅介護支援, 介護予防支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が居宅サービス計画(ケアプラン)等を作成し, 要介護者等が居宅サービスを適切に利用できるよう各介護サービス事業所との連絡調整を行います。

平成29年度以降の介護予防支援は, 介護予防・生活支援サービスへ移行する分を考慮して見込んでいます。

【居宅介護支援, 介護予防支援】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	52,127	53,053	47,604	17,040	17,472	18,576	19,452
介護	人数(人)	72,639	76,167	79,428	81,612	84,432	86,280	95,796

イ 地域密着型サービス

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため, 日中・夜間を通じ, 訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら, 定期の巡回訪問と随時の対応を行います。

なお, 「介護離職ゼロ」分として, 平成37年度98.4人を上乗せします。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	4,397	5,384	6,000	6,540	7,152	7,728	8,544

取組の内容

(イ) 夜間対応型訪問介護

訪問介護員が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活の世話や緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助します。

【夜間対応型訪問介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	18	10	0	12	12	12	12

(ウ) 地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)

利用定員18人以下のデイサービスセンターに通所するサービスで、入浴・食事などの介護や、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行います。平成28年度に利用定員18人以下の通所介護から移行しました。また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けることができる共生型サービスとして位置づけます。

【地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	-	7,410	8,376	8,556	8,760	8,820	9,444
	回数(回)	-	57,122	64,711	65,870	67,084	67,136	72,427

(エ) 認知症対応型通所介護, 介護予防認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症の利用者がデイサービスセンターなどに通所するサービスで、日常動作訓練や入浴・食事等の介護を行います。

【認知症対応型通所介護, 介護予防認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	0	0	0	12	12	12	12
	回数(回)	0	0	0	48	48	48	48
介護	人数(人)	564	622	768	768	816	840	888
	回数(回)	8,120	8,951	11,112	10,772	11,260	11,466	11,508

(オ) 小規模多機能型居宅介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の心身の状況や希望に応じ、訪問や泊まりのサービスを組み合わせ提供します。

なお、「介護離職ゼロ」分として、平成37年度104.4人を上乗せします。

【小規模多機能型居宅介護, 介護予防小規模多機能型居宅介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	699	748	900	1,020	1,212	1,356	1,500
介護	人数(人)	2,942	3,238	3,672	4,068	4,536	5,004	5,760

取組の内容

(カ) 認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をする居住系のサービスで，日常生活上の世話や機能訓練を行います。

なお，「介護離職ゼロ」分として，平成32年度184.8人，平成37年度295.2人を上乗せします。

【認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防	人数(人)	17	26	96	204	276	324	360
介護	人数(人)	9,377	9,536	9,684	9,936	9,900	10,044	11,388

(キ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模の介護付有料老人ホーム(定員29人以下)などに入居している方に対し，入浴や食事等の介護や機能訓練および療養上の世話を行います。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

【地域密着型特定施設入居者生活介護】								
区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	3,910	4,317	4,512	5,052	5,112	5,112	6,060

(ク) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(地域密着型特別養護老人ホーム)

小規模の特別養護老人ホーム(定員29人以下)の入所者に対し，入浴・食事等の介護や機能訓練，療養上の世話を行います。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	568	1,030	1,380	1,596	1,632	1,632	1,632

(ケ) 看護小規模多機能型居宅介護

通い・訪問・泊まりのサービス(小規模多機能型居宅介護)に加え，医療ニーズに対応した訪問看護サービスを一体的に提供します。

なお，「介護離職ゼロ」分として，平成37年度15.6人を上乗せします。

【看護小規模多機能型居宅介護】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	577	634	948	1,104	1,104	1,104	1,428

取組の内容

ウ 施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設です。

なお、「医療計画との整合性」分として、平成32年度216人、平成37年度576人、「介護離職ゼロ」分として、平成32年度268.8人、平成37年度430.8人を上乗せします。

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

区 分		実 績		見 込	計 画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	人数(人)	13,563	13,776	13,848	14,772	14,868	15,360
							16,476

(イ) 介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所する施設です。

なお、「医療計画との整合性」分として、平成32年度358.8人、平成37年度780人、「介護離職ゼロ」分として、平成32年度258人、平成37年度412.8人を上乗せします。

【介護老人保健施設】

区 分		実 績		見 込	計 画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	人数(人)	10,655	10,617	10,668	10,716	10,716	11,340
							12,456

(ウ) 介護医療院 【新規】

日常的な医学管理が必要で、看取り・ターミナルケア等の機能や生活施設の機能を必要とする方が入所する施設です。

平成29年6月の介護保険法改正により創設された介護医療院については、平成35年度末をもって廃止となる介護療養型医療施設などからの転換が見込まれます。なお、事業者に対する意向調査では本計画期間内での転換意向がありましたが、転換時期が未確定のため利用見込みには反映させませんでした。

【介護医療院】

区 分		実 績		見 込	計 画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	人数(人)	-	-	-	0	0	0
							2,292

取組の内容

(エ) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養上の管理・看護・機能訓練など長期の療養を必要とする方が入所する施設です。

介護療養型医療施設については、平成35年度末をもって廃止となるため、他の介護保険施設等への転換が見込まれます。なお、事業者に対する意向調査では本計画期間内での転換意向がありましたが、転換時期が未確定のため利用見込みには反映させませんでした。

【介護療養型医療施設】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護	人数(人)	2,491	2,403	2,268	2,292	2,292	2,292	-

エ 介護予防・生活支援サービス

本市の介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)は、平成29年度から地域支援事業の一部として実施しています。

本市では、新しい総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当する国基準訪問型サービス、国基準通所型サービスのほか、市独自のサービスである訪問型サービスA、通所型サービスCを実施しています。

各サービスともに高齢者数の増加に伴い、利用者数は増えていくことが予測されることから、サービス量は概ね増加すると見込んでいます。

なお、これらのサービスを実施するほか、住民が主体となって行うサービスの展開に向けた検討を進めます。

(ア) 国基準訪問型サービス(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問して、入浴・食事などの身体介護や、身体介護と併せて、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。

【国基準訪問型サービス(ホームヘルプサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
人数(人)		-	-	11,913	25,686	25,980	25,842	28,500

(イ) 訪問型サービスA(ホームヘルプサービス)

一定の研修を受けたホームヘルパー等が自宅を訪問して、調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。

【訪問型サービスA(ホームヘルプサービス)】

区 分		実 績		見 込	計 画			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
人数(人)		-	-	113	342	420	498	888

取組の内容

(ウ) 国基準通所型サービス(デイサービス)

デイサービスセンターに通所するサービスで、入浴・食事などの介護や、日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行います。

【国基準通所型サービス(デイサービス)】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
人数(人)	-	-	14,757	30,852	31,272	31,176	34,680

(エ) 通所型サービスC(デイサービス)

デイサービスセンターに通所するサービスで、3～6か月間、筋力トレーニング等の運動器機能の向上、または摂食・嚥下等の口腔機能の向上のための訓練を行います。

【通所型サービスC(デイサービス)】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
人数(人)	-	-	7	48	72	96	216

(オ) 介護予防ケアマネジメント

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)を作成し、要支援者または事業対象者が介護予防・生活支援サービス等を適切に利用できるよう関係者との連絡調整を行います。

【介護予防ケアマネジメント】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
人数(人)	-	-	16,888	37,345	37,880	37,793	42,170

基本施策 7

個別施策(3) 介護保険料

- ア 保険料基準額の算出
- イ 所得段階別保険料(保険料率)
- ウ 低所得者の保険料軽減
- エ 平成37年度の保険料の見込み

取組の内容

本計画では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、第6期計画(平成27年度から29年度まで)に引き続き、標準段階を9段階とし、保険料の基準額(75,120円(月額6,260円))に対する所得段階別の割合は0.5～1.7とします。

取組の内容

ア 保険料基準額の算出

平成30年度から32年度までの保険料基準額は、以下の手法で算出します。

(149ページ参照)

標準給付費	(A)	82,099,727	千円
地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費)	(B)	4,374,299	千円
地域支援事業費(包括的支援事業費・任意事業費)	(C)	1,357,323	千円
合計		87,831,349	千円

* 標準給付費は、総費用から利用者負担分を除いたものです。

第1号被保険者負担分	$\{(A) + (B) + (C)\} \times 23\%$ (第1号被保険者負担率)	20,201,211	千円
------------	--	------------	----

+

調整交付金相当額	$\{(A) + (B)\} \times 5\%$ (全国平均の調整交付金交付割合)	4,323,701	千円
----------	---	-----------	----

—

調整交付金見込額	$\{(A) + (B)\} \times (\text{交付割合})$	6,229,291	千円
----------	--------------------------------------	-----------	----

* 交付割合は、30年度 7.31%、31年度 7.22%、32年度 7.09%を見込んでいます。

—

介護給付費準備基金積立金取崩し額(予定額)	319,500	千円
-----------------------	---------	----

保険料収納必要額	17,976,121	千円
----------	------------	----

÷

予定保険料収納率	98.3	%
----------	------	---

÷

第1号被保険者数(補正後第1号被保険者数)	243,440	人
-----------------------	---------	---

* 3年間の所得段階別の被保険者見込数(第1段階～第9段階) × 基準額に対する所得段階別の割合(0.5～1.7)



保険料の基準額	(年額)	75,120	円
---------	------	--------	---

75,120円 ÷ 12 =

(月額) 6,260 円

取組の内容

イ 所得段階別保険料(保険料率)

標準段階および所得段階別の保険料率は、以下のとおりです。

第6期計画 (平成27～29年度)		第7期計画 (平成30～32年度)		
段階	保険料(月額換算)	段階	保険料(月額換算)	対 象 者
第1段階	2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)	第1段階	3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,818円 (基準額×0.45)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	3,975円 (基準額×0.75)	第2段階	4,695円 (基準額×0.75)	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	3,975円 (基準額×0.75)	第3段階	4,695円 (基準額×0.75)	・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階	4,770円 (基準額×0.9)	第4段階	5,634円 (基準額×0.9)	・世帯の中に市町村民税課税者があり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階	5,300円 (基準額×1.0)	第5段階	6,260円 (基準額×1.0)	・世帯の中に市町村民税課税者があり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階	6,360円 (基準額×1.2)	第6段階	7,512円 (基準額×1.2)	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	6,890円 (基準額×1.3)	第7段階	8,138円 (基準額×1.3)	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階	7,950円 (基準額×1.5)	第8段階	9,390円 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	9,010円 (基準額×1.7)	第9段階	10,642円 (基準額×1.7)	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人

* 保険料は条例により年額で定めていますが、わかりやすくするために、所得段階別の保険料(年額)を12で割って、円未満の端数を四捨五入した月額換算の金額を表示していますので、実際の保険料の額とは必ずしも一致しない場合があります。

ウ 低所得者の保険料軽減

本計画では、第1段階の方を対象とした保険料軽減のほか、世帯非課税の方を対象に、国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

エ 平成37年度の保険料の見込み

団塊の世代がすべて75歳となる平成37年度の保険料の基準額を同様の手法で算出すると月額8,150円となり、本計画の保険料の基準額(月額)と比べ1,890円の増額が見込まれます。増額の要因としては、40歳から64歳までの方が対象となる第2号被保険者数の減少や、75歳以上の後期高齢者数の増加に伴い介護が必要な高齢者数の増加が見込まれることによります。この見込額は、現在の人口構造や介護サービスの利用状況を踏まえ算出したものであり、今後の社会情勢の変化により必ずしもこの金額となるものではありません。

基本施策8 介護保険制度の円滑な運営

施策の目標 ・介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します

個別施策

- (1) 情報発信の充実
- (2) 人材の確保および資質の向上
- (3) 事業者への支援・指導体制の充実
- (4) 低所得者向け施策の実施
- (5) 介護認定の公平性・公正性の確保
- (6) 介護給付適正化計画の推進

〔 成果指標 〕

	指標	目標値	現状値
指標 10	ケアプランの点検件数	100件 [平成32年度]	6件 [平成28年度]

<主な取組>

基本施策 8	個別施策(1) 情報発信の充実	
	ア	制度の周知・啓発
	イ	介護サービスに関する情報提供

取組の内容

ア 制度の周知・啓発

介護保険制度や本市が実施する高齢者保健福祉サービスを広く市民に周知するため、制度の仕組みやサービスの利用方法などをまとめた「介護保険と高齢者福祉の手引き」を作成し、市の窓口で配布するほか、地域の各種団体などの要請に応じ、介護保険制度についての出前講座を行うなど、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスの周知啓発に努めます。

イ 介護サービスに関する情報提供

市内の介護サービス事業所の所在地や電話番号を掲載した函館市内介護保険事業所一覧を相談窓口で配布するほか、介護サービス計画作成時にあたり利用者の相談等に役立つよう、事業所ごとの加算の算定状況や実費負担となる料金の内容等を掲載した介護サービス事業所体制等一覧および居宅介護支援事業所の新規受け入れ可能件数を、市のホームページを通じて情報提供するなど、介護サービスに関する情報提供に努めます。

基本施策 8	個別施策(2) 人材の確保および資質の向上		
	ア	サービス従事者の育成と質の向上	
	イ	介護職員の人材確保	
	ウ	介護サービスにおける事故防止の徹底	

取組の内容

ア サービス従事者の育成と質の向上

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、要介護高齢者等が適切な介護サービスを利用できるよう、利用者の心身の状態やサービス利用に対する希望などを考慮して、介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との連絡調整等を行う介護保険制度の要となる役割を担っていることから、居宅介護支援事業所や介護支援専門員(ケアマネジャー)の関係団体の活動への支援を行うとともに、介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象とした定期的な研修・指導を実施します。

また、介護・福祉施設等職員が高齢者等に配慮したより質の高いサービスを適切に提供できるよう研修会などを行います。

イ 介護職員の人材確保

介護サービス事業所における新たな人材の参入と職員の定着およびキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図るため、介護職員初任者研修の受講に対して市独自に支援を行うほか、労働環境および処遇の改善など、国や北海道、事業者等とも連携を図りながら人材確保に向け取り組みます。

このほか、生活援助サービスの従事者を養成し、介護事業所への就業に結びつけることで、介護人材のすそ野の拡大を図ります。

ウ 介護サービスにおける事故防止の徹底

サービス提供中に利用者の転倒骨折などの事故が発生した場合、速やかに家族に報告するとともに、事業者自らが事故発生の原因を分析し、詳細な検証を行うなど、具体的な再発防止策を講じ、市へ報告書を提出するよう規定しており、市は提出された報告書を踏まえ事故の未然の防止について指導します。

【事故報告の状況】

区分	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事故報告件数(件)	561	558	378
誤薬	216	210	145
転倒	194	199	117
転落	15	31	9
誤嚥	17	12	10
その他	119	106	97
うち骨折事故(件)	215	226	150

* 平成29年度は9月末日までの実績

基本施策 8	個別施策(3) 事業者への支援・指導体制の充実	
	ア	適正な事業者の指定
	イ	事業者への指導・監査

取組の内容

ア 適正な事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、適正な事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

イ 事業者への指導・監査

介護サービス事業者のサービスの質の確保と向上を図るため、事業者への指導を実施するほか、事業者の法令遵守の徹底を図るとともに、指定基準違反や不正請求が疑われる事業者に対しては、迅速に監査を実施し、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営に努めます。

【指導監査の実施状況】

区分		実績		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実地指導(件)		207	198	72
集団指導(事業所数)		477	510	0
監査(件)		5	12	6
結果 (件)	文書口頭指導	166	181	66
	改善勧告	2	1	4
	改善命令	0	0	0
	指定の停止	0	4	2
	指定の取消	0	5	0

* 平成29年度は9月末日までの実績

基本施策 8	個別施策(4) 低所得者向け施策の実施	
	ア	介護保険料の軽減 【再掲】
	イ	介護保険料の減免
	ウ	利用者負担の軽減

取組の内容

ア 介護保険料の軽減 【再掲 95ページ】

本計画では、第1段階の方を対象とした保険料軽減のほか、世帯非課税の方を対象に、国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

イ 介護保険料の減免

災害、失業等の理由で保険料の納付が困難な方に対し、保険料の納付の猶予や減免を実施します。また、第2段階・第3段階の方のうち、所得が低く生活に困窮している方に対し、一定の条件を満たす場合、申請により保険料を減免します。

ウ 利用者負担の軽減

低所得者に対する利用者負担の軽減策として、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援などを引き続き実施します。

トピックス

〔介護保険と高齢者福祉の手引き(96ページ参照)〕
介護保険制度や市の高齢者保健福祉サービスを広く市民に周知するため、制度の仕組みやサービスの利用方法などをまとめた冊子を、市の窓口で配布します。

<問合せ先>

函館市保健福祉部地域包括ケア推進課

☎ 21-3041



介護保険と高齢者福祉の手引き

基本施策 8	個別施策(5) 介護認定の公平性・公正性の確保
	ア 訪問調査
	イ 介護認定審査会

取組の内容

ア 訪問調査

介護認定に係る訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図るため、調査員に対する継続的な研修・指導等に努めます。

イ 介護認定審査会

介護認定に係る訪問調査の結果および主治医意見書をもとに、介護の必要度（要介護状態等区分）の判定を行う介護認定審査会において、公平で統一性が保たれた判定を行うため、審査会委員の必要な知識、技術の修得および向上に努めます。

基本施策 8	個別施策(6) 介護給付適正化計画の推進
-----------	----------------------

取組の内容

介護給付適正化計画（172ページ参照）に従って、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知を実施し、介護給付等の適正化を進めます。

第 5 章 計画の推進

第5章

計画の推進

1

相談体制・情報提供

高齢者やその家族の生活を支えるための相談窓口として、地域の身近な窓口となる地域包括支援センターや市役所の高齢者・介護総合相談窓口などでさまざまな相談に応じているほか、福祉サービスの利用者やその家族などからの苦情等の相談については、公平な立場で解決に導く福祉サービス苦情処理制度を設けており、これらの窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めます。

また、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて、パンフレットや市の広報紙、ホームページなどを通じて広く周知を図ります。

2

関係機関・団体とのネットワークの構築

要介護高齢者やひとり暮らしなどで日常生活に不安を持っている高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生委員・児童委員、町会などとのネットワークを充実するとともに、地域福祉推進の中核的組織であり、福祉ボランティアの育成等に取り組んでいる社会福祉協議会等との連携を図ります。

3

計画の進行管理

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに、施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行い、函館市高齢者計画策定推進委員会などから意見をいただき、次期計画に反映させます。また、協議経過等について本市のホームページを通じて公表します。

〔 成果指標 〕

指標		目標値	現状値	目標値設定の考え方
指標 1	家族・親族以外に関わりがあまりない人の割合 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〕 【再掲 41ページ】	7.5%未満 〔平成31年〕	7.5% 〔平成28年〕	高齢者と様々な人々の関わりを示す指標です。 「基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進」について評価するものです。 現状値未満を目標値とします。

指標		目標値	現状値	目標値設定の考え方
指標 2	地域ケア会議への参加者数 【再掲 41ページ】	1,454人超 [平成32年度]	1,454人 [平成28年度]	地域住民や関係機関等の地域包括ケアシステムの実現に向けた取組への参画状況を示す指標です。 「基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進」について評価するものです。 現状値超を目標値とします。
指標 3	地域包括支援センターの相談・対応件数 【再掲 41ページ】	17,876件超 (のべ) [平成32年度]	17,876件 (のべ) [平成28年度]	高齢者の地域での相談のしやすさや支援の受けやすさを示す指標です。 「基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進」について評価するものです。 現状値超を目標値とします。
指標 4	養護者による高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合 【再掲 41ページ】	35.1%未満 [平成32年度]	35.1% [平成28年度]	地域住民や関係機関等による高齢者虐待の早期発見と見守り支援の状況を示す指標です。 「基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進」について評価するものです。 現状値未満を目標値とします。
指標 5	多職種連携研修参加機関数 【再掲 55ページ】	361機関超 [平成32年度]	361機関 [平成28年度]	在宅医療・介護連携の取組に関して、関係機関の参加状況を示す指標です。 「基本施策2 在宅医療・介護連携の推進」について評価するものです。 現状値超を目標値とします。

指標		目標値	現状値	目標値設定の考え方
指標 6	認知症地域支援 推進員の人数 【再掲 58ページ】	13人 [平成32年度末]	3人 [平成28年度末]	認知症高齢者等を支える地域の 連携体制の推進状況を示す指標 です。 「基本施策3 認知症高齢者等へ の支援の充実」について評価する ものです。 平成32年度末で13人を目標値 とします。
指標 7	介護予防教室 の参加者数 【再掲 62ページ】	7,487人超 (のべ) [平成32年度]	7,487人 (のべ) [平成28年度]	高齢者の介護予防教室への参加 状況を示す指標です。 「基本施策4 介護予防・健康づく りによる自立の推進」について評価 します。 現状値超を目標値とします。
指標 8	新規の要介護2 以下の認定者 数の割合(高齢 者数比) 【再掲 62ページ】	2.9%未満 [平成32年度]	2.9% [平成28年度]	高齢者の要介護(要支援)認定の 状況を示す指標です。 「基本施策4 介護予防・健康づく りによる自立の推進」について評価 します。 現状値未満を目標値とします。
指標 9	会・グループ (町会、趣味の サークル等)への 参加割合 [介護予防・日 常生活圏域ニ ーズ調査] 【再掲 68ページ】	51.9%超 [平成31年]	51.9% [平成28年]	高齢者の社会参加の状況を示す 指標です。 「基本施策5 主体的な社会参加 の促進」について評価します。 現状値超を目標値とします。
指標 10	ケアプランの点 検件数 【再掲 96ページ】	100件 [平成32年度]	6件 [平成28年度]	介護給付適正化計画の実施状 況を示す指標です。 「基本施策8 介護保険制度の円 滑な運営」について評価します。 年間100件を目標値とします。

資 料 編

資料編目次

1	高齢者の現状	108
(1)	人口の推移	108
(2)	年齢別人口	109
(3)	介護保険被保険者数の推移	110
(4)	高齢者の世帯状況	111
2	要介護（要支援）認定者の現状と推計	112
(1)	要介護（要支援）認定者数の推移	112
(2)	要介護（要支援）認定者数の推計	114
3	認知症高齢者等の現状と推計	115
4	日常生活圏域ごとの高齢者等の現状と推計	116
(1)	日常生活圏域ごとの人口の推移と推計	116
(2)	日常生活圏域ごとの高齢者数の推移と推計	117
(3)	日常生活圏域ごとの高齢化率の推移と推計	118
(4)	日常生活圏域ごとの高齢者の世帯状況	119
(5)	日常生活圏域ごとの要介護（要支援）認定者数と割合	120
(6)	日常生活圏域ごとの現状	122
5	サービス基盤の整備状況	132
(1)	サービス種類別事業所数の推移	132
(2)	日常生活圏域ごとのサービス種類別事業所数	133
(3)	日常生活圏域ごとの地域包括支援センターおよび施設・居住系サービス	134
6	介護保険サービスの給付実績	137
(1)	サービス分類別利用状況	137
(2)	居宅サービスの利用状況	140
(3)	地域密着型サービスの利用状況	143
(4)	施設サービスの利用状況	146
7	標準給付費および地域支援事業費の見込み	149
(1)	標準給付費の見込み	149
(2)	地域支援事業費の見込み	150

8	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	151
(1)	調査の概要	151
(2)	調査の結果（主な回答内容）	152
(3)	調査結果における日常生活圏域ごとのリスク分析	158
9	在宅介護実態調査	159
(1)	調査の概要	159
(2)	調査の結果	160
10	介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査	167
(1)	調査の概要	167
(2)	調査の結果	168
(3)	緊急度別入所（入居）申込者数の推計	170
11	函館市介護給付適正化計画（平成30年度～平成32年度）	172
(1)	介護給付適正化計画の基本的な考え方	172
(2)	第3期（平成27年度～平成29年度）の検証	172
(3)	現状と課題	174
(4)	今期（平成30年度～平成32年度）の取組方針と目標	176
12	計画策定の経過	178
13	函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱	179
14	函館市高齢者計画策定推進委員会委員名簿	180

1 高齢者の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、国勢調査によると昭和55年の34万5,165人をピークに減少傾向にあり、平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）では、26万5,979人となり、5年前の平成22年国勢調査と比較すると、1万3,148人減少しています。

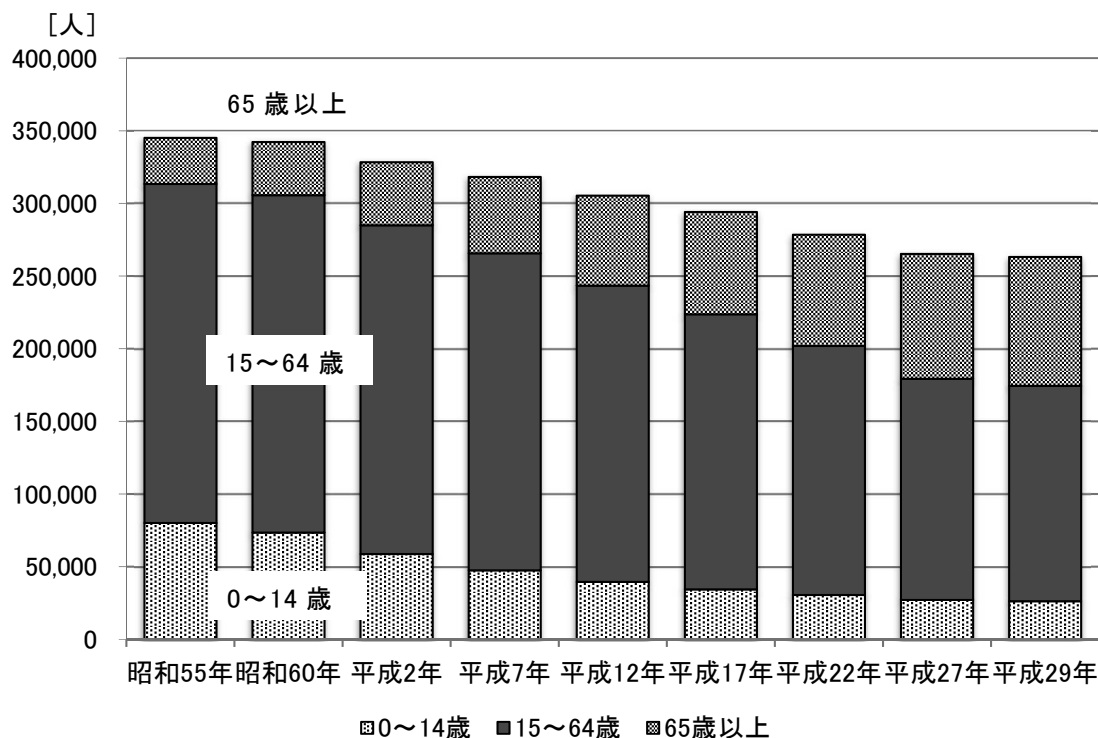
一方、65歳以上の人数（高齢者数）については、介護保険制度の始まった平成12年の6万1,855人に対し、平成29年には8万8,635人と17年間で2万6,780人増加しています。

人口の推移

[人]

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
総人口	345,165	342,540	328,493	318,308	305,311	294,264	279,127	265,979	263,101
0～14歳	80,038	73,429	58,732	47,487	39,591	34,369	30,474	27,131	26,278
15～64歳	233,334	232,185	226,263	218,185	203,855	189,327	171,405	152,154	148,188
65歳以上	31,712	36,644	43,411	52,607	61,855	70,459	76,637	85,931	88,635

人口の推移



* 昭和55～平成27年は国勢調査(昭和55～平成12年は合併町村を含む),

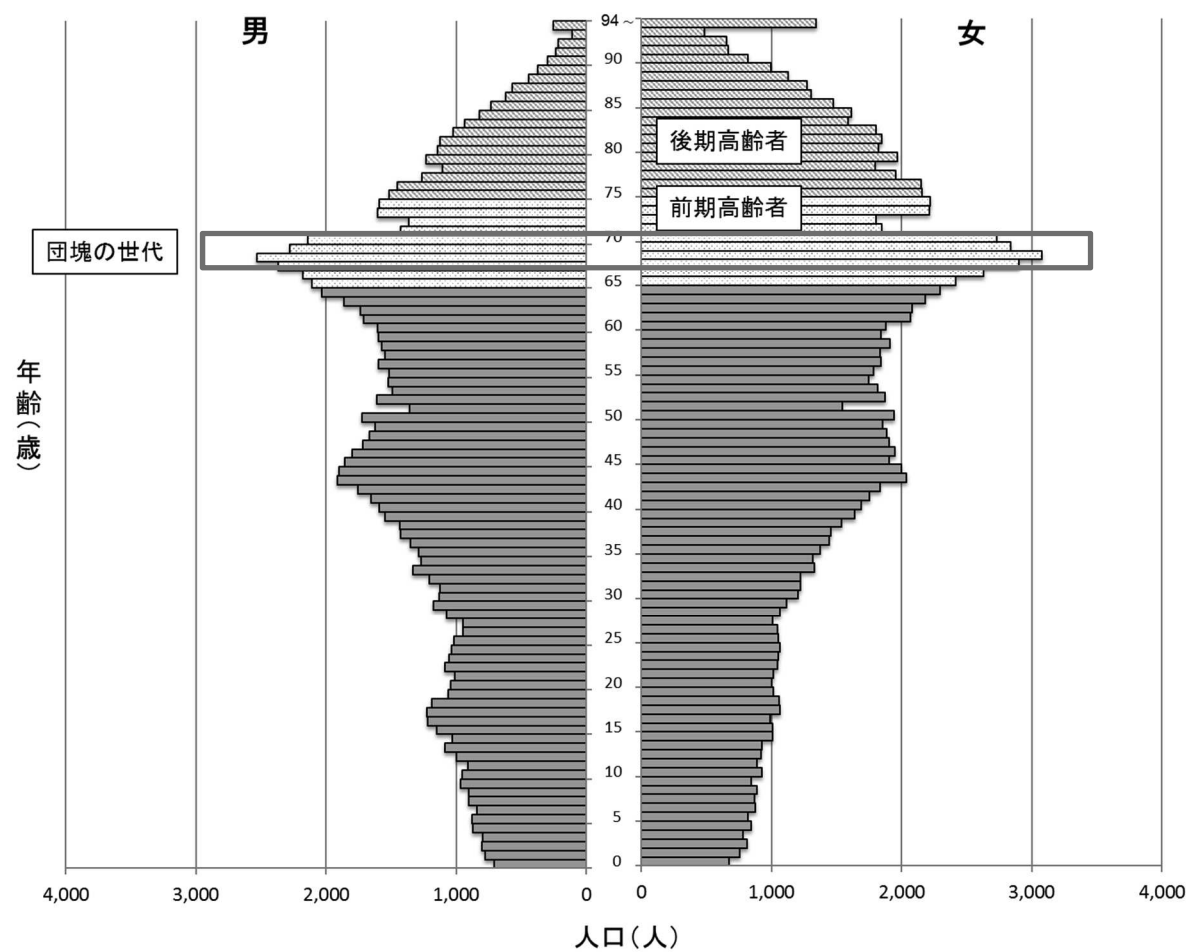
平成29年は9月末日現在の住民基本台帳を基に作成

* 総人口には年齢不詳者数を含む

(2) 年齢別人口

人口ピラミッドで表すと、団塊の世代が人口のピークを形成していることがわかります。既に団塊の世代が65歳以上となっており、今後も高齢者数が増加すると推測されます。

人口ピラミッド



* 平成29年9月末日現在の住民基本台帳を基に作成

(3) 介護保険被保険者数の推移

介護保険事業計画では、住民基本台帳における高齢者を第1号被保険者とし、40歳から64歳までの方を第2号被保険者としています。

第1号被保険者数が毎年増加する一方、第2号被保険者数は減少しています。

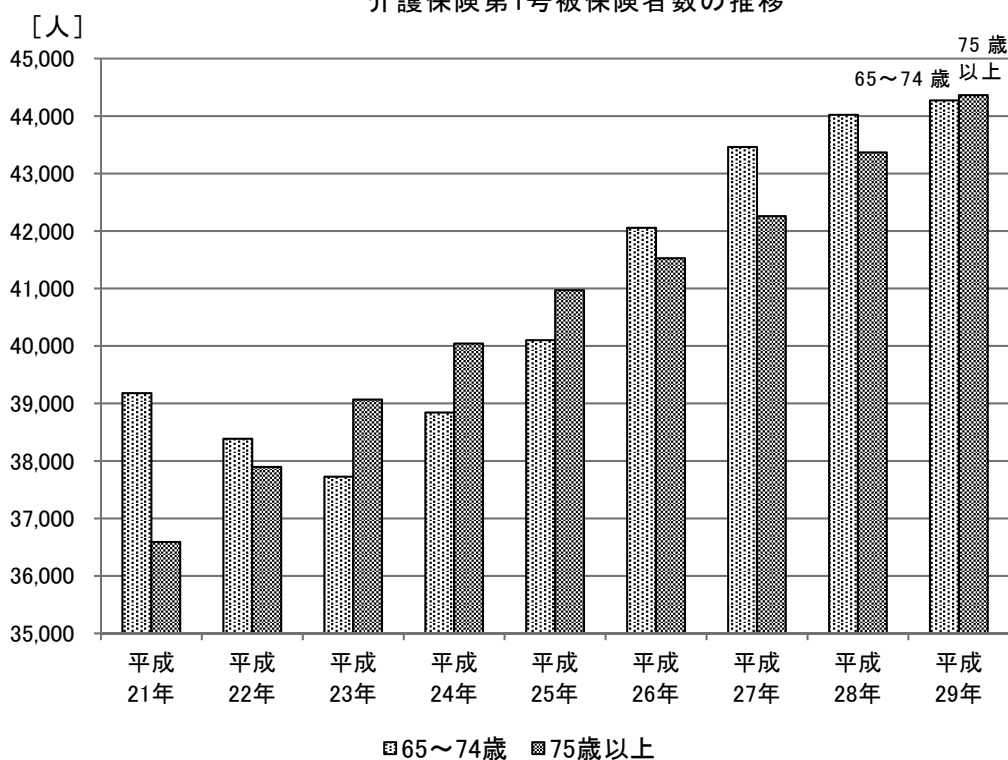
また、75歳以上の高齢者数は、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成26年に、65歳から74歳までの高齢者数を下回りましたが、平成29年には65歳から74歳までの高齢者数を再び上回っています。

介護保険被保険者数の推移

[人]

区分	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
第1号被保険者数	75,768	76,283	76,794	78,886	81,073	83,582	85,721	87,389	88,635
65～74歳	39,179	38,387	37,725	38,843	40,102	42,056	43,461	44,021	44,272
75歳以上	36,589	37,896	39,069	40,043	40,971	41,526	42,260	43,368	44,363
第2号被保険者数	101,266	100,901	100,810	99,117	97,242	94,985	92,685	90,877	89,442
総 数	177,034	177,184	177,604	178,003	178,315	178,567	178,406	178,266	178,077

介護保険第1号被保険者数の推移

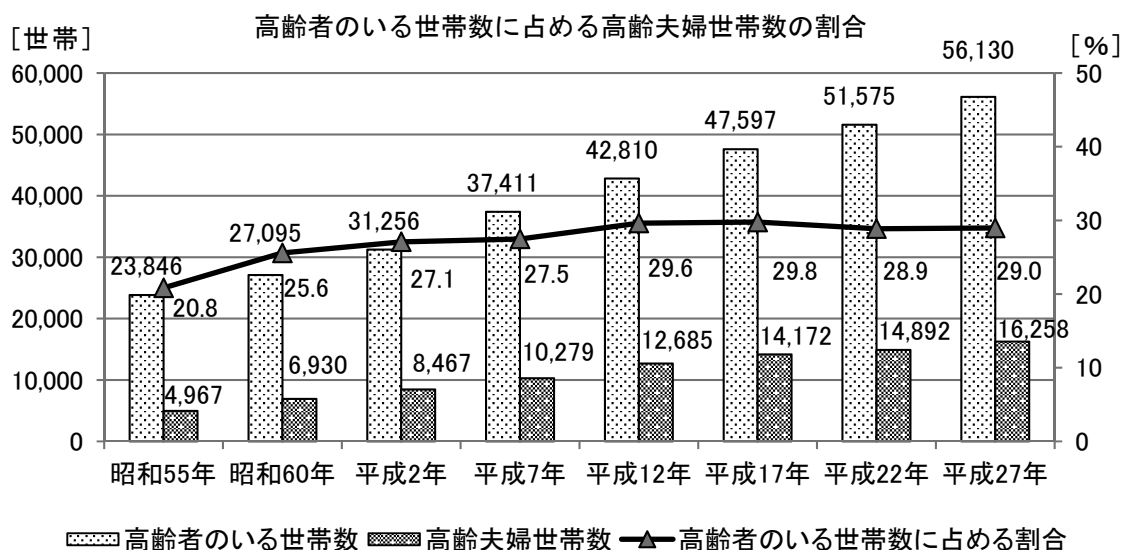
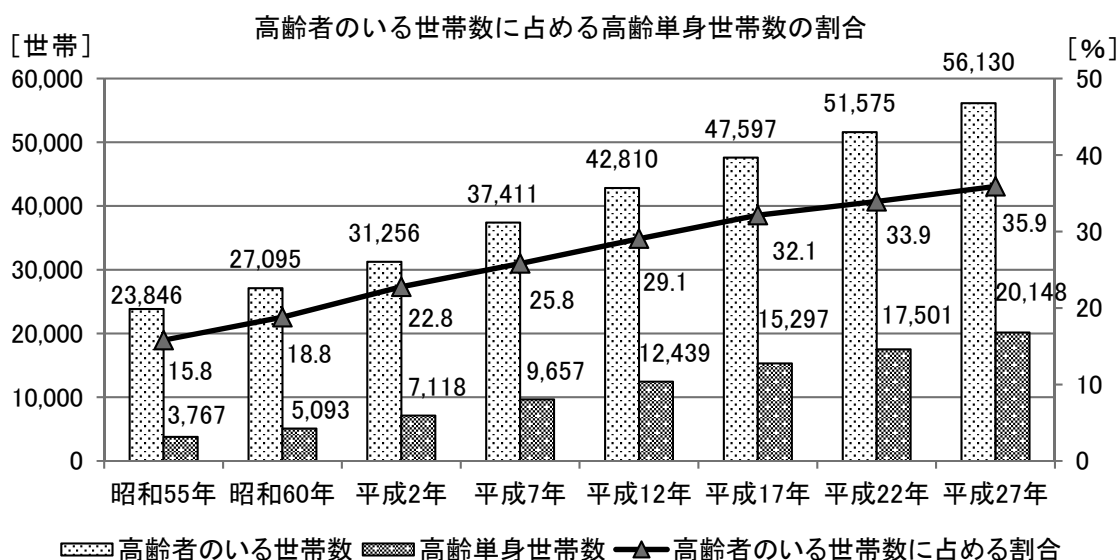


* 住民基本台帳を基に作成（各年9月末日現在）

(4) 高齢者の世帯状況

高齢単身世帯数は、平成17年に高齢夫婦世帯数¹を上回り、平成27年には2万148世帯となっています。

65歳以上の親族のいる世帯数（高齢者のいる世帯）に占める高齢単身世帯数の割合について、平成27年は35.9%と、高齢者のいる世帯のうち3世帯に1世帯以上がひとり暮らしの高齢者世帯となっており、全国的な傾向²と同様、本市においてもひとり暮らしの高齢者世帯が増加しています。



* 国勢調査を基に作成(昭和55～平成12年は合併町村を含む)

¹ 高齢夫婦世帯：夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

² 全国の高齢単身世帯数は，平成17年の386万世帯から平成27年には592万世帯に増加

2 要介護（要支援）認定者の現状と推計

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、増加傾向にあり、平成21年の1万4,178人から平成29年の1万9,837人と、8年間でおよそ1.4倍に増加しています。

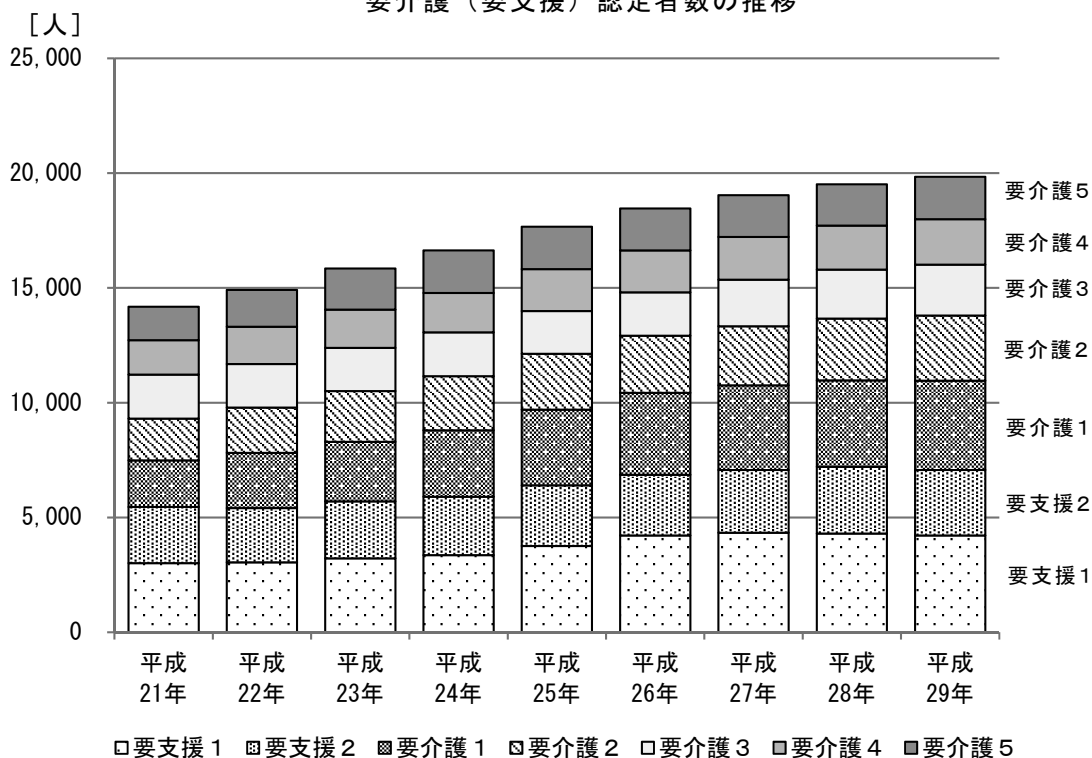
要介護（要支援）認定者数の推移と認定率

[人]

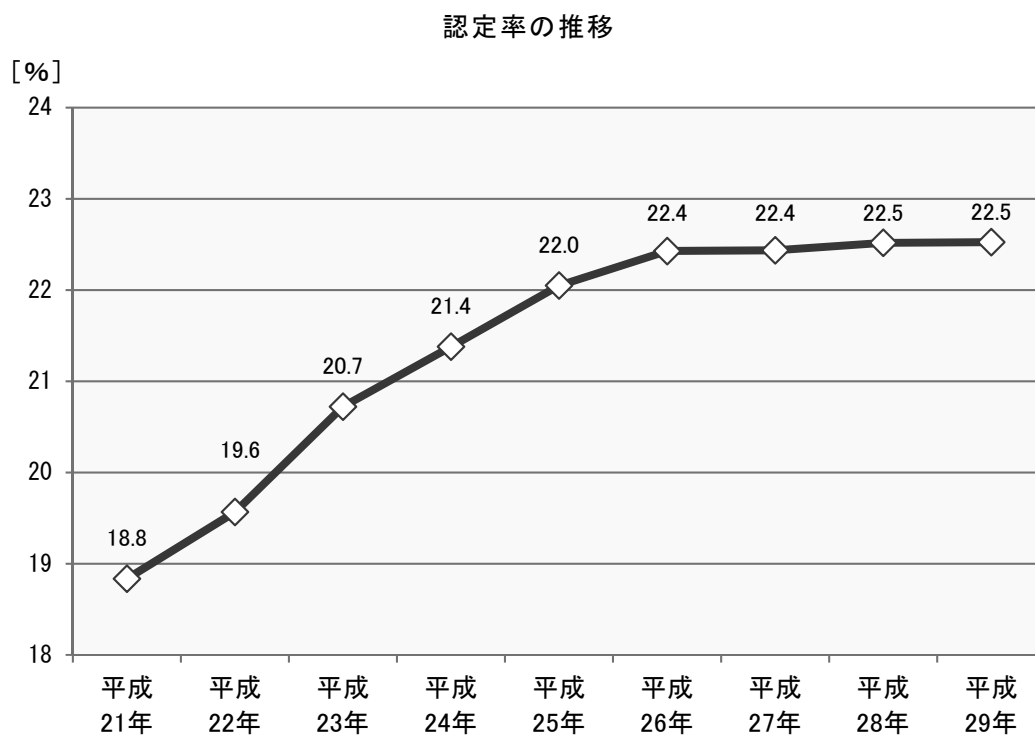
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	3,011	3,049	3,220	3,359	3,758	4,218	4,339	4,300	4,217
要支援2	2,444	2,364	2,481	2,547	2,643	2,643	2,731	2,911	2,854
要介護1	2,032	2,401	2,593	2,891	3,296	3,565	3,684	3,760	3,887
要介護2	1,818	1,976	2,211	2,359	2,430	2,493	2,573	2,695	2,838
要介護3	1,916	1,896	1,886	1,906	1,865	1,887	2,033	2,132	2,214
要介護4	1,499	1,622	1,662	1,719	1,824	1,824	1,861	1,913	1,985
要介護5	1,458	1,603	1,790	1,851	1,847	1,833	1,820	1,802	1,842
合 計	14,178	14,911	15,843	16,632	17,663	18,463	19,041	19,513	19,837

高齢者数	75,276	76,206	76,455	77,796	80,106	82,325	84,871	86,657	88,064
認定率	18.8%	19.6%	20.7%	21.4%	22.0%	22.4%	22.4%	22.5%	22.5%

要介護（要支援）認定者数の推移



認定率は上昇傾向でしたが、平成26年以降は横ばいとなっています。



* 介護保険事業状況報告を基に作成（各年3月末日現在）

* 認定者数には第2号被保険者で要介護（要支援）認定を受けた人を含む

* 認定率：高齢者数（第1号被保険者数）に対する要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む）の割合

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

平成27年から平成29年までの認定率の伸び率や、介護予防・生活支援サービスへ移行する方の数を踏まえ推計した結果、要介護（要支援）認定者数は一時減少しますが、平成31年からは介護予防・生活支援サービスへ移行する方の影響がなくなり、再び増加すると予測されます。

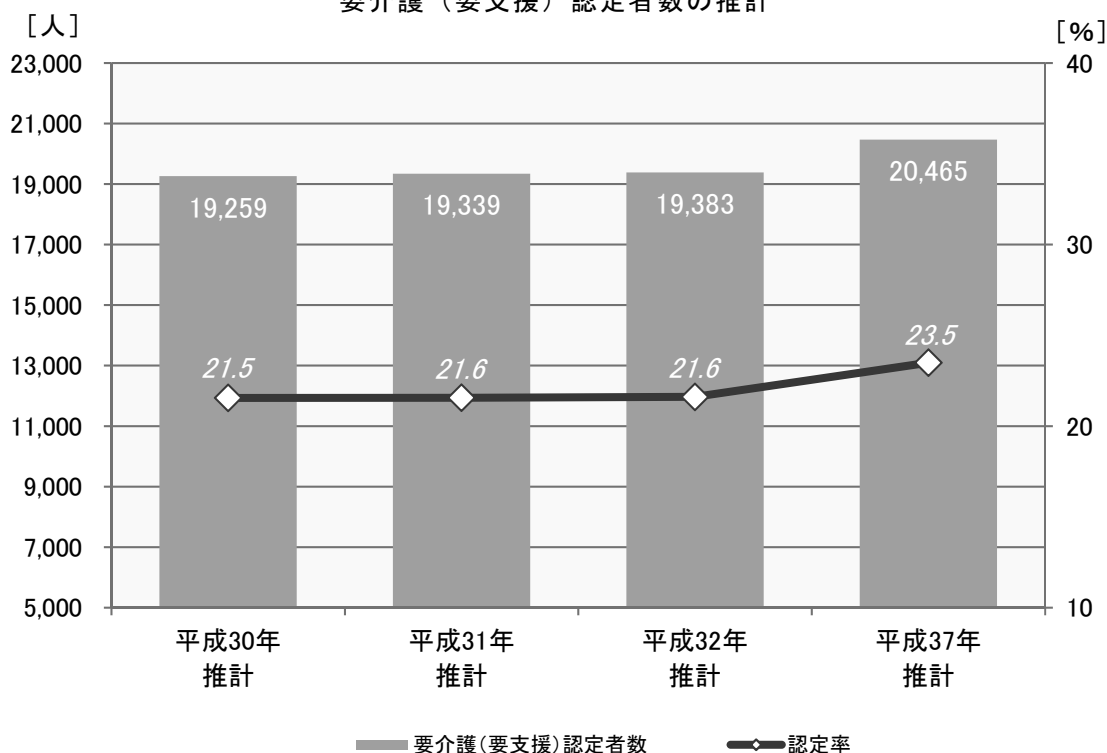
要介護（要支援）認定者数の推計

[人]

区分	平成30年 推計	平成31年 推計	平成32年 推計	平成37年 推計
要支援1	3,417	3,326	3,210	3,252
要支援2	2,654	2,620	2,577	2,579
要介護1	3,957	3,967	3,980	4,243
要介護2	2,935	2,990	3,040	3,312
要介護3	2,164	2,131	2,089	2,063
要介護4	2,135	2,225	2,326	2,614
要介護5	1,997	2,080	2,161	2,402
合計	19,259	19,339	19,383	20,465

認定率	21.5%	21.6%	21.6%	23.5%
-----	-------	-------	-------	-------

要介護（要支援）認定者数の推計

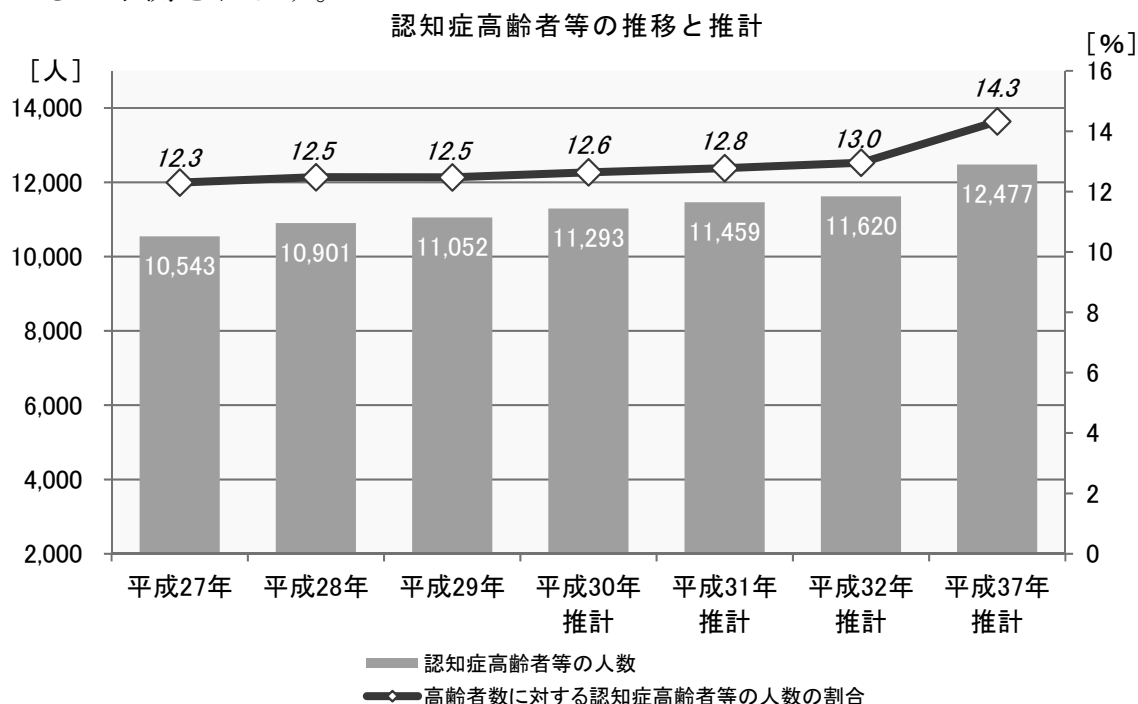


- * 介護保険事業状況報告（平成27～29年の各年9月末日現在）を基に推計した。
- * 認定率は、高齢者数に対する認定者数（第2号被保険者数を含む）の割合
- * 高齢者数は、平成24～29年の各年9月末日現在の住民基本台帳を基にコーホート変化率法により推計した。

3 認知症高齢者等の現状と推計

認知症高齢者等の人数は増加傾向にあります。

平成29年9月末時点における認知症出現率が将来にわたって一定であると仮定し、推計した要介護（要支援）認定者数を基に、平成30年から平成37年までの認知症高齢者等を推計した結果、平成32年には1万1,620人、平成37年には1万2,477人と増加が続くと予測され、高齢者数に対する割合も上昇すると予測されます。



- * 函館市保健福祉部介護保険課資料（平成27～29年の各年9月末日現在）を基に推計した。
- * 認知症高齢者等は、要介護（要支援）認定者（第2号被保険者を含む）のうち、日常生活自立度がⅡ以上と判定された人

（参考） 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	II b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

4 日常生活圏域ごとの高齢者等の現状と推計

(1) 日常生活圏域ごとの人口の推移と推計

日常生活圏域ごとの人口は減少傾向にあります。北部圏域については、宅地開発が進められている地域があり、平成27年までは若干増加していましたが、平成28年に減少し、平成29年は再び増加しました。

平成30年以降は、各圏域において徐々に減少すると予測されます。

日常生活圏域ごとの人口の推移

[人]

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
西部	21,280	20,988	20,598	20,391	20,011	19,474	19,029	18,698	18,204
中央部第1	27,624	27,117	26,660	26,241	25,709	25,141	24,730	24,250	23,902
中央部第2	29,825	29,520	29,295	28,979	29,012	28,729	28,332	27,952	27,493
東央部第1	32,887	32,454	32,090	31,884	31,568	31,235	30,835	30,550	30,159
東央部第2	28,368	28,148	27,756	27,220	26,711	26,275	25,749	25,379	25,007
北東部第1	24,622	24,364	24,051	23,956	23,769	23,541	23,382	23,233	22,837
北東部第2	37,087	37,004	36,974	36,789	36,582	36,585	36,400	36,383	36,456
北東部第3	35,445	35,148	34,912	34,573	34,395	34,020	33,752	33,418	33,056
北部	33,002	33,309	33,567	33,736	33,811	33,993	34,119	33,949	34,029
東部	15,225	14,840	14,408	13,956	13,571	13,153	12,751	12,327	11,958

* 住民基本台帳を基に作成（各年9月末日現在）

* 平成21～23年は外国人登録を含む

日常生活圏域ごとの人口の推計

[人]

区分	実績	推計					
	平成29年 (A)	平成30年	平成31年	平成32年		平成37年	
				(B)	対平成29年比 (B-A)/A	(C)	対平成29年比 (C-A)/A
全市	263,101	259,823	256,443	252,970	△3.9%	234,437	△10.9%
西部	18,204	17,765	17,323	16,877	△7.3%	14,639	△19.6%
中央部第1	23,902	23,422	22,934	22,450	△6.1%	19,988	△16.4%
中央部第2	27,493	27,156	26,811	26,453	△3.8%	24,561	△10.7%
東央部第1	30,159	29,756	29,331	28,914	△4.1%	26,710	△11.4%
東央部第2	25,007	24,527	24,039	23,550	△5.8%	21,025	△15.9%
北東部第1	22,837	22,594	22,339	22,060	△3.4%	20,519	△10.2%
北東部第2	36,456	36,326	36,174	36,006	△1.2%	34,855	△4.4%
北東部第3	33,056	32,682	32,294	31,878	△3.6%	29,562	△10.6%
北部	34,029	34,019	33,997	33,956	△0.2%	33,540	△1.4%
東部	11,958	11,576	11,201	10,826	△9.5%	9,038	△24.4%

* 住民基本台帳（平成24～29年の各年9月末日現在）の人口を基に推計した。

* 圏域ごとの推計人口は、全市と同様の推計方法により圏域ごとに推計した後、圏域ごとの推計人口の構成比に基づき全市の推計人口を按分して求めた。

(2) 日常生活圏域ごとの高齢者数の推移と推計

日常生活圏域ごとの高齢者数は、平成27年に圏域の見直しを行ったことにより、東部圏域を除く旧市内9圏域が概ね1万人程度以下に平準化され、圏域間における大きな差はなくなりました。

圏域ごとの推移は、平成24年以降はすべての圏域が増加傾向となっています。

平成30年以降は、平成32年に西部圏域、中央部第1圏域および東部圏域では、平成29年と比べ減少すると予測されますが、その他の圏域では増加となっています。

しかし、平成37年には、北東部第2圏域、北東部第3圏域および北部圏域以外の圏域は平成29年と比べ減少すると予測されます。

日常生活圏域ごとの高齢者数の推移

[人]

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
西部	7,314	7,332	7,233	7,370	7,481	7,566	7,602	7,717	7,743
中央部第1	8,616	8,524	8,479	8,568	8,634	8,706	8,768	8,849	8,865
中央部第2	7,936	7,959	8,030	8,237	8,410	8,674	8,871	8,969	9,014
東央部第1	9,575	9,525	9,557	9,814	10,073	10,321	10,560	10,706	10,881
東央部第2	7,915	8,122	8,243	8,477	8,751	9,019	9,295	9,509	9,634
北東部第1	6,380	6,444	6,498	6,719	6,907	7,160	7,312	7,436	7,452
北東部第2	7,639	7,791	7,992	8,299	8,650	9,155	9,495	9,798	10,106
北東部第3	8,153	8,292	8,414	8,831	9,267	9,706	10,173	10,474	10,726
北部	7,141	7,270	7,378	7,645	7,931	8,246	8,554	8,790	9,050
東部	5,099	5,024	4,970	4,926	4,969	5,029	5,091	5,141	5,164

* 住民基本台帳を基に作成（各年9月末日現在）

* 平成21～23年は外国人登録を含む

日常生活圏域ごとの高齢者数の推計

[人]

区分	実績	推計					
	平成29年 (A)	平成30年	平成31年	平成32年		平成37年	
				(B)	対平成29年比 (B-A)/A	(C)	対平成29年比 (C-A)/A
全市	88,635	89,375	89,705	89,707	1.2%	87,121	△1.7%
西部	7,743	7,699	7,590	7,494	△3.2%	6,762	△12.7%
中央部第1	8,865	8,803	8,721	8,583	△3.2%	7,725	△12.9%
中央部第2	9,014	9,068	9,127	9,136	1.4%	9,005	△0.1%
東央部第1	10,881	10,973	10,974	10,958	0.7%	10,574	△2.8%
東央部第2	9,634	9,694	9,705	9,706	0.7%	9,197	△4.5%
北東部第1	7,452	7,521	7,519	7,507	0.7%	7,246	△2.8%
北東部第2	10,106	10,303	10,464	10,610	5.0%	10,949	8.3%
北東部第3	10,726	10,936	11,058	11,137	3.8%	11,252	4.9%
北部	9,050	9,211	9,379	9,463	4.6%	9,700	7.2%
東部	5,164	5,167	5,168	5,113	△1.0%	4,711	△8.8%

* 住民基本台帳（平成24～29年の各年9月末日現在）の人口を基に推計した。

* 圏域ごとの高齢者数の推計は、全市と同様の推計方法により圏域ごとに推計した後、圏域ごとの高齢者数の推計の構成比に基づき全市の高齢者数の推計を按分して求めた。

(3) 日常生活圏域ごとの高齢化率の推移と推計

日常生活圏域ごとの高齢化率の推移について、平成29年は、東部圏域が43.2%と最も高く、次いで西部圏域の42.5%となっています。一方、最も高齢化率が低い北部圏域は26.6%と、全国の高齢化率³(27.3%)と比較しても低い割合となっています。

平成30年以降は、全ての圏域で高齢化率が上昇し、平成32年には東部圏域で47.2%になると予測されます。

また、平成37年には東部圏域が52.1%と最も高く、次いで、西部圏域が46.2%と高い高齢化率になると予測されます。

日常生活圏域ごとの高齢化率の推移

[%]

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
西部	34.4	34.9	35.1	36.1	37.4	38.9	39.9	41.3	42.5
中央部第1	31.2	31.4	31.8	32.7	33.6	34.6	35.5	36.5	37.1
中央部第2	26.6	27.0	27.4	28.4	29.0	30.2	31.3	32.1	32.8
東央部第1	29.1	29.3	29.8	30.8	31.9	33.0	34.2	35.0	36.1
東央部第2	27.9	28.9	29.7	31.1	32.8	34.3	36.1	37.5	38.5
北東部第1	25.9	26.4	27.0	28.0	29.1	30.4	31.3	32.0	32.6
北東部第2	20.6	21.1	21.6	22.6	23.6	25.0	26.1	26.9	27.7
北東部第3	23.0	23.6	24.1	25.5	26.9	28.5	30.1	31.3	32.4
北部	21.6	21.8	22.0	22.7	23.5	24.3	25.1	25.9	26.6
東部	33.5	33.9	34.5	35.3	36.6	38.2	39.9	41.7	43.2

* 住民基本台帳を基に作成（各年9月末日現在）

* 平成21～23年は外国人登録を含む

日常生活圏域ごとの高齢化率の推計

[%]

区分	実績	推計					
	平成29年 (A)	平成30年	平成31年	平成32年		平成37年	
				(B)	対平成29年増減 (B-A)	(C)	対平成29年増減 (C-A)
全市	33.7	34.4	35.0	35.5	1.8	37.2	3.5
西部	42.5	43.3	43.8	44.4	1.9	46.2	3.7
中央部第1	37.1	37.6	38.0	38.2	1.1	38.6	1.5
中央部第2	32.8	33.4	34.0	34.5	1.7	36.7	3.9
東央部第1	36.1	36.9	37.4	37.9	1.8	39.6	3.5
東央部第2	38.5	39.5	40.4	41.2	2.7	43.7	5.2
北東部第1	32.6	33.3	33.7	34.0	1.4	35.3	2.7
北東部第2	27.7	28.4	28.9	29.5	1.8	31.4	3.7
北東部第3	32.4	33.5	34.2	34.9	2.5	38.1	5.7
北部	26.6	27.1	27.6	27.9	1.3	28.9	2.3
東部	43.2	44.6	46.1	47.2	4.0	52.1	8.9

³ 総務省統計局の人口推計（平成28年10月確定値）

(4) 日常生活圏域ごとの高齢者の世帯状況

平成27年の国勢調査における日常生活圏域ごとの世帯状況は、65歳以上の高齢者がいる世帯数が最も多いのは、東央部第1圏域で7,108世帯となっています。

一方、全世帯数に占める割合は、東部圏域が最も高く、7割近くが高齢者のいる世帯となっており、最も低い北部圏域でも35.9%と、すべての圏域で3世帯に1世帯以上が高齢者のいる世帯と、世帯の高齢化が進んでいる状況となっています。

また、高齢単身世帯の割合は西部圏域が23.2%と、高齢者夫婦世帯⁴の割合は東部圏域が15.6%と最も高くなっています。

日常生活圏域ごとの高齢者の世帯状況

[世帯]

区分	全世帯数 (A)	65歳以上の親族がいる世帯数(B)					
		(B/A)		高齢単身世帯数(C)		高齢者夫婦世帯数(D)	
				(C/A)		(D/A)	
西部	9,232	5,073	55.0%	2,139	23.2%	1,127	12.2%
中央部第1	12,255	5,888	48.0%	2,638	21.5%	1,193	9.7%
中央部第2	15,160	6,082	40.1%	2,595	17.1%	1,433	9.5%
東央部第1	14,545	7,108	48.9%	2,975	20.5%	1,742	12.0%
東央部第2	10,566	5,651	53.5%	1,695	16.0%	1,589	15.0%
北東部第1	11,308	4,946	43.7%	1,869	16.5%	1,239	11.0%
北東部第2	16,501	6,137	37.2%	1,870	11.3%	1,698	10.3%
北東部第3	14,067	6,572	46.7%	1,737	12.3%	1,899	13.5%
北部	15,259	5,475	35.9%	1,804	11.8%	1,415	9.3%
東部	4,758	3,198	67.2%	826	17.4%	744	15.6%
計	123,651	56,130	45.4%	20,148	16.3%	14,079	11.4%

* 国勢調査を基に作成（平成27年）

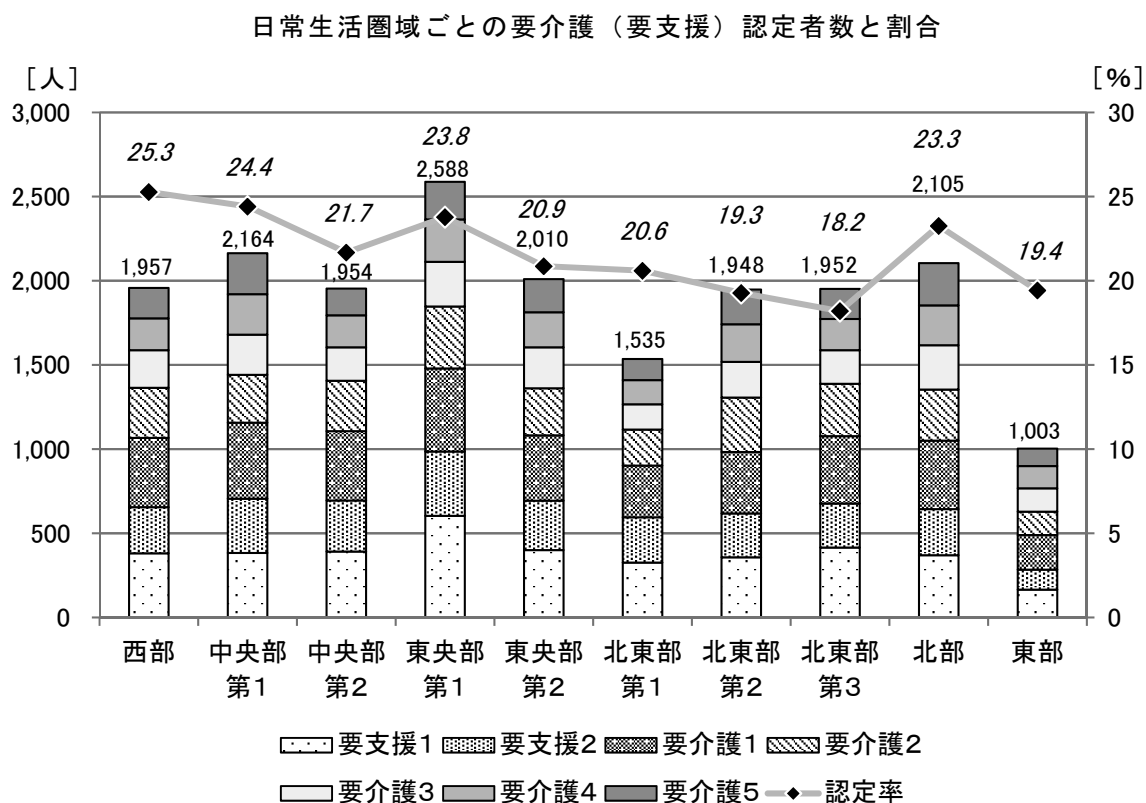
* 世帯数は施設等の世帯数を除いた数

⁴ 高齢者夫婦世帯：夫婦とも65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

(5) 日常生活圏域ごとの要介護（要支援）認定者数と割合

日常生活圏域ごとの要介護（要支援）認定者数は、高齢者数が最も多い東中央部第1圏域が2,588人と最も多くなっています。

高齢者数に対する認定者数の割合（認定率）をみると、西部圏域が25%を超え、高齢者の4人に1人以上が要介護認定を受けている状況になっています。一方、東部圏域は19.4%と北東部第3圏域、北東部第2圏域に次いで低い割合となっており、高齢化率が40%を超える西部圏域と東部圏域⁵の2圏域は、市内でも特に高齢化が進んでいる地域ですが、認定者の割合に差があります。



* 函館市介護保険システムを基に作成（平成29年9月末日現在）

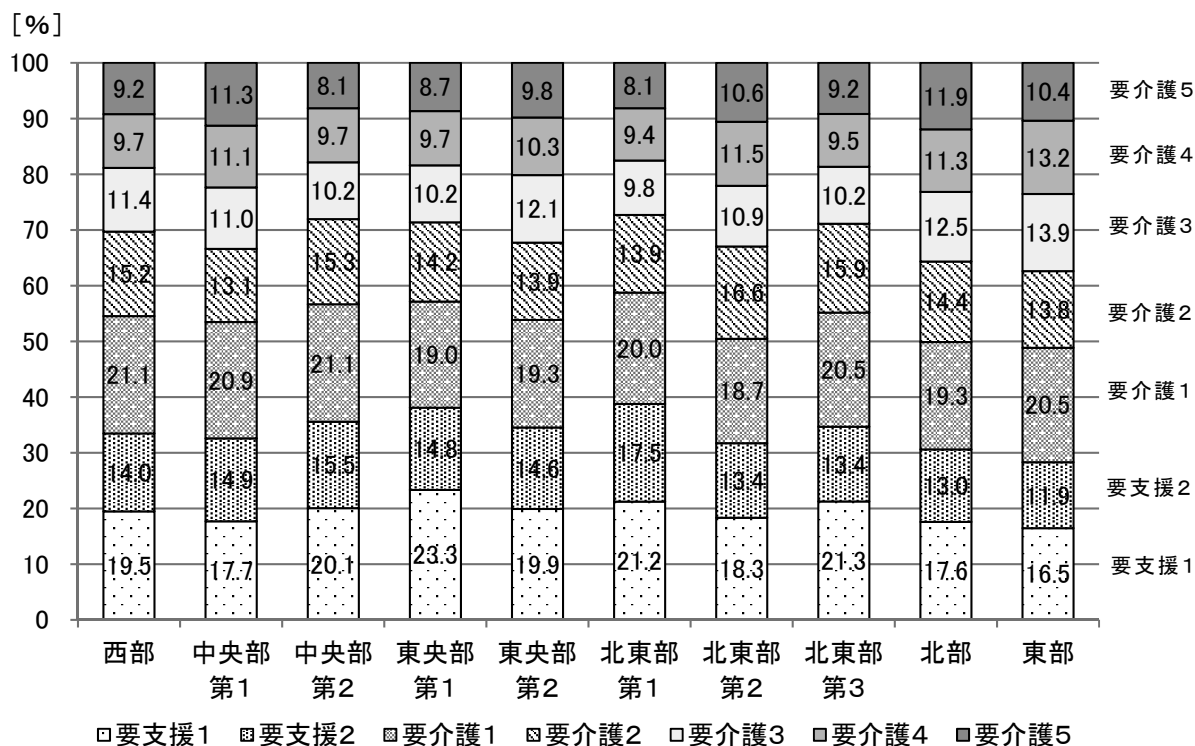
* 認定者数は函館市の住所地特例対象者数を含まない数値

* 認定率：高齢者数（平成29年9月末日現在の住民基本台帳）に対する認定者数（第2号被保険者を含む）の割合

⁵ 高齢化率は西部圏域42.5%，東部圏域43.2%（平成29年9月末日現在）

日常生活圏域ごとの要介護度の割合は、要支援 1 から要介護 1 までの軽度の割合が概ね50%以上となっています。

日常生活圏域ごとの要介護度別の割合



* 函館市介護保険システムを基に作成（平成29年9月末日現在）

(6) 日常生活圏域ごとの現状

ア 西部圏域



西部圏域の平成29年9月末日現在の人口は18,204人と10圏域の中で2番目に少なく、近年は減少傾向にあります。一方、高齢者数は、7,743人（圏域中8番目）で、高齢化率は42.5%と市内で2番目に高い割合となっています。

また、介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）を見ても、25.3%と市内で最も高い割合となっています。

地域密着型サービスなどのサービス資源については、地域密着型特定施設（定員29人）1施設、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人）1施設が、第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）で整備されました。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	18,204
高齢者数	B	7,743
高齢化率	B/A	42.5
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
(平成29年9月末日現在)

[人, %]	
要介護(要支援)認定者数・認定率	
要支援1	381
要支援2	274
要介護1	412
要介護2	297
要介護3	224
要介護4	189
要介護5	180
計	C
認定率	C/B
全市平均認定率	22.0

* 函館市介護保険システムに基づく(平成29年9月末日現在)

* 認定率: 高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
〔ブランチ〕	0	-
居宅介護支援	9	-
居宅サービス	28	335
訪問介護	7	-
訪問入浴介護	0	-
訪問看護	2	-
訪問リハビリテーション	2	-
通所介護	5	175
通所リハビリテーション	2	65
短期入所生活介護	1	38
短期入所療養介護	2	15
福祉用具貸与	3	-
特定福祉用具販売	3	-
特定施設入居者生活介護	1	42
地域密着型サービス	11	224
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	2	23
認知症対応型通所介護	2	24
小規模多機能型居宅介護	0	0
認知症対応型共同生活介護	3	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	29
看護小規模多機能型居宅介護	1	29
施設サービス	3	270
介護老人福祉施設	0	0
介護老人保健施設	1	150
介護療養型医療施設	2	120
合計	52	829

* 平成29年10月1日現在

* ショート(療養)のうち1事業所は空床利用

イ 中央部第1圏域



中央部第1圏域の平成29年9月末日現在の人口は23,902人（10圏域中7番目）で、近年は減少傾向にあります。また、高齢者数は、8,865人（10圏域中7番目）で、高齢化率は37.1%と10圏域の中で4番目に高い割合となっています。

一方、介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）は、24.4%と市内で2番目に高い割合となっています。

サービス資源については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や特定施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などが整備されています。また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（定員48人）1施設が、第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）で整備されました。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	23,902
高齢者数	B	8,865
高齢化率	B/A	37.1
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
（平成29年9月末日現在）

[人, %]		
要介護（要支援）認定者数・認定率		
要支援1		383
要支援2		322
要介護1		452
要介護2		284
要介護3		239
要介護4		240
要介護5		244
計	C	2,164
認定率	C/B	24.4
全市平均認定率		22.0

* 函館市介護保険システムに基づく（平成29年9月末日現在）

* 認定率：高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
（ブランチ）	0	-
居宅介護支援	16	-
居宅サービス	35	375
訪問介護	11	-
訪問入浴介護	0	-
訪問看護	2	-
訪問リハビリテーション	1	-
通所介護	6	190
通所リハビリテーション	1	30
短期入所生活介護	4	49
短期入所療養介護	0	0
福祉用具貸与	4	-
特定福祉用具販売	3	-
特定施設入居者生活介護	3	106
地域密着型サービス	17	282
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	3	43
認知症対応型通所介護	1	12
小規模多機能型居宅介護	3	72
認知症対応型共同生活介護	7	126
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0
施設サービス	4	294
介護老人福祉施設	3	258
介護老人保健施設	0	0
介護療養型医療施設	1	36
合計	73	951

* 平成29年10月1日現在

ウ 中央部第2圏域



中央部第2圏域の平成29年9月末日現在の人口は27,493人（10圏域中5番目）で、近年は減少傾向となっています。また、高齢者数は9,014人（10圏域中6番目）で、高齢化率は32.8%（10圏域中6番目）となっています。

介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）は、21.7%（10圏域中5番目）となっています。

サービス資源については、特定施設1施設のほか、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設が整備されており、地域密着型特定施設（定員29人）1施設が第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）で整備されました。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	27,493
高齢者数	B	9,014
高齢化率	B/A	32.8
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
(平成29年9月末日現在)

[人, %]	
要介護(要支援)認定者数・認定率	
要支援1	392
要支援2	303
要介護1	412
要介護2	299
要介護3	199
要介護4	190
要介護5	159
計	C
認定率	C/B
全市平均認定率	22.0

* 函館市介護保険システムに基づく(平成29年9月末日現在)

* 認定率: 高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
〔ブランチ〕	0	-
居宅介護支援	11	-
居宅サービス	39	279
訪問介護	13	-
訪問入浴介護	0	-
訪問看護	3	-
訪問リハビリテーション	4	-
通所介護	4	99
通所リハビリテーション	2	40
短期入所生活介護	2	44
短期入所療養介護	0	0
福祉用具貸与	5	-
特定福祉用具販売	5	-
特定施設入居者生活介護	1	96
地域密着型サービス	18	302
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	6	76
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	3	78
認知症対応型共同生活介護	6	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	58
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0
施設サービス	0	0
介護老人福祉施設	0	0
介護老人保健施設	0	0
介護療養型医療施設	0	0
合計	69	581

* 平成29年10月1日現在

エ 東央部第1圏域



東央部第1圏域の平成29年9月末日現在の人口は30,159人（10圏域中4番目）で、近年は減少傾向にあります。また、高齢者数は10,881人と10圏域の中で最も多くなっていますが、高齢化率は36.1%（10圏域中5番目）となっています。

介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）は、23.8%（10圏域中3番目）となっています。

地域密着型サービスなどのサービス資源については、介護老人保健施設や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が整備されていますが、日吉町4丁目の福祉コミュニティエリアにおいて、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（定員100人）1施設、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人）1施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（定員18人）2施設、地域密着型特定施設（定員29人）2施設が、第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）で整備されました。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	30,159
高齢者数	B	10,881
高齢化率	B/A	36.1
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
（平成29年9月末日現在）

[人, %]	
要介護（要支援）認定者数・認定率	
要支援1	604
要支援2	382
要介護1	493
要介護2	368
要介護3	265
要介護4	252
要介護5	224
計	C
認定率	C/B
全市平均認定率	22.0

* 函館市介護保険システムに基づく（平成29年9月末日現在）

* 認定率：高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
（ブランチ）	0	-
居宅介護支援	10	-
居宅サービス	33	466
訪問介護	12	-
訪問入浴介護	0	-
訪問看護	2	-
訪問リハビリテーション	1	-
通所介護	8	283
通所リハビリテーション	3	87
短期入所生活介護	2	40
短期入所療養介護	2	8
福祉用具貸与	1	-
特定福祉用具販売	1	-
特定施設入居者生活介護	1	48
地域密着型サービス	17	276
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	6	78
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	2	50
認知症対応型共同生活介護	5	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	58
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0
施設サービス	2	250
介護老人福祉施設	0	0
介護老人保健施設	2	250
介護療養型医療施設	0	0
合計	63	992

* 平成29年10月1日現在

* ショート（療養）のうち1事業所は空床利用

オ 東央部第2圏域



東央部第2圏域の平成29年9月末日現在の人口は25,007人（10圏域中6番目）で、近年は減少傾向にあります。また、高齢者数は9,634人で10圏域中4番目、高齢化率は38.5%で10圏域中3番目となっています。

介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）は、20.9%（10圏域中6番目）となっています。

サービス資源については、比較的整備が進んでおり、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人）1施設と、看護小規模多機能型居宅介護を併設した認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（定員18人）1施設が第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）で整備されました。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	25,007
高齢者数	B	9,634
高齢化率	B/A	38.5
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
（平成29年9月末日現在）

[人, %]		
要介護（要支援）認定者数・認定率		
要支援1		400
要支援2		294
要介護1		388
要介護2		279
要介護3		244
要介護4		208
要介護5		197
計	C	2,010
認定率	C/B	20.9
全市平均認定率		22.0

* 函館市介護保険システムに基づく（平成29年9月末日現在）

* 認定率：高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
（ブランチ）	0	-
居宅介護支援	9	-
居宅サービス	22	556
訪問介護	5	-
訪問入浴介護	1	-
訪問看護	1	-
訪問リハビリテーション	0	-
通所介護	5	195
通所リハビリテーション	0	0
短期入所生活介護	6	91
短期入所療養介護	0	0
福祉用具貸与	1	-
特定福祉用具販売	1	-
特定施設入居者生活介護	2	270
地域密着型サービス	10	193
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	2	24
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	25
認知症対応型共同生活介護	5	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	29
看護小規模多機能型居宅介護	1	25
施設サービス	4	333
介護老人福祉施設	4	333
介護老人保健施設	0	0
介護療養型医療施設	0	0
合計	46	1,082

* 平成29年10月1日現在

カ 北東部第1圏域

北東部第1圏域の平成29年9月末日現在の人口は、22,837人（10圏域中8番目）で、近年は減少傾向にあり、高齢者数については、7,452人と2番目に少なく、高齢化率は32.6%（10圏域中7番目）となっています。



また、介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）は、20.6%（10圏域中7番目）と全市平均を下回っています。

地域密着型サービスについては、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（定員18人）1施設が第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）で整備されました。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	22,837
高齢者数	B	7,452
高齢化率	B/A	32.6
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
（平成29年9月末日現在）

[人, %]	
要介護（要支援）認定者数・認定率	
要支援1	326
要支援2	269
要介護1	307
要介護2	214
要介護3	150
要介護4	144
要介護5	125
計	C
認定率	C/B
全市平均認定率	22.0

* 函館市介護保険システムに基づく（平成29年9月末日現在）

* 認定率：高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
（ブランチ）	0	-
居宅介護支援	8	-
居宅サービス	24	253
訪問介護	10	-
訪問入浴介護	1	-
訪問看護	2	-
訪問リハビリテーション	2	-
通所介護	3	125
通所リハビリテーション	2	50
短期入所生活介護	0	0
短期入所療養介護	0	0
福祉用具貸与	1	-
特定福祉用具販売	1	-
特定施設入居者生活介護	2	78
地域密着型サービス	10	120
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	4	40
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0
認知症対応型共同生活介護	5	80
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0
施設サービス	0	0
介護老人福祉施設	0	0
介護老人保健施設	0	0
介護療養型医療施設	0	0
合計	43	373

* 平成29年10月1日現在

キ 北東部第2圏域

北東部第2圏域の平成29年9月末日現在の人口は、36,456人と10圏域の中で最も多くなっていますが、近年は減少傾向にあります。高齢者数については、10,106人と10圏域の中で3番目に多くなっていますが、高齢化率は27.7%と、北部圏域に次いで2番目に低い割合となっています。

また、介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）は、19.3%（10圏域中9番目）と全市平均を下回る低い割合となっています。

サービス資源については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などの介護保険施設のほか、地域密着型介護老人福祉施設や地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などが整備されており、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（定員18人）1施設と地域密着型特定施設（定員29人）1施設が第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）で整備されました。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	36,456
高齢者数	B	10,106
高齢化率	B/A	27.7
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
（平成29年9月末日現在）

[人, %]		
要介護（要支援）認定者数・認定率		
要支援1		357
要支援2		261
要介護1		365
要介護2		323
要介護3		212
要介護4		224
要介護5		206
計	C	1,948
認定率	C/B	19.3
全市平均認定率		22.0

* 函館市介護保険システムに基づく（平成29年9月末日現在）

* 認定率：高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
〔ブランチ〕	0	-
居宅介護支援	13	-
居宅サービス	43	456
訪問介護	9	-
訪問入浴介護	2	-
訪問看護	4	-
訪問リハビリテーション	2	-
通所介護	5	183
通所リハビリテーション	4	110
短期入所生活介護	7	153
短期入所療養介護	2	10
福祉用具貸与	4	-
特定福祉用具販売	4	-
特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型サービス	20	316
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	-
夜間対応型訪問介護	1	-
地域密着型通所介護	5	58
認知症対応型通所介護	1	12
小規模多機能型居宅介護	2	43
認知症対応型共同生活介護	4	71
地域密着型特定施設入居者生活介護	3	87
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	20
看護小規模多機能型居宅介護	1	25
施設サービス	5	366
介護老人福祉施設	2	140
介護老人保健施設	2	200
介護療養型医療施設	1	26
合計	82	1,138

* 平成29年10月1日現在

* ショート（療養）のうち1事業所は空床利用

ク 北東部第3圏域



北東部第3圏域の平成29年9月末日現在の人口は、33,056人と10圏域の中で3番目に多く、高齢者数は10,726人と10圏域の中で2番目に多い人数となっていますが、高齢化率は32.4%と10圏域の中では3番目に低い割合となっています。

また、介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）も、18.2%と市内で最も低い割合となっています。

地域密着型サービスなどのサービス資源については、介護老人保健施設と特定施設が1施設ずつと認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が3施設整備されていますが、他の圏域と比較して利用できる資源が少なく、事業所自体が存在しないサービスも少なくありません。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	33,056
高齢者数	B	10,726
高齢化率	B/A	32.4
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
(平成29年9月末日現在)

[人, %]		
要介護(要支援)認定者数・認定率		
要支援1		415
要支援2		262
要介護1		400
要介護2		311
要介護3		200
要介護4		185
要介護5		179
計	C	1,952
認定率	C/B	18.2
全市平均認定率		22.0

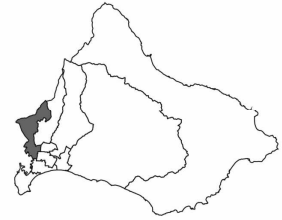
* 函館市介護保険システムに基づく(平成29年9月末日現在)

* 認定率: 高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
(ブランチ)	0	-
居宅介護支援	5	-
居宅サービス	16	223
訪問介護	5	-
訪問入浴介護	0	-
訪問看護	1	-
訪問リハビリテーション	0	-
通所介護	2	65
通所リハビリテーション	1	45
短期入所生活介護	2	39
短期入所療養介護	1	10
福祉用具貸与	1	-
特定福祉用具販売	2	-
特定施設入居者生活介護	1	64
地域密着型サービス	9	149
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	3	46
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	2	58
認知症対応型共同生活介護	3	45
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0
施設サービス	1	100
介護老人福祉施設	0	0
介護老人保健施設	1	100
介護療養型医療施設	0	0
合計	32	472

* 平成29年10月1日現在

ケ 北部圏域



北部圏域の平成29年9月末日現在の人口は、
34,029人と10圏域中2番目に多く、市内で唯一、
人口を維持しており、高齢者数は9,050人（10圏域中5番目）で、高齢化率
は26.6%と全国、全道の平均も下回り、10圏域の中で最も低い割合となっ
ています。

また、介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）は、23.3%
（10圏域中4番目）となっています。

サービス資源については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（定
員60人、定員100人）2施設が第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）で
整備されました。

[人, %]

人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	34,029
高齢者数	B	9,050
高齢化率	B/A	26.6
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
（平成29年9月末日現在）

[人, %]

要介護（要支援）認定者数・認定率	
要支援1	370
要支援2	274
要介護1	406
要介護2	304
要介護3	263
要介護4	237
要介護5	251
計	C
認定率	C/B
全市平均認定率	22.0

* 函館市介護保険システムに
基づく（平成29年9月末日現在）

* 認定率：高齢者数に対する
認定者数の割合

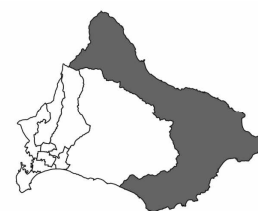
[か所, 人]

サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
（ブランチ）	0	-
居宅介護支援	23	-
居宅サービス	47	731
訪問介護	9	-
訪問入浴介護	1	-
訪問看護	3	-
訪問リハビリテーション	3	-
通所介護	11	384
通所リハビリテーション	2	80
短期入所生活介護	5	87
短期入所療養介護	3	10
福祉用具貸与	4	-
特定福祉用具販売	4	-
特定施設入居者生活介護	2	170
地域密着型サービス	19	390
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	3	43
認知症対応型通所介護	1	3
小規模多機能型居宅介護	4	91
認知症対応型共同生活介護	5	108
地域密着型特定施設入居者生活介護	4	116
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	29
看護小規模多機能型居宅介護	0	0
施設サービス	8	806
介護老人福祉施設	4	370
介護老人保健施設	3	384
介護療養型医療施設	1	52
合計	98	1,927

* 平成29年10月1日現在

* ショート（療養）のうち2事業所は空床利用

コ 東部圏域



東部圏域は平成29年9月末日現在，人口は11,958人，高齢者数は5,164人といずれも10圏域の中で最も少ない状況ですが，高齢化率は43.2%と10圏域の中で最も高い割合となっています。

一方，介護保険の認定者数の割合（高齢者数に対する認定率）は，19.4%と10圏域の中で3番目に低い割合となっています。

地域密着型サービスなどのサービス資源については，他の圏域と比較して利用できる資源が少なく，事業所自体が存在しないサービスも少なくありませんが，第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）において，中重度の要介護者を受け入れる態勢を確保するため，生活支援ハウス（定員17人）が特定施設（定員18人）に転換されました。

[人, %]		
人口・高齢者数・高齢化率		
人口	A	11,958
高齢者数	B	5,164
高齢化率	B/A	43.2
全市平均高齢化率		33.7

* 住民基本台帳に基づく
(平成29年9月末日現在)

[人, %]		
要介護(要支援)認定者数・認定率		
要支援1		165
要支援2		119
要介護1		206
要介護2		138
要介護3		139
要介護4		132
要介護5		104
計	C	1,003
認定率	C/B	19.4
全市平均認定率		22.0

* 函館市介護保険システムに基づく(平成29年9月末日現在)

* 認定率: 高齢者数に対する
認定者数の割合

[か所, 人]		
サービス種類別事業所数・定員数		
事業所種別	事業所数	定員数
地域包括支援センター	1	-
〔(ブランチ)〕	(1)	-
居宅介護支援	3	-
居宅サービス	11	97
訪問介護	3	-
訪問入浴介護	1	-
訪問看護	0	-
訪問リハビリテーション	0	-
通所介護	3	65
通所リハビリテーション	0	0
短期入所生活介護	3	14
短期入所療養介護	0	0
福祉用具貸与	0	-
特定福祉用具販売	0	-
特定施設入居者生活介護	1	18
地域密着型サービス	8	188
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-
夜間対応型訪問介護	0	-
地域密着型通所介護	1	18
認知症対応型通所介護	0	0
小規模多機能型居宅介護	3	87
認知症対応型共同生活介護	3	54
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	29
施設サービス	3	150
介護老人福祉施設	3	150
介護老人保健施設	0	0
介護療養型医療施設	0	0
合計	26	435

* 平成29年10月1日現在

5 サービス基盤の整備状況

(1) サービス種類別事業所数の推移

[か所]

区分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護支援	40	44	48	52	64	70	71	73	70	72	76	80	90	99	97	106	111	114
居宅サービス	139	140	147	162	195	204	217	217	225	242	259	270	302	332	363	364	324	316
訪問介護	27	29	34	39	56	62	67	63	66	71	76	77	88	94	96	97	96	93
訪問入浴介護	9	8	8	7	8	8	7	8	8	8	8	8	7	7	8	8	7	6
訪問看護	10	7	7	7	8	9	11	12	12	14	14	15	17	18	21	21	22	20
訪問リハビリテーション	9	8	8	8	10	9	7	7	7	7	9	10	11	14	15	15	15	15
通所介護	19	23	25	33	37	42	41	43	47	53	58	63	73	84	99	96	58	56
通所リハビリテーション	16	15	15	16	16	15	14	14	14	15	16	16	16	16	18	18	17	17
短期入所生活介護	10	10	11	12	16	17	17	18	19	20	21	21	24	27	33	33	33	33
短期入所療養介護	21	21	20	18	20	18	14	14	13	12	12	12	11	11	11	11	10	10
福祉用具貸与	18	19	19	20	19	19	17	16	16	17	18	18	21	24	24	26	26	26
特定福祉用具販売							16	16	16	17	17	19	21	24	25	26	26	26
特定施設入居者生活介護				2	5	5	6	6	7	8	10	11	13	13	13	13	14	14
地域密着型サービス	3	5	9	13	18	34	40	45	45	48	57	59	79	90	101	101	145	148
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護													3	8	12	12	12	12
夜間対応型訪問介護							1	1	1	1	1	2	2	1	4	4	3	2
地域密着型通所介護																	38	40
認知症対応型通所介護							5	5	4	4	3	2	5	4	5	5	5	6
小規模多機能型居宅介護							1	3	4	5	9	10	13	15	18	18	20	21
認知症対応型共同生活介護	3	5	9	13	18	34	33	33	33	35	39	39	44	45	45	45	46	46
地域密着型特定施設 入居者生活介護								2	2	2	4	5	10	12	12	12	13	13
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護								1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	4
看護小規模多機能型 居宅介護													1	3	3	3	4	4
施設サービス	30	30	31	29	35	35	32	32	30	29	29	29	28	29	31	31	30	30
介護老人福祉施設	7	7	8	8	12	13	13	13	13	13	13	13	13	14	16	16	16	16
介護老人保健施設	7	7	7	7	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
介護療養型医療施設	16	16	16	14	15	14	11	11	8	7	7	7	6	6	6	6	5	5
合計	212	219	235	256	312	343	360	367	370	391	421	438	499	550	592	602	610	608

* 3月末日現在、平成29年度は9月末日現在

(2) 日常生活圏域ごとのサービス種類別事業所数

[か所]

区分	西部	中央部 第1	中央部 第2	東央部 第1	東央部 第2	北東部 第1	北東部 第2	北東部 第3	北部	東部	全市計
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ブランチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
居宅介護支援	9	16	11	10	9	8	13	5	23	3	107
居宅サービス	28	35	39	33	22	24	43	16	47	11	298
訪問介護	7	11	13	12	5	10	9	5	9	3	84
訪問入浴介護	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1	6
訪問看護	2	2	3	2	1	2	4	1	3	0	20
訪問リハビリテーション	2	1	4	1	0	2	2	0	3	0	15
通所介護	5	6	4	8	5	3	5	2	11	3	52
通所リハビリテーション	2	1	2	3	0	2	4	1	2	0	17
短期入所生活介護	1	4	2	2	6	0	7	2	5	3	32
短期入所療養介護	2	0	0	2	0	0	2	1	3	0	10
福祉用具貸与	3	4	5	1	1	1	4	1	4	0	24
特定福祉用具販売	3	3	5	1	1	1	4	2	4	0	24
特定施設入居者生活介護	1	3	1	1	2	2	0	1	2	1	14
地域密着型サービス	11	17	18	17	10	10	20	9	19	8	139
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	2	1	2	0	1	2	1	1	0	11
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
地域密着型通所介護	2	3	6	6	2	4	5	3	3	1	35
認知症対応型通所介護	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	5
小規模多機能型居宅介護	0	3	3	2	1	0	2	2	4	3	20
認知症対応型 共同生活介護	3	7	6	5	5	5	4	3	5	3	46
地域密着型特定施設 入居者生活介護	1	1	2	2	0	0	3	0	4	0	13
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	4
看護小規模多機能型 居宅介護	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	4
施設サービス	3	4	0	2	4	0	5	1	8	3	30
介護老人福祉施設	0	3	0	0	4	0	2	0	4	3	16
介護老人保健施設	1	0	0	2	0	0	2	1	3	0	9
介護療養型医療施設	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	5
合計	52	73	69	63	46	43	82	32	98	27	585

* 平成29年10月1日現在（休止中の事業所を除く）

(3) 日常生活圏域ごとの地域包括支援センターおよび施設・居住系サービス
(平成29年11月末日現在)

サービス種別		事業所名	住所	定員数(人)	
●西部圏域(入居入所施設数9か所)					
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センターあさひ	旭町	—	
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護施設泰安の郷舟海	船見町	42	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	グループホームよろこびの家	栄町	45	
		認知症高齢者グループホーム秋桜	宝来町	27	
		グループホームよろこびの家住慶	谷地頭町	18	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設花水季	栄町	29	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム谷地頭緑蔭園	谷地頭町	29
介護老人保健施設		介護老人保健施設ゆとりろ	宝来町	150	
介護療養型医療施設		高橋病院	元町	60	
		竹田病院	元町	60	
●中央部第1圏域(入居入所施設数15か所)					
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センターこん中央	松風町	—	
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム「ばんだい」	万代町	36	
		介護付有料老人ホーム悠	海岸町	60	
		介護付有料老人ホームふかせ	松川町	10	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	グループホームそよかぜ	松風町	18	
		グループホーム泰安の郷海願	海岸町	18	
		グループホームまつかわ	松川町	18	
		グループホームこん松濤	宇賀浦町	18	
		グループホームふかせ	松川町	18	
		認知症高齢者グループホームなでしこ	大縄町	18	
		グループホーム来夢	若松町	18	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	グッドタイムホーム・松風	松風町	29	
介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム)	函館共愛会愛泉寮	中島町	160	
		特別養護老人ホーム「松濤」	松風町	50	
		特別養護老人ホーム俱有	松風町	48	
介護療養型医療施設		函館おしま病院	的場町	36	
●中央部第2圏域(入居入所施設数9か所)					
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センターときとう	時任町	—	
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームみやまえ	宮前町	96	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	グループホーム街	時任町	9	
		グループホームこんはこだて	時任町	9	
		グループホームよろこびの家葉景	松陰町	18	
		グループホーム光風園	宮前町	18	
		ふれあいの里グループホームはこだて乃木	乃木町	18	
		グループホームまつかげ	松陰町	18	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホームこん	本町	29	
		ライフプレステージ白ゆり乃木	乃木町	29	
●東央部第1圏域(入居入所施設数10か所)					
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センターゆのかわ	湯川町3丁目	—	
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームみのり湯川	湯川町1丁目	48	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	高齢者グループホームあねもね	日吉町4丁目	18	
		グループホームよろこびの家日吉	日吉町3丁目	18	
		ふれあいの里グループホームグース	花園町	18	
		グループホームひなた園	湯川町2丁目	18	
		グループホームにしほり	川原町	18	
		地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設ケアホームくら	川原町	29
		介護付有料老人ホームあい日吉	日吉町2丁目	29	
介護老人保健施設		介護老人保健施設ロイヤルヒルズ日吉	日吉町4丁目	100	
		介護老人保健施設ケンゆのかわ	湯川町3丁目	150	

サービス種別		事業所名	住所	定員数(人)
●東央部第2圏域(入居入所施設数12か所)				
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センターたかおか	高丘町	—
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム永楽荘	高丘町	150
		養護老人ホームまろにえ	西旭岡町3丁目	120
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	グループホーム高丘	高丘町	18
		グループホーム香雪園	高丘町	18
		高齢者グループホームあねもね戸倉ヶ丘	戸倉町	18
		グループホームあい戸倉	戸倉町	18
		グループホームてらす	上湯川町	18
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設 サテライト百楽園	高丘町	29
介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム百楽園	高丘町	100
		旭ヶ岡の家	旭岡町	83
		特別養護老人ホームシンフォニー	中野町	100
		特別養護老人ホームおおぞら	銅山町	50
●北東部第1圏域(入居入所施設数7か所)				
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センター西堀	中道2丁目	—
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム白ゆり	富岡町1丁目	24
		グッドタイムホーム・富岡	富岡町3丁目	54
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	グループホームかがやき	富岡町2丁目	18
		グループホーム白ゆり	富岡町1丁目	18
		グループホームふるさと	富岡町1丁目	8
		グループホームとみおか	富岡町1丁目	18
		グッドケア・鍛冶	鍛冶2丁目	18
●北東部第2圏域(入居入所施設数13か所)				
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センター亀田	昭和1丁目	—
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	老人グループホームシルバービレッジ函館あいの里	亀田中野町	17
		老人グループホームシルバービレッジ函館あいの里・泉	亀田中野町	18
		グループホームいしかわ	石川町	18
		グループホームあい	昭和3丁目	18
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設平和の森美原	美原3丁目	29
		介護付有料老人ホームカーサ石川	石川町	29
		介護付有料老人ホームあい美原	美原3丁目	29
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム福寿荘	石川町
介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設福寿荘さくら館	石川町	80
		ももハウス	赤川町	60
介護老人保健施設		介護老人保健施設グランドサン亀田	石川町	100
		介護老人保健施設もも太郎	赤川町	100
介護療養型医療施設		協立消化器循環器病院	美原3丁目	26
●北東部第3圏域(入居入所施設数5か所)				
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センター神山	神山1丁目	—
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホームペーネ函館「和楽」	東山町	64
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	グループホームおもひで	東山3丁目	9
		グループホームおもひで・懐	山の手2丁目	18
		グループホームにしぼり神山	神山1丁目	18
介護老人保健施設		介護老人保健施設響の杜	陣川町	100

サービス種別		事業所名	住所	定員数(人)
●北部圏域(入居入所施設数20か所)				
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センターよろこび	桔梗1丁目	—
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	ケアハウスセンテナリアン	桔梗町	80
		グッドタイムホーム・桔梗	桔梗1丁目	90
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	グループホームききょう	桔梗町	36
		グループホーム第3やわらぎ	桔梗町	18
		グループホームのぞみ	亀田港町	18
		グループホームのぞみ2号館	亀田港町	18
		ニチイケアセンター函館桔梗	桔梗3丁目	18
		介護付有料老人ホームかめだ	亀田町	29
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所ゆう	桔梗1丁目	29
		有料老人ホームハーモニーハイツみなと	港町3丁目	29
		介護付有料老人ホームこうじゅ	亀田町	29
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特別養護老人ホームこうじゅ	亀田町
介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム幸成園	桔梗町	110
		特別養護老人ホーム函館はくあい園	吉川町	100
		特別養護老人ホームあい亀田港	亀田港町	60
		特別養護老人ホーム桔梗みのりの里	桔梗1丁目	100
介護老人保健施設		介護老人保健施設ジョイウェルス桔梗	桔梗町	100
		介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗	西桔梗町	96
		ユニット型介護療養型老人保健施設喜郷	桔梗1丁目	188
		介護療養型老人保健施設喜郷Ⅱ	森病院	52
●東部圏域(入居入所施設数7か所)				
地域包括支援センター		函館市地域包括支援センター社協	浜町 (戸井地区)	—
地域包括支援センター (ブランチ)		函館市地域包括支援センターブランチかやべ	川汲町 (南茅部地区)	—
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	とどほつけ介護付有料老人ホームほのぼの	新浜町 (楸法華地区)	18
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	グループホームさらさの杜	安浦町 (南茅部地区)	18
		グループホームあいある小安	小安町 (戸井地区)	18
		グループホーム恵	川上町 (恵山地区)	18
介護老人福祉施設	(特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム恵楽園	柏野町 (恵山地区)	50
		特別養護老人ホーム潮寿荘	釜谷町 (戸井地区)	50
		特別養護老人ホームみなみかやべ荘	川汲町 (南茅部地区)	50

6 介護保険サービスの給付実績

(1) サービス分類別利用状況

ア 利用者数

介護保険サービスの利用者数（受給者数）の総数は、増加傾向となっています。

サービス分類別では、居宅サービスは年々増加しています。

地域密着型サービスは利用者数が増加しており、平成28年度の地域密着型通所介護の追加により、小規模な通所介護事業所が移行されたことから一層の増加となっています。

施設サービスは2,200人前後で推移しています。

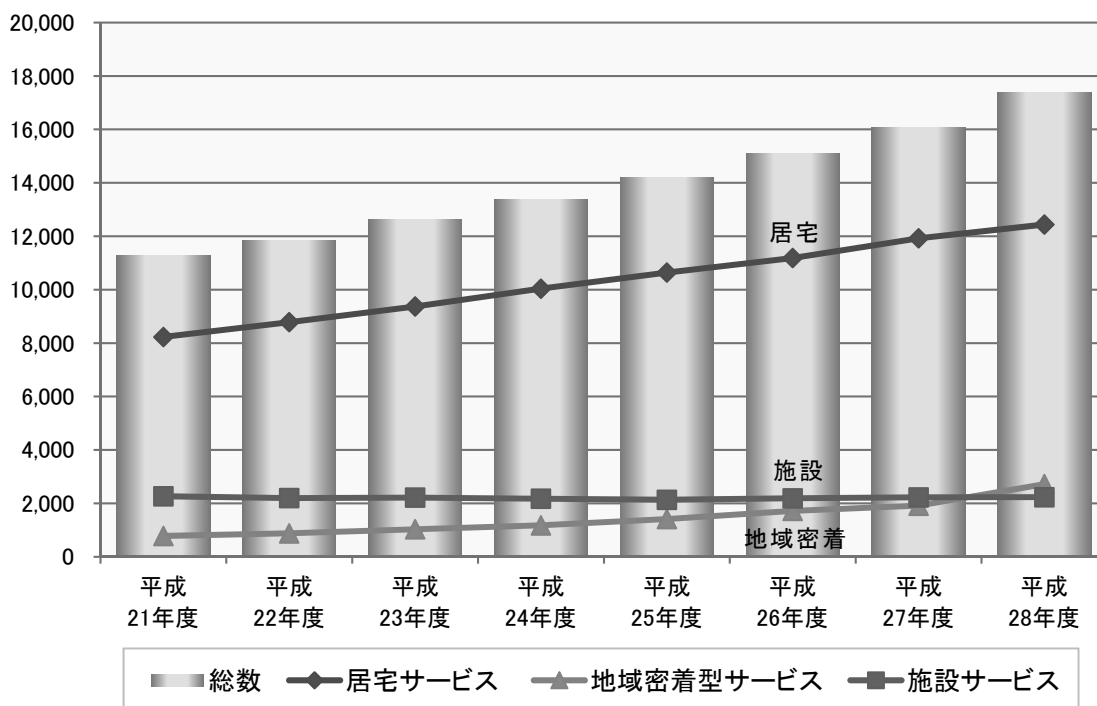
介護保険サービスの利用者数

[人/月]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
総数	11,276	11,862	12,622	13,394	14,192	15,098	16,064	17,396
居宅サービス	8,229	8,786	9,371	10,040	10,642	11,187	11,923	12,441
地域密着型サービス	780	878	1,032	1,178	1,415	1,721	1,915	2,722
施設サービス	2,267	2,198	2,219	2,176	2,135	2,191	2,226	2,233

介護保険サービスの利用者数

[人/月]



* 介護保険事業状況報告を基に作成

イ 給付費

介護保険の給付費⁶の推移は、総額では増加傾向となっています。

サービス分類別では、居宅サービスは増加傾向でしたが、平成28年度は減少となっています。

地域密着型サービスは、利用者数の増加に伴い、給付費も増加傾向にあり、平成28年度の地域密着型通所介護の追加により一層の増加となっています。

施設サービスは5億9千万円前後で推移しています。

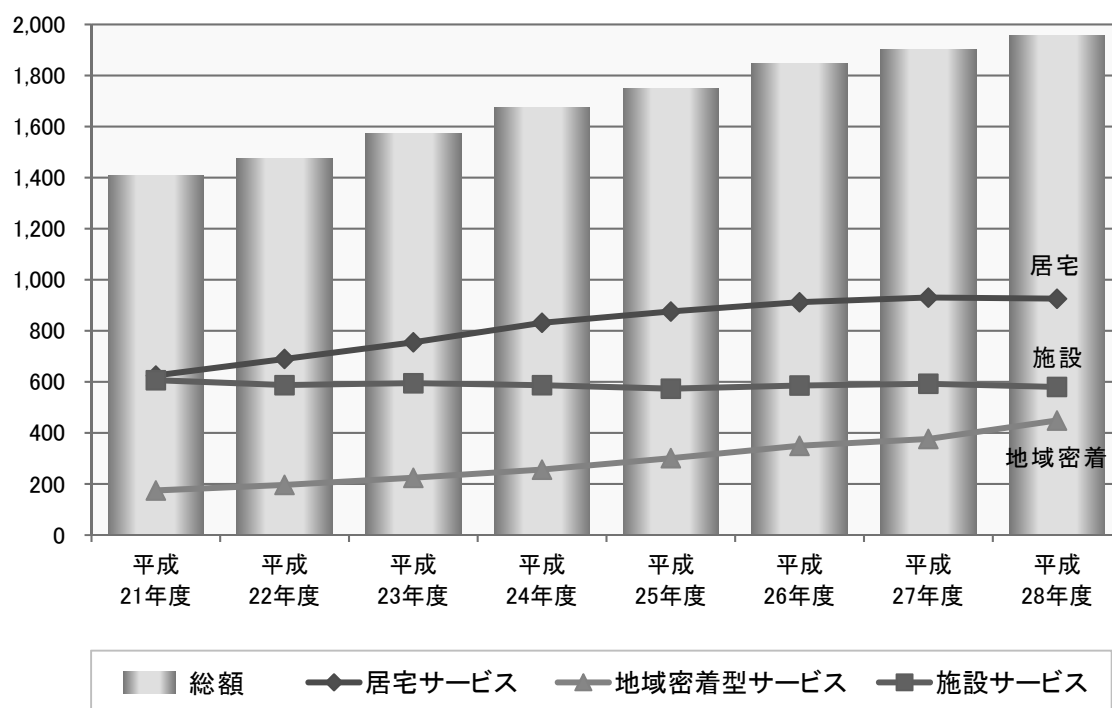
介護保険サービスの給付費

[百万円/月]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
総額	1,407	1,474	1,575	1,675	1,751	1,848	1,900	1,955
居宅サービス	625	690	755	832	876	912	931	926
地域密着型サービス	175	197	225	257	301	350	376	449
施設サービス	607	588	595	587	573	586	593	580

介護保険サービスの給付費

[百万円/月]



* 介護保険事業状況報告を基に作成

⁶ 給付費：介護保険サービスに係る総費用のうち、利用者が負担する1割（2割，3割）を除き，保険給付される残りの9割（8割，7割）分の費用

ウ 1人当たりの給付費（月平均）

居宅サービスの1人当たりの給付費（月平均）⁷は、7～8万円前後で推移しています。

地域密着型サービスは、平成28年度に追加された地域密着型通所介護が、他のサービスより1人当たりの給付費が安いことから、全体として減少となっています。

施設サービスは26～27万円前後で推移しています。

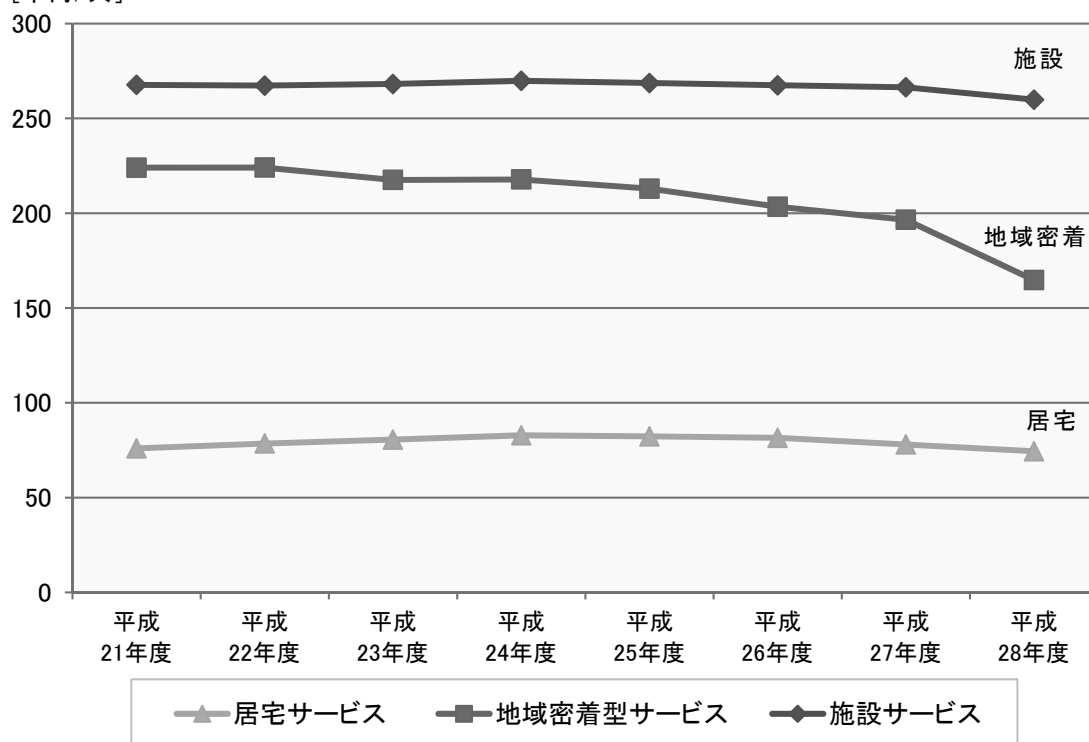
介護保険サービスの1人当たりの給付費（月平均）

[千円/人]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
居宅サービス	76	79	81	83	82	82	78	74
地域密着型サービス	224	224	218	218	213	203	197	165
施設サービス	268	267	268	270	269	267	266	260

介護保険サービスの1人当たりの給付費（月平均）

[千円/人]



* 介護保険事業状況報告を基に作成

⁷ 1人当たりの給付費（月平均）＝ 給付費（月平均）÷ 利用者数（月平均）

(2) 居宅サービスの利用状況

ア 利用件数

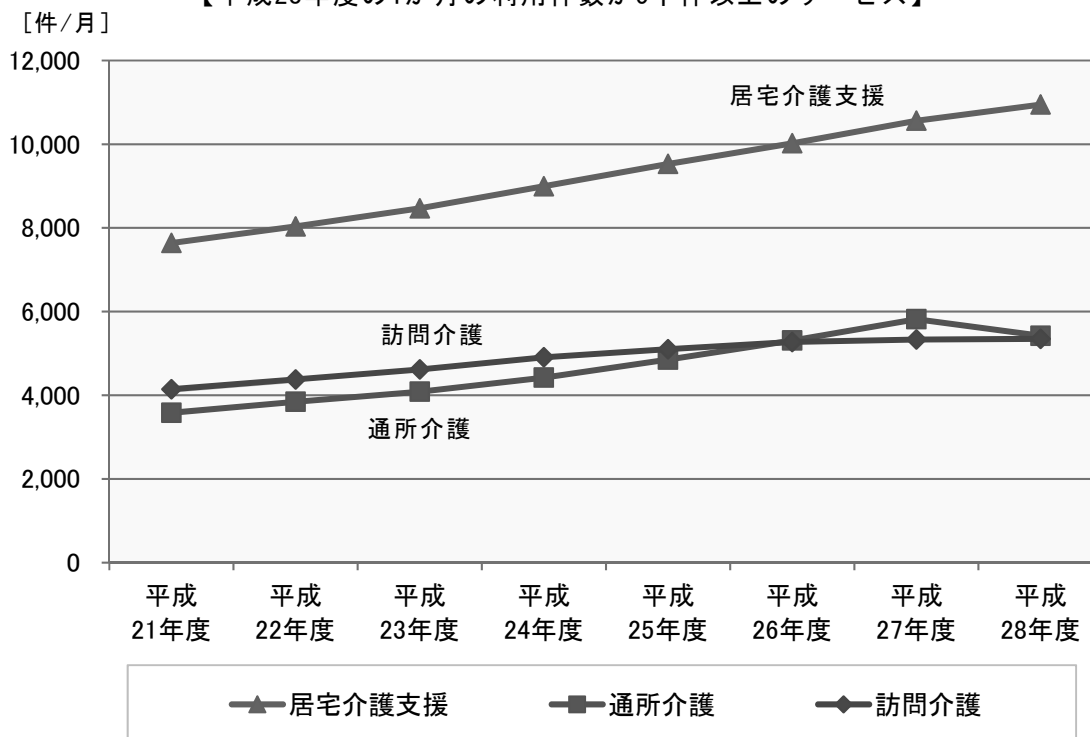
居宅サービスの月平均の利用件数は、平成28年度では居宅介護（介護予防）支援が10,947件と最も多くなっています。平成28年度に定員18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行したため、通所介護は減少しています。

居宅サービスの利用件数

[件/月]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
訪問介護	4,144	4,378	4,617	4,908	5,101	5,274	5,333	5,349
訪問入浴介護	192	209	200	195	193	169	154	142
訪問看護	504	580	635	703	752	800	884	899
訪問リハビリテーション	63	117	179	239	275	334	402	452
居宅療養管理指導	331	363	400	477	592	735	1,102	1,438
通所介護	3,581	3,844	4,086	4,422	4,852	5,310	5,819	5,423
通所リハビリテーション	1,323	1,387	1,402	1,449	1,445	1,399	1,389	1,394
短期入所生活介護	653	684	726	763	791	827	888	933
短期入所療養介護	53	40	26	25	22	25	16	15
福祉用具貸与	2,284	2,595	2,957	3,381	3,752	4,166	4,570	4,972
福祉用具購入費	88	95	105	104	112	106	105	99
住宅改修費	83	91	94	102	107	97	107	92
特定施設入居者生活介護	415	536	665	746	757	735	704	739
居宅介護支援	7,639	8,034	8,468	8,995	9,529	10,022	10,561	10,947

【平成28年度の1か月の利用件数が5千件以上のサービス】



* 介護保険事業状況報告を基に作成

イ 給付費

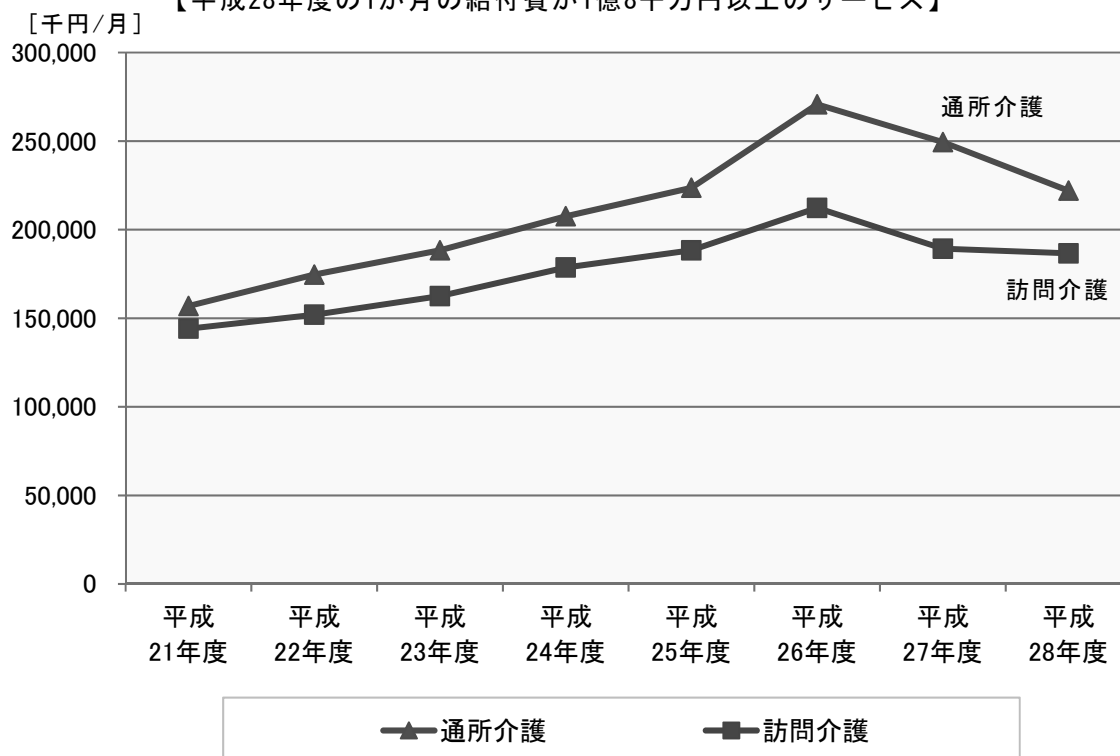
居宅サービスの月平均給付費は、平成28年度では通所介護が2億円を超え最も多く、次いで訪問介護の約1億8千万円となっています。増加傾向が続いていましたが、平成27年度の介護報酬改定がマイナス改定となったことから、通所介護や訪問介護など減少となったサービスがあります。

居宅サービスの給付費

[千円/月]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
訪問介護	144,145	151,988	162,514	178,632	188,357	212,267	189,253	186,656
訪問入浴介護	8,440	9,599	9,259	9,219	9,082	8,948	7,362	6,823
訪問看護	17,243	20,103	21,959	26,147	28,244	33,644	32,466	33,237
訪問リハビリテーション	1,391	3,165	5,352	7,299	7,969	10,626	11,230	12,677
居宅療養管理指導	2,636	2,912	3,251	3,750	4,279	5,611	6,716	8,686
通所介護	156,897	174,646	188,355	207,553	223,635	270,752	249,456	222,029
通所リハビリテーション	71,147	73,714	76,649	78,889	78,712	83,618	70,714	71,112
短期入所生活介護	57,176	61,689	65,153	71,538	76,033	95,254	98,006	103,647
短期入所療養介護	3,820	2,726	1,921	1,660	1,527	1,916	1,153	1,059
福祉用具貸与	24,268	27,165	30,811	34,629	37,445	45,235	44,009	48,017
福祉用具購入費	2,420	2,775	3,085	3,260	3,517	3,561	3,242	3,152
住宅改修費	7,074	7,557	7,952	8,130	8,528	8,150	8,004	6,706
特定施設入居者生活介護	61,113	77,554	99,908	115,687	118,042	128,212	105,926	115,665
居宅介護支援	67,292	74,425	79,140	85,323	90,424	95,343	103,017	106,635

【平成28年度の1か月の給付費が1億8千万円以上のサービス】



* 介護保険事業状況報告を基に作成

ウ 1件当たりの給付費(月平均)

居宅サービスの1件当たりの給付費(月平均)は、平成28年度では特定施設入居者生活介護が約15万円と最も高く、次に短期入所生活介護の約11万円となっています。

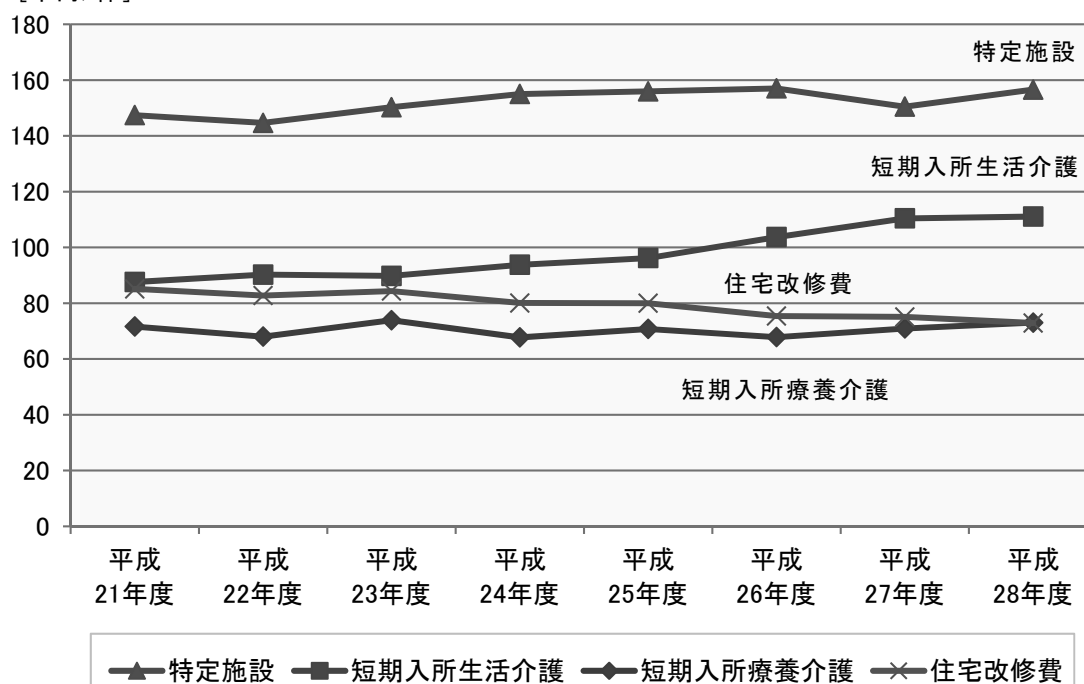
居宅サービスの1件当たりの給付費(月平均)

[千円/件]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
訪問介護	35	35	35	36	37	36	35	35
訪問入浴介護	44	46	46	47	47	48	48	48
訪問看護	34	35	35	37	38	38	37	37
訪問リハビリテーション	22	27	30	31	29	29	28	28
居宅療養管理指導	8	8	8	8	7	7	6	6
通所介護	44	45	46	47	46	46	43	41
通所リハビリテーション	54	53	55	54	54	54	51	51
短期入所生活介護	88	90	90	94	96	104	110	111
短期入所療養介護	72	68	74	68	71	68	71	73
福祉用具貸与	11	10	10	10	10	10	10	10
福祉用具購入費	28	29	29	31	31	30	31	32
住宅改修費	85	83	84	80	80	75	75	73
特定施設入居者生活介護	147	145	150	155	156	157	150	157
居宅介護支援	9	9	9	9	9	10	10	10

【平成28年度の1件当たりの給付費(月平均)が7万円以上のサービス】

[千円/件]



* 介護保険事業状況報告を基に作成

(3) 地域密着型サービスの利用状況

ア 利用件数

地域密着型サービスの月平均の利用件数は、平成28年度では認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が801件と最も多くなっています。平成28年度から利用定員が18人以下の通所介護である地域密着型通所介護が追加となっています。

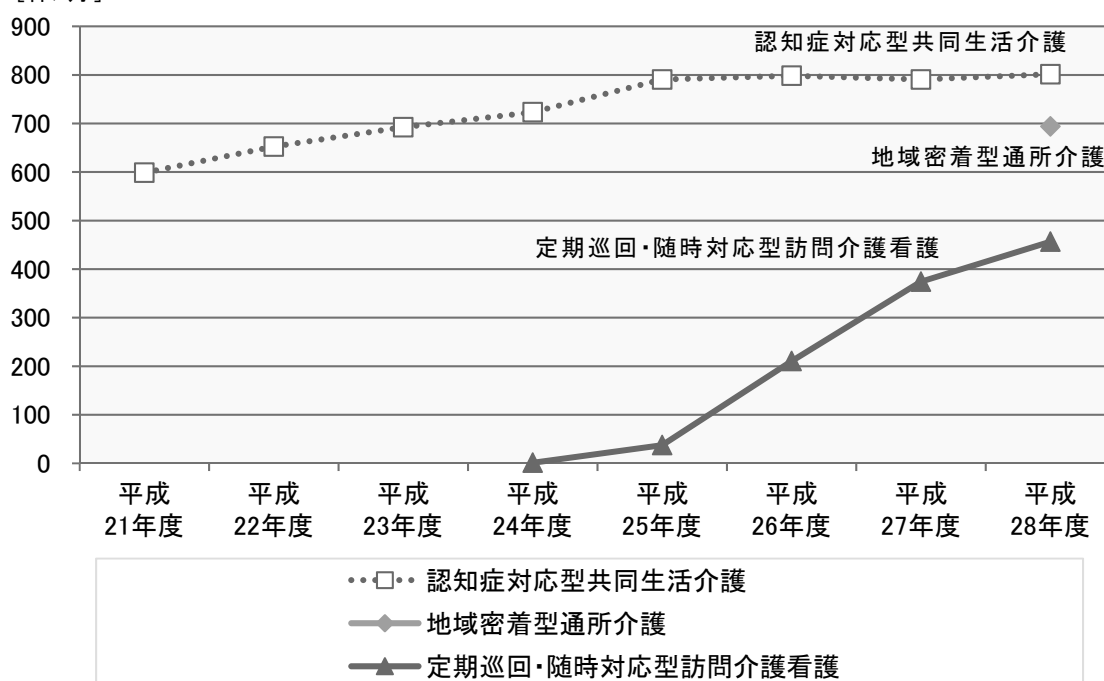
地域密着型サービスの利用件数

[件/月]

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				1	37	211	374	457
夜間対応型訪問介護	4	5	14	19	3	1	2	1
地域密着型通所介護								694
認知症対応型通所介護	38	46	42	46	58	57	49	53
小規模多機能型居宅介護	75	109	155	203	241	284	316	344
認知症対応型共同生活介護	599	653	692	723	791	798	791	801
地域密着型特定施設入居者生活介護	57	64	124	190	299	334	334	363
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	18	18	18	19	19	47	48	88
看護小規模多機能型居宅介護				-	6	33	45	54

【平成28年度の1か月の利用件数が400件以上のサービス】

[件/月]



* 介護保険事業状況報告を基に作成

イ 給付費

地域密着型サービスの月平均給付費は、平成28年度では認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が約1億8千万円と最も多くなっています。

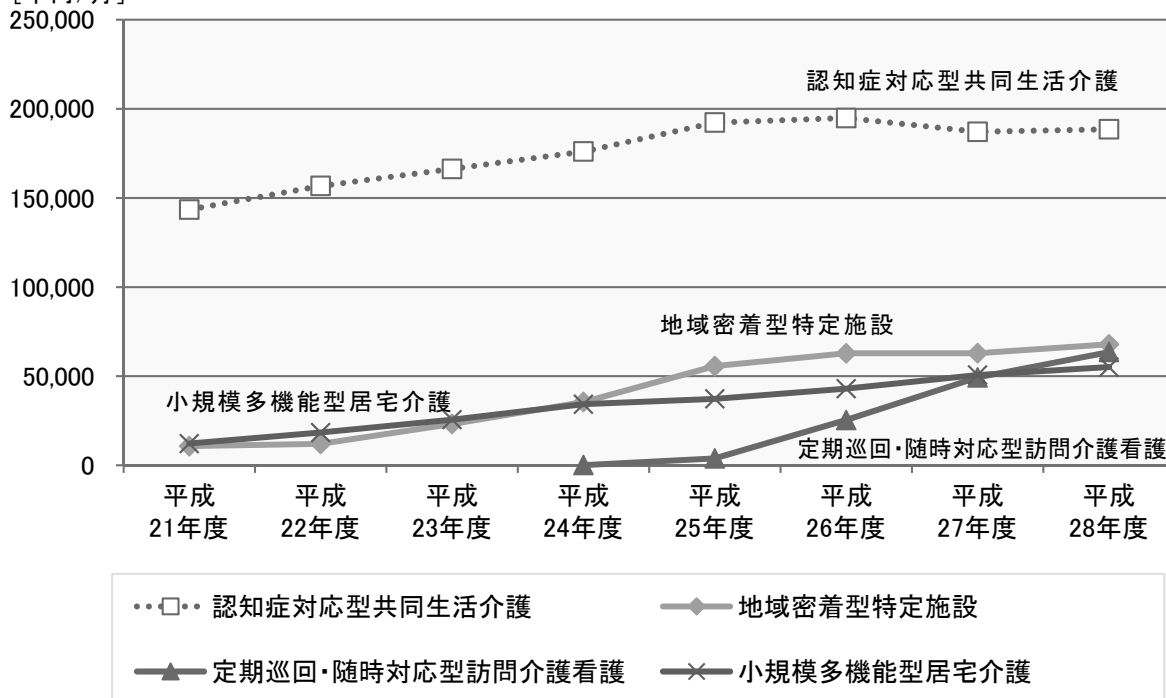
地域密着型サービスの給付費

[千円/月]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				104	3,869	25,393	49,273	63,512
夜間対応型訪問介護	77	45	186	985	25	12	29	11
地域密着型通所介護								38,803
認知症対応型通所介護	3,688	4,997	4,876	4,648	6,205	6,311	6,619	7,081
小規模多機能型居宅介護	12,219	18,411	25,645	34,303	37,293	42,996	50,661	55,147
認知症対応型共同生活介護	143,510	156,755	166,304	176,045	192,302	194,873	187,142	188,505
地域密着型特定施設入居者生活介護	10,783	12,017	23,216	35,514	55,644	62,856	62,889	67,887
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,500	4,504	4,326	4,910	4,863	10,883	11,520	21,117
看護小規模多機能型居宅介護				-	1,090	6,640	8,296	9,566

【平成28年度の1か月の給付費が5千万円以上のサービス】

[千円/月]



* 介護保険事業状況報告を基に作成

ウ 1件当たりの給付費（月平均）

地域密着型サービスの1件当たりの給付費（月平均）は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）で20万円を超えて推移しています。

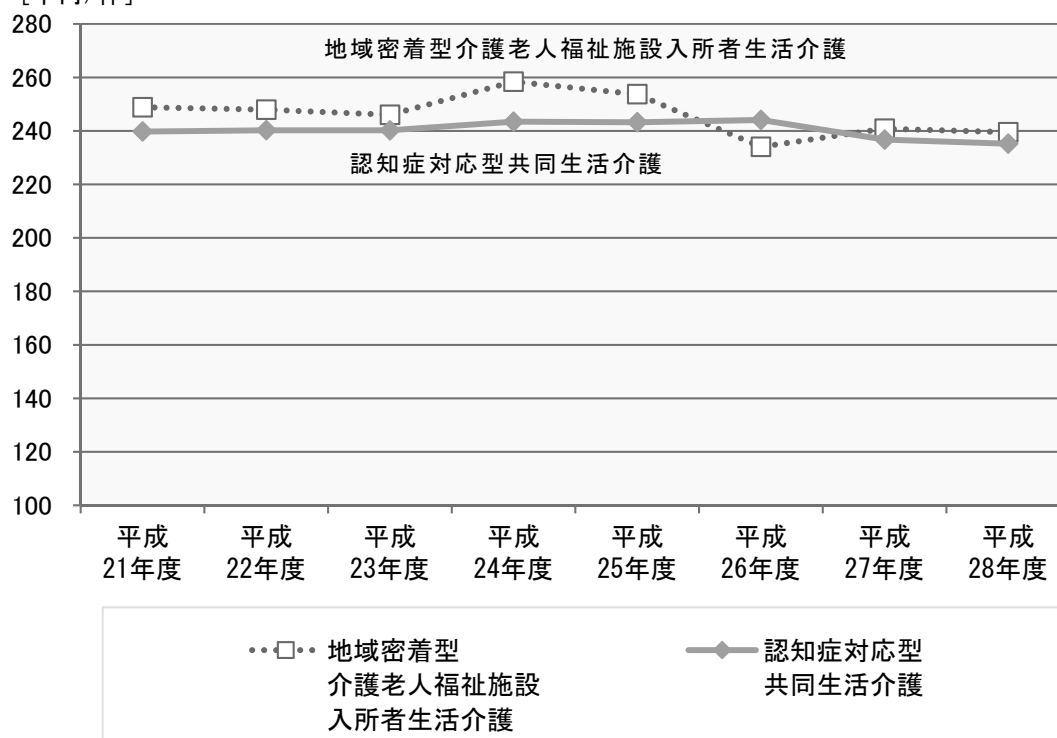
地域密着型サービスの1件当たりの給付費（月平均）

[千円/件]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護				83	103	121	132	139
夜間対応型訪問介護	17	10	14	53	9	15	19	13
地域密着型通所介護								56
認知症対応型通所介護	98	110	116	102	106	111	136	134
小規模多機能型 居宅介護	163	169	165	169	155	152	161	161
認知症対応型 共同生活介護	240	240	240	243	243	244	237	235
地域密着型特定施設 入居者生活介護	189	188	187	187	186	188	188	187
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	249	248	246	258	254	234	241	240
看護小規模多機能型 居宅介護				-	184	200	183	178

【平成28年度の1件当たりの給付費（月平均）が20万円以上のサービス】

[千円/件]



* 介護保険事業状況報告を基に作成

(4) 施設サービスの利用状況

ア 利用者数

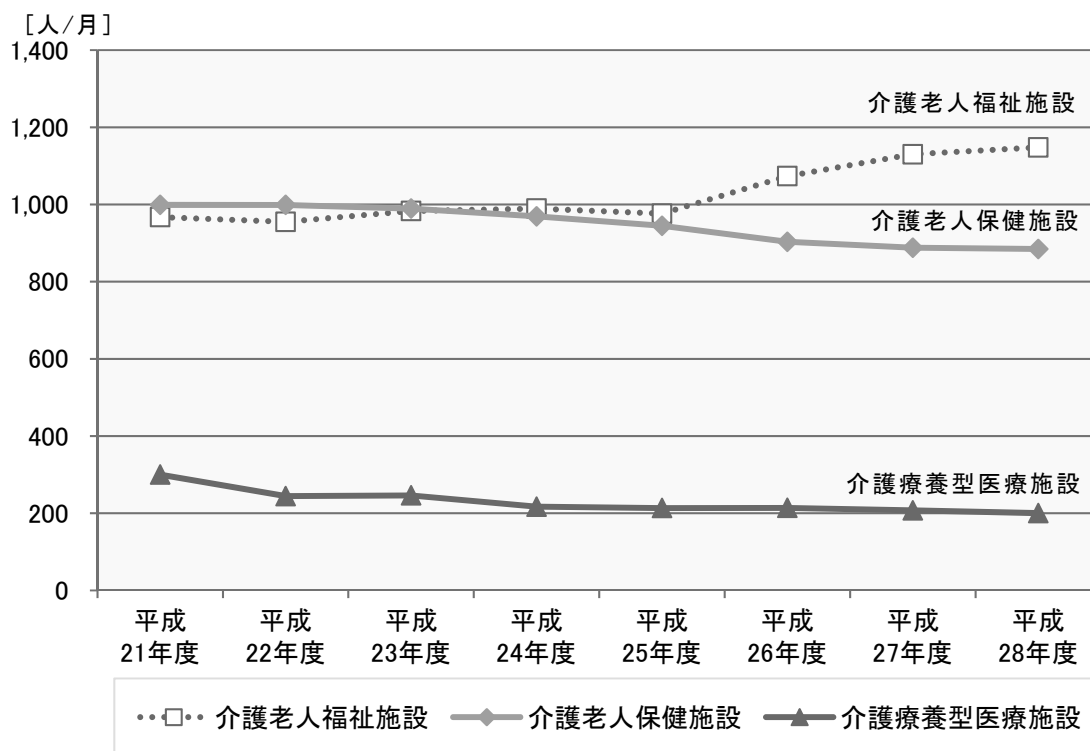
施設サービスの月平均の利用者数は、平成28年度では介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が1,148人と最も多く、次いで介護老人保健施設の885人、介護療養型医療施設の200人となっています。

施設サービスの利用者数

[人/月]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
介護老人福祉施設	968	955	983	989	976	1,074	1,130	1,148
介護老人保健施設	999	999	989	969	945	903	888	885
介護療養型医療施設	300	244	246	217	214	214	208	200

施設サービスの利用者数



* 介護保険事業状況報告を基に作成

イ 給付費

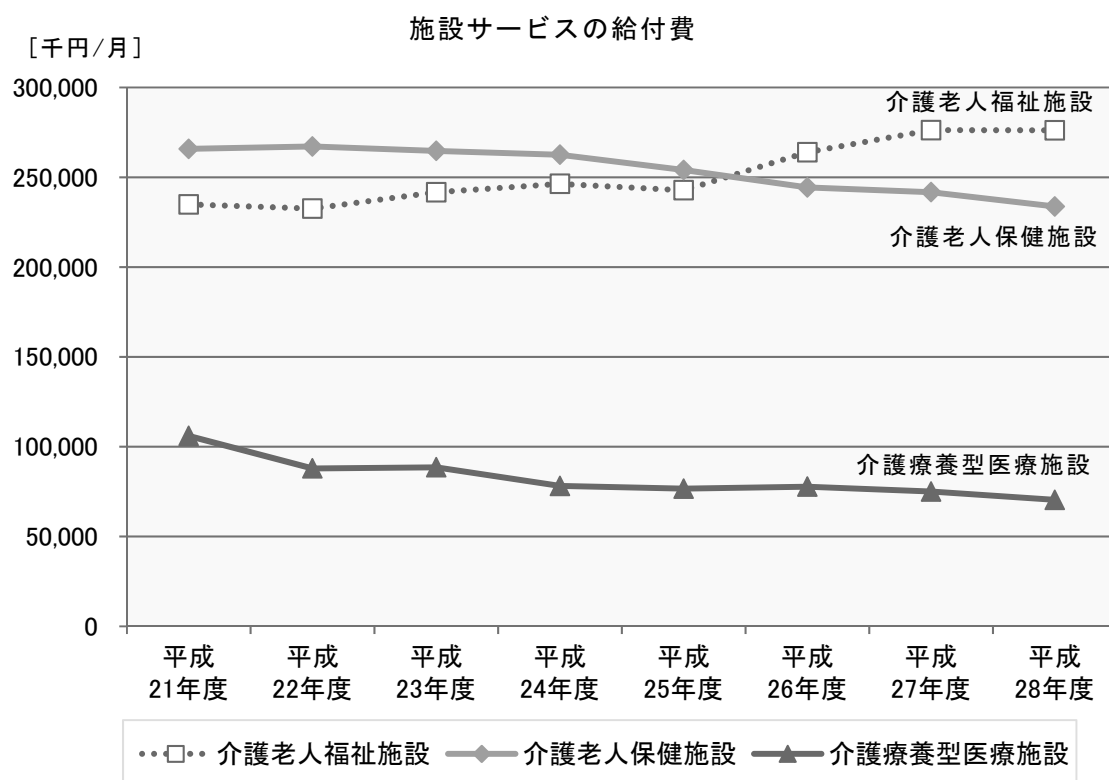
施設サービスの月平均給付費は、平成28年度では介護老人福祉施設が約2億7千万円と最も多く、次いで介護老人保健施設の約2億3千万円、介護療養型医療施設の約7千万円となっています。

介護療養型医療施設は利用者数の減少に伴って給付費も減少しています。

施設サービスの給付費

[千円/月]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
介護老人福祉施設	234,902	232,580	241,678	246,340	242,753	263,954	276,246	276,136
介護老人保健施設	265,824	267,158	264,703	262,567	254,061	244,322	241,702	233,750
介護療養型医療施設	105,994	87,914	88,551	78,174	76,652	77,753	75,049	70,442



* 介護保険事業状況報告を基に作成

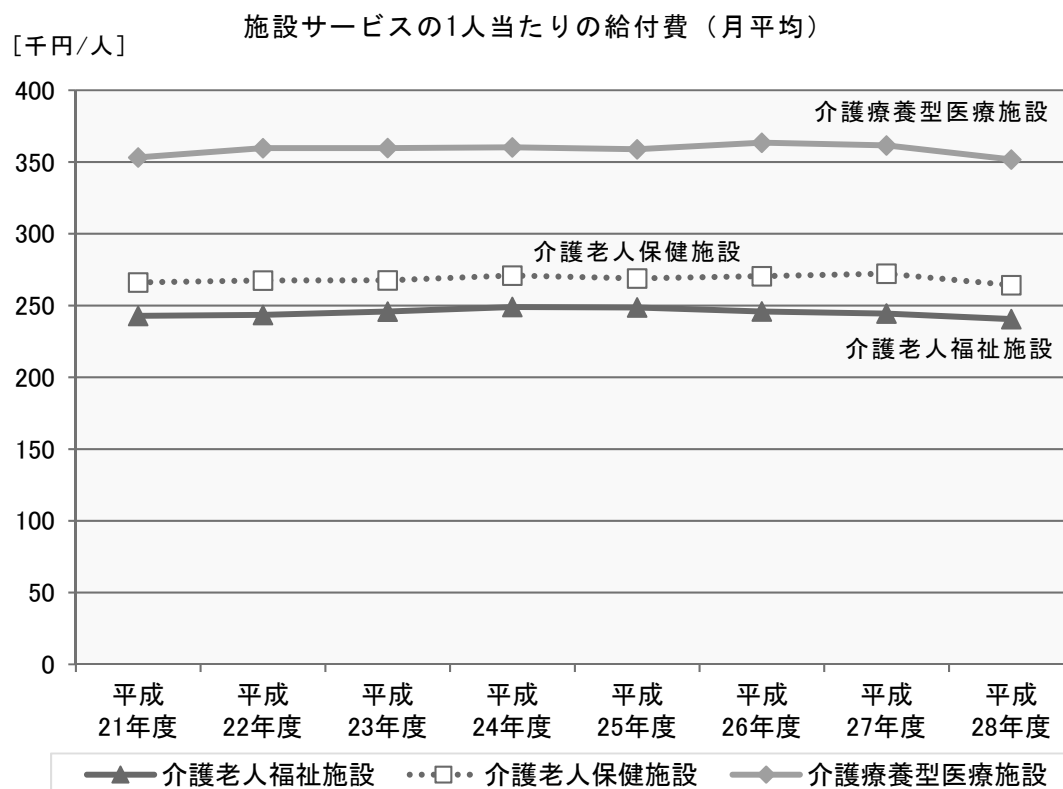
ウ 1人当たりの給付費（月平均）

施設サービスの1人当たりの給付費（月平均）は、介護療養型医療施設が最も高く、その他の施設と比べて10万円程高くなっています。

施設サービスの1人当たりの給付費（月平均）

[千円/人]

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
介護老人福祉施設	243	243	246	249	249	246	244	241
介護老人保健施設	266	267	268	271	269	270	272	264
介護療養型医療施設	353	360	360	360	359	363	362	352



* 介護保険事業状況報告を基に作成

7 標準給付費および地域支援事業費の見込み

(1) 標準給付費の見込み

平成30～32年度の標準給付費は、3年間の合計で82,058,683千円（ア＋イ＋ウ）と見込みました。

ア 総給付費（介護サービス等給付費）

$$\boxed{\text{給付費見込み}} = \boxed{\text{サービス種類別要介護度別利用見込者数}} \times \boxed{\text{サービス種類別要介護度別平均給付額}} \times 12 \text{月} - \boxed{\text{利用者負担の見直しに伴う影響額}} + \boxed{\text{消費税率等の見直しを勘案した影響額}}$$

(ア) 居宅サービス

〔千円〕

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
居宅サービス	10,033,303	10,474,711	10,836,998	31,345,012	11,541,990
訪問介護	1,807,651	1,814,881	1,791,598	5,414,130	1,679,445
訪問入浴介護	66,104	61,279	53,793	181,176	55,294
訪問看護	433,727	473,356	512,294	1,419,377	518,570
訪問リハビリテーション	174,283	198,522	219,417	592,222	231,469
居宅療養管理指導	117,375	125,888	133,454	376,717	148,691
通所介護	2,134,643	2,260,912	2,363,806	6,759,361	2,582,975
通所リハビリテーション	680,831	657,147	622,523	1,960,501	632,362
短期入所生活介護	1,403,790	1,556,889	1,717,007	4,677,686	1,855,158
短期入所療養介護	10,047	10,326	10,586	30,959	11,089
福祉用具貸与	584,905	630,186	667,957	1,883,048	749,195
特定福祉用具購入費	33,249	36,916	42,495	112,660	46,560
住宅改修費	40,581	43,976	43,786	128,343	47,564
特定施設入居者生活介護	1,416,148	1,421,238	1,436,042	4,273,428	1,635,548
居宅介護支援	1,129,969	1,183,195	1,222,240	3,535,404	1,348,070
介護予防サービス	564,055	616,692	667,770	1,848,517	730,860
介護予防訪問入浴介護	675	801	929	2,405	929
介護予防訪問看護	40,788	47,000	53,749	141,537	69,835
介護予防訪問リハビリテーション	22,049	26,327	29,429	77,805	22,810
介護予防居宅療養管理指導	8,244	8,952	10,084	27,280	11,305
介護予防通所リハビリテーション	144,266	159,029	173,167	476,462	190,046
介護予防短期入所生活介護	15,614	16,765	16,964	49,343	17,700
介護予防短期入所療養介護	247	250	253	750	253
介護予防福祉用具貸与	67,305	74,480	81,181	222,966	89,397
特定介護予防福祉用具購入費	12,289	12,797	13,906	38,992	15,551
介護予防住宅改修費	48,922	57,895	66,094	172,911	72,822
介護予防特定施設入居者生活介護	127,725	133,570	137,214	398,509	151,414
介護予防支援	75,931	78,826	84,800	239,557	88,798
合 計 (A)	10,597,358	11,091,403	11,504,768	33,193,529	12,272,850

(イ) 地域密着型サービス

〔千円〕

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
地域密着型サービス	6,444,748	6,781,112	7,114,916	20,340,776	8,072,957
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,013,106	1,156,228	1,290,911	3,460,245	1,468,435
夜間対応型訪問介護	227	229	232	688	232
地域密着型通所介護	488,249	502,022	505,410	1,495,681	545,821
認知症対応型通所介護	103,613	109,265	112,493	325,371	111,712
小規模多機能型居宅介護	754,778	851,812	946,315	2,552,905	1,076,563
認知症対応型共同生活介護	2,475,993	2,504,179	2,576,840	7,557,012	2,926,847
地域密着型特定施設入居者生活介護	994,742	1,026,167	1,044,431	3,065,340	1,245,455
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	410,053	424,764	429,387	1,264,204	429,387
看護小規模多機能型居宅介護	203,987	206,446	208,897	619,330	268,505
地域密着型介護予防サービス	112,252	143,229	166,588	422,069	185,074
介護予防認知症対応型通所介護	389	393	398	1,180	398
介護予防小規模多機能型居宅介護	72,075	88,335	101,452	261,862	112,745
介護予防認知症対応型共同生活介護	39,788	54,501	64,738	159,027	71,931
合 計 (B)	6,557,000	6,924,341	7,281,504	20,762,845	8,258,031

(ウ) 施設サービス

[千円]

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
介護老人福祉施設	3,673,018	3,742,394	3,912,474	11,327,886	4,196,599
介護老人保健施設	2,857,912	2,893,501	3,098,472	8,849,885	3,404,375
介護医療院【新規】	0	0	0	0	845,282
介護療養型医療施設	825,101	835,377	845,282	2,505,760	
合 計 (C)	7,356,031	7,471,272	7,856,228	22,683,531	8,446,256

(エ) 総給付費(利用者負担, 消費税等の見直し反映後)

[千円]

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
総給付費(利用者負担等の見直し反映後) (D)=(A)+(B)+(C)-(E)-(F)+(G)	24,510,389	25,487,016	26,642,500	76,639,905	28,977,137
総給付費(利用者負担等の見直し反映前) (E)	24,520,732	25,200,847	26,033,524	75,755,103	28,313,665
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額 (F)	10,343	16,242	16,814	43,399	18,239
消費税等率等の見直しを勘案した影響額 (G)	0	302,411	625,790	928,201	681,711

イ 特定入所者介護(介護予防)サービス費

[千円]

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
特定入所者介護サービス等給付費 (H)	998,816	1,019,112	1,071,808	3,089,736	1,149,817

ウ その他サービス費

[千円]

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
その他サービス費 (L)=(I)+(J)+(K)	750,444	771,337	807,261	2,329,042	899,153
高額介護サービス等給付費 (I)	629,044	646,258	676,553	1,951,855	753,715
高額医療合算介護サービス費等給付費 (J)	98,663	101,363	106,114	306,140	118,217
審査支払手数料 (K)	22,737	23,716	24,594	71,047	27,221

(2) 地域支援事業費の見込み

平成30～32年度の地域支援事業費は、3年間の合計で5,731,622千円と見込みました。

[千円]

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,429,090	1,465,991	1,479,218	4,374,299	1,640,241
国基準訪問型サービス	430,379	440,735	443,619	1,314,733	489,248
訪問型サービスA	4,330	5,383	6,459	16,172	11,517
国基準通所型サービス	748,577	768,235	775,001	2,291,813	862,107
通所型サービスC	772	1,171	1,580	3,523	3,555
介護予防ケアマネジメント	169,756	174,336	176,006	520,098	196,390
その他介護予防・生活支援サービス事業費	6,934	7,055	7,064	21,053	7,885
一般介護予防事業費	68,342	69,076	69,489	206,907	69,539
包括的支援事業費・任意事業費	449,155	452,997	455,171	1,357,323	455,466
合 計	1,878,245	1,918,988	1,934,389	5,731,622	2,095,707

8 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

日常生活圏域ごとの第1号被保険者の心身の状況，その置かれている環境その他の事情を正確に把握し，第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画策定のための検討材料とするとともに，回答者へ結果アドバイス票を送付し，健康意識を高めるきっかけとします。

イ 調査の対象および回収結果

平成28年9月末日現在，日常生活圏域（10圏域）ごとに無作為抽出した函館市内在住の方7,986人に対し，郵送方式により調査を実施しました。

区分	対象者数(人)	配布数(票)	回収数(票)	回収率
非認定者	67,979	4,550	3,606	79.3%
要支援者	7,074	3,436	2,821	82.1%
計	75,053	7,986	6,427	80.5%

* 対象者数は平成28年9月末日現在の人数

* 非認定者：要介護（要支援）認定を受けていない人

* 要支援者：要支援認定を受けている人

ウ 調査の項目（国の必須項目33項目，国のオプション項目および市独自項目32項目）

①家族・生活状況 ②運動 ③口腔・栄養 ④毎日の生活
⑤地域の活動 ⑥たすけあい ⑦健康 ほか

エ 調査の期間

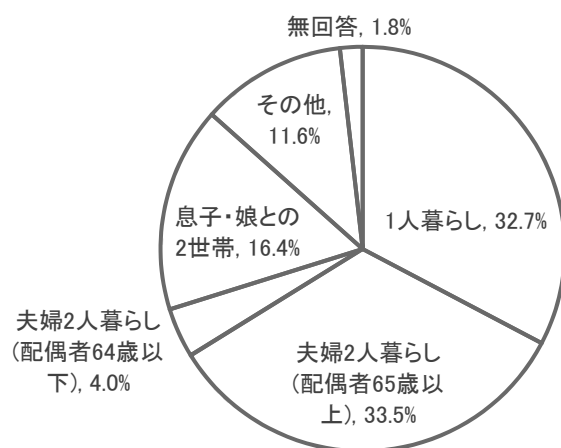
平成28年11月16日～平成29年2月13日

(3) 調査の結果（主な回答内容）

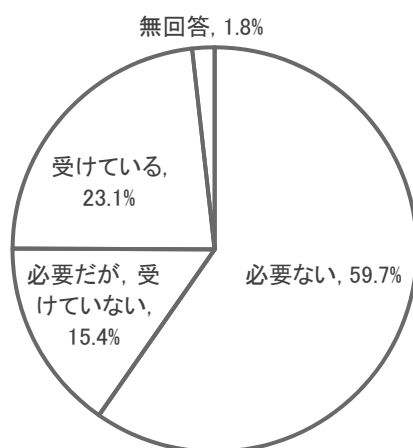
非認定者と要支援者からの回答を合わせて集計しています。

ア 家族・生活状況

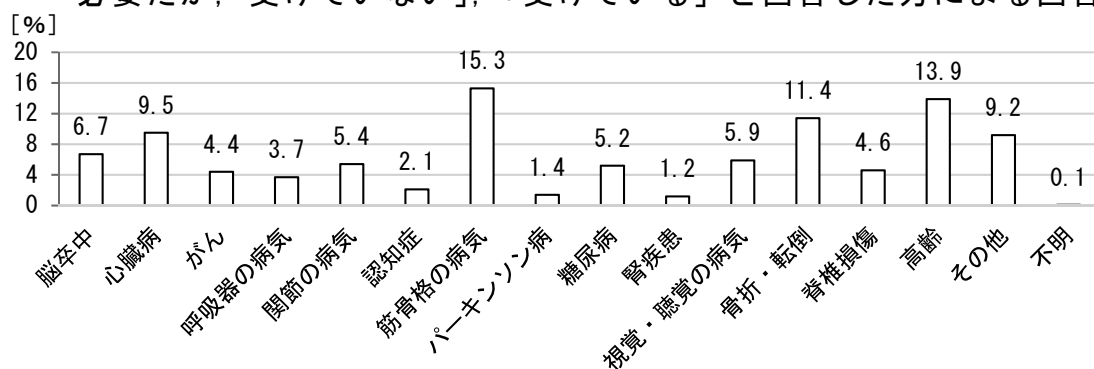
(7) 家族構成



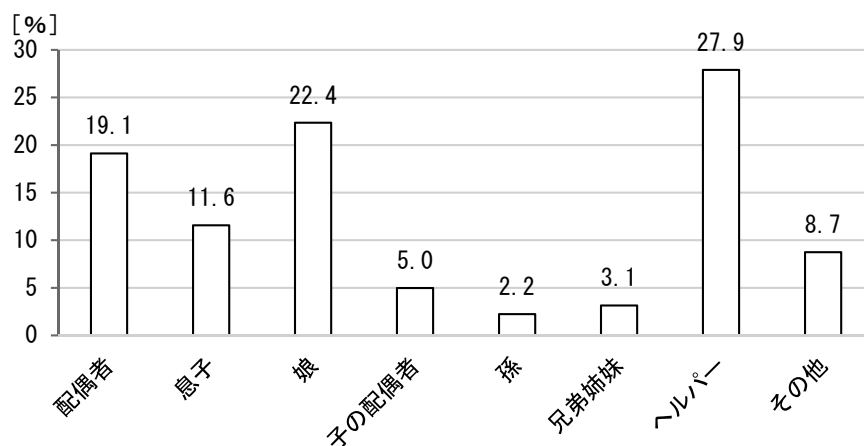
(イ) 介護・介助が必要か



(ウ) 介護・介助が必要となった原因（複数回答）（(イ)で、「介護・介助は必要だが、受けていない」、「受けている」と回答した方による回答）

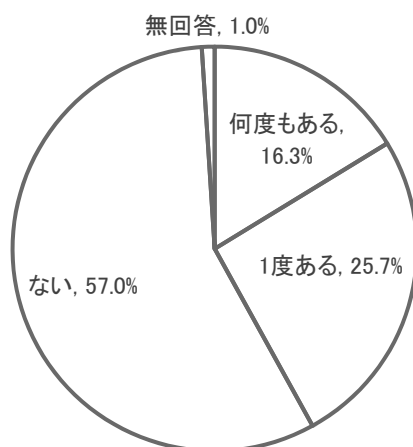


(エ) 誰の介護・介助を受けているか（複数回答）（(イ)で、「介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「受けている」と回答した方による回答）

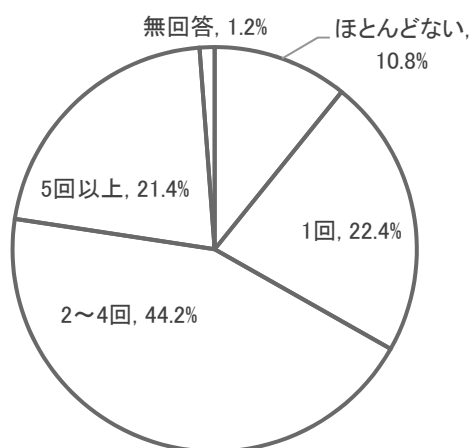


イ 運動

(ア) 過去1年間に転んだ経験があるか

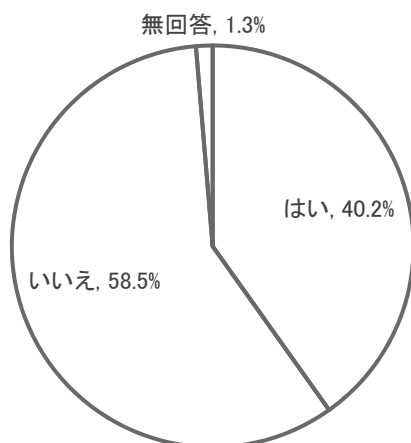


(イ) 週に何回外出しているか

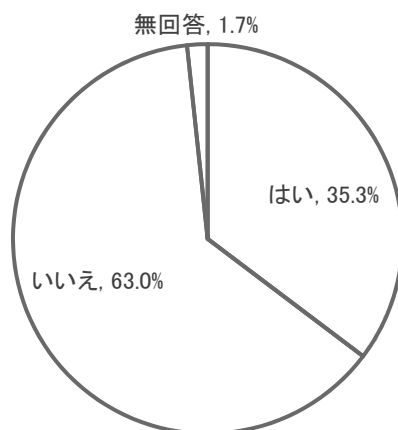


ウ 口腔・栄養

(7) 半年前より固いものが食べにくくなったか

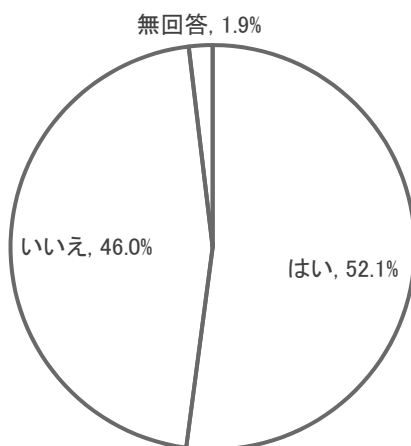


(イ) 口の渇きが気になるか



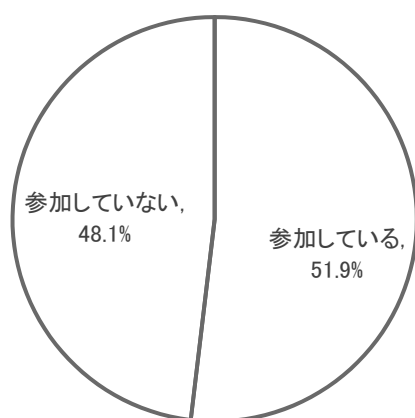
エ 毎日の生活

(7) 物忘れが多いと感じるか

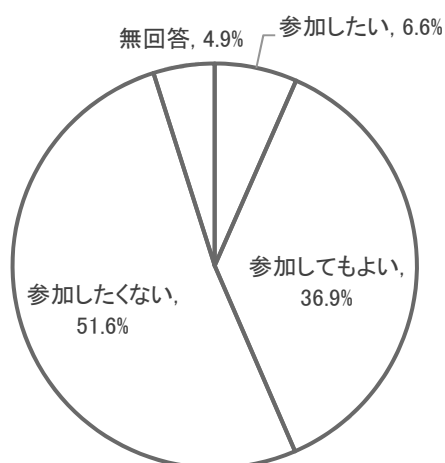


オ 地域の活動

(ア) 会・グループ（町会，趣味のサークル等）に参加しているか

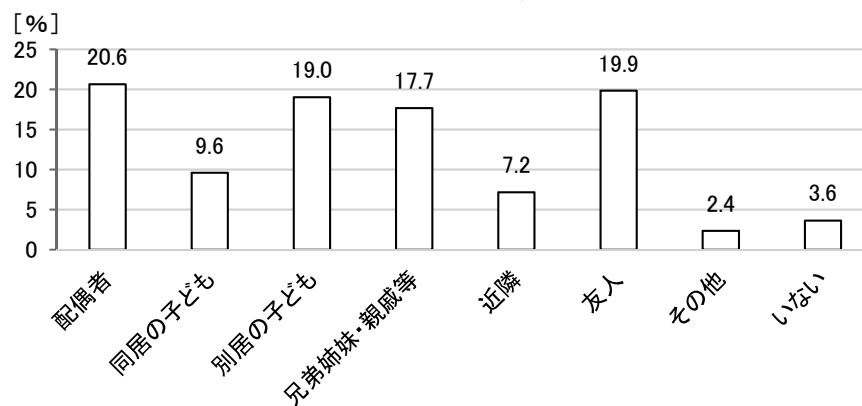


(イ) 地域づくりに参加したいか



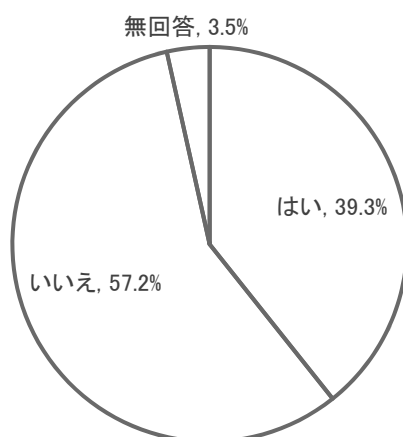
カ たすけあい

(ア) 心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）

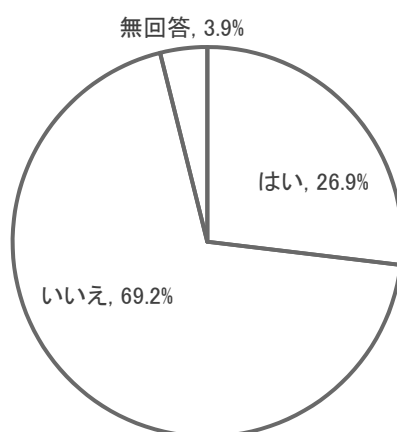


キ 健康

(7) この1か月、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったか

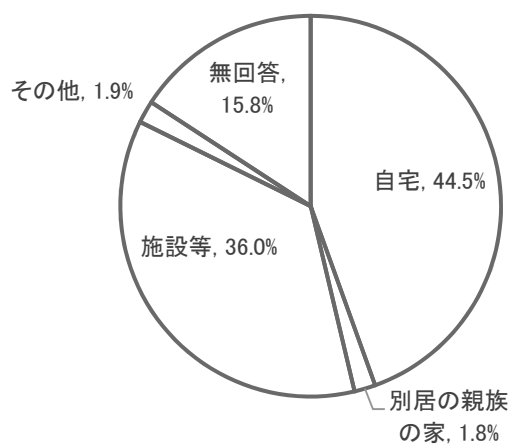


(イ) この1か月、物事に興味がわかない、心から楽しめない感じがよくあったか



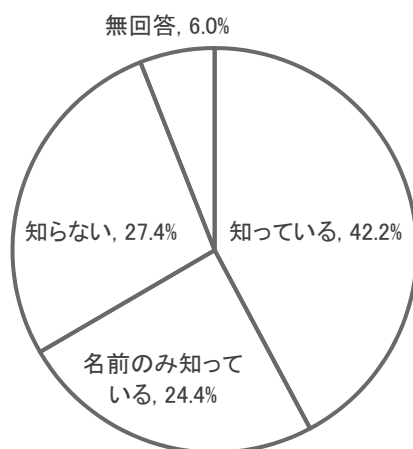
ク 今後

(7) 介護が必要となった場合、どこで生活したいか



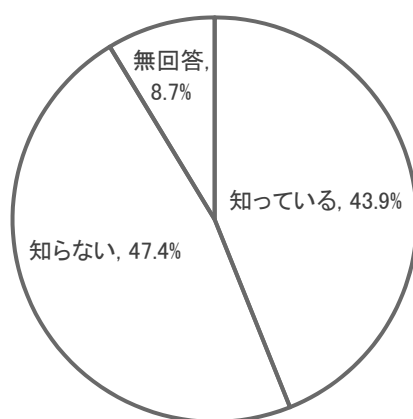
ケ 地域包括支援センター

(ア) 地域包括支援センターの役割を知っているか



コ その他

(ア) 介護保険サービスの利用方法を知っているか



(3) 調査結果における日常生活圏域ごとのリスク分析

ア 機能評価項目別リスク該当者の割合

機能評価については、回答があった要介護（要支援）認定を受けていない非認定者3,606人について項目別に分析を行うと、今回の調査結果では、認知機能の低下、うつ傾向、転倒リスクのリスク該当割合が30%を超えています。

項目	運動器の 機能低下	転倒リスク	閉じこもり 傾向	うつ傾向	低栄養 状態	咀嚼機能 の低下	口腔機能 の低下	認知機能 の低下
リスク該当者数(人)	489	1,115	739	1,183	51	1,073	781	1,564
リスク該当割合(%)	13.6	30.9	20.5	32.8	1.4	29.8	21.7	43.4
[参考]26年度結果(%)	17.9	26.1	10.0	29.6	1.9	—	21.7	33.0
[参考]25年度結果(%)	14.2	—	7.9	23.1	1.4	—	15.4	25.8

* 26年度結果は、平成26年度に市が実施した日常生活圏域高齢者ニーズ調査の集計結果

* 25年度結果は、平成25年度に市が実施した二次予防対象者把握事業の集計結果

イ 日常生活圏域ごとのリスク該当者の割合

非認定者における日常生活圏域ごとの各項目のリスク該当者と割合は以下のとおりで、全市平均より高い割合となった箇所を網掛けしています。

東央部第1圏域、北東部第1圏域、東部圏域では、8項目中5項目が全市平均より高い割合となっています。

区分	回答者数	運動器の 機能低下	転倒リスク	閉じこもり 傾向	うつ傾向	低栄養状態	咀嚼機能の 低下	口腔機能の 低下	認知機能の 低下
西部	350	46	132	59	112	7	105	72	142
		13.1%	37.7%	16.9%	32.0%	2.0%	30.0%	20.6%	40.6%
中央部第1	356	46	107	73	124	4	105	70	150
		12.9%	30.1%	20.5%	34.8%	1.1%	29.5%	19.7%	42.1%
中央部第2	370	47	110	67	124	6	108	89	155
		12.7%	29.7%	18.1%	33.5%	1.6%	29.2%	24.1%	41.9%
東央部第1	365	49	110	71	130	8	117	85	166
		13.4%	30.1%	19.5%	35.6%	2.2%	32.1%	23.3%	45.5%
東央部第2	359	57	109	80	115	4	110	74	167
		15.9%	30.4%	22.3%	32.0%	1.1%	30.6%	20.6%	46.5%
北東部第1	357	53	120	72	122	7	101	79	146
		14.8%	33.6%	20.2%	34.2%	2.0%	28.3%	22.1%	40.9%
北東部第2	358	49	100	65	116	3	106	85	160
		13.7%	27.9%	18.2%	32.4%	0.8%	29.6%	23.7%	44.7%
北東部第3	376	39	94	64	124	4	120	87	162
		10.4%	25.0%	17.0%	33.0%	1.1%	31.9%	23.1%	43.1%
北部	364	46	109	70	105	2	102	72	153
		12.6%	29.9%	19.2%	28.8%	0.5%	28.0%	19.8%	42.0%
東部	351	57	124	118	111	6	99	68	163
		16.2%	35.3%	33.6%	31.6%	1.7%	28.2%	19.4%	46.4%
平均	3,606	489	1,115	739	1,183	51	1,073	781	1,564
		13.6%	30.9%	20.5%	32.8%	1.4%	29.8%	21.7%	43.4%

9 在宅介護実態調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画の策定において、「介護離職をなくしていくためにどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方の検討材料とします。

イ 調査の対象および結果

平成28年12月1日から平成29年3月31日の間、在宅で生活をしている要介護（要支援）認定者のうち、更新申請・区分変更申請にかかる認定調査を受けた方に、認定調査員による聞き取り調査を実施し、598人から調査結果を得ました。

ウ 調査の項目（基本項目9問，オプション項目10問）

- ①家族等からの介護の状況 ②在宅生活に必要なサービス
- ③施設入所の検討状況 ④傷病の有無
- ⑤介護サービス利用の有無 ⑥介護者の勤務形態
- ⑦仕事と介護の両方に効果的な支援内容 ほか

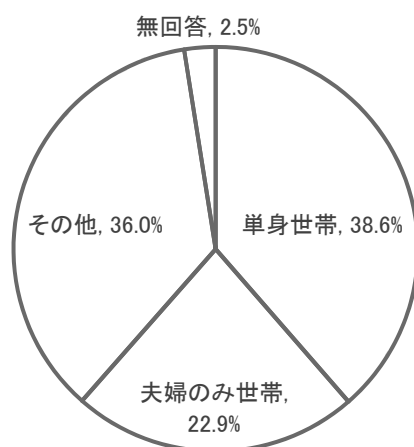
エ 調査の期間

平成28年12月1日～平成29年3月31日

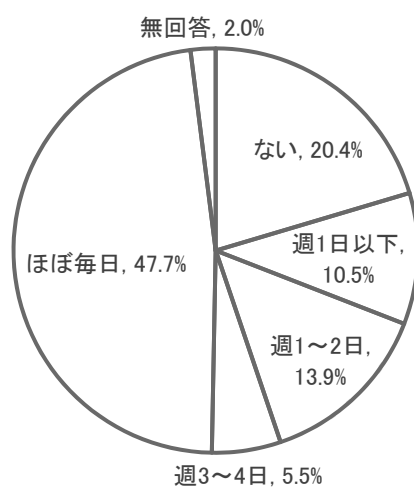
(2) 調査の結果

ア 基本調査項目

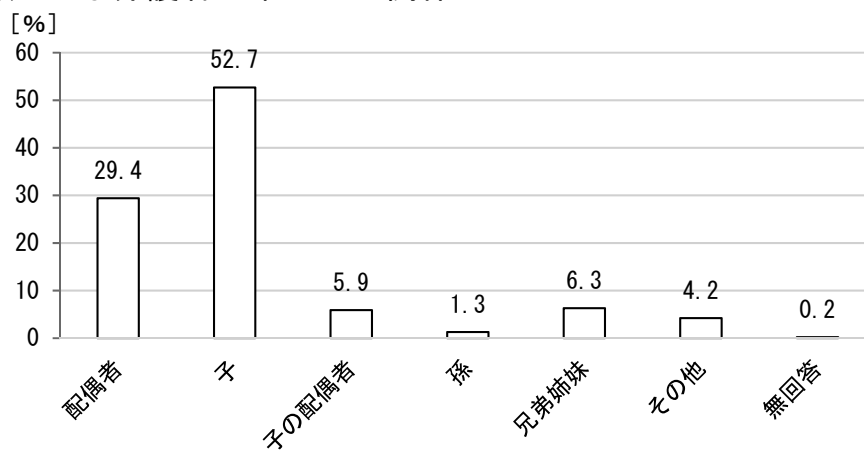
(7) 世帯類型



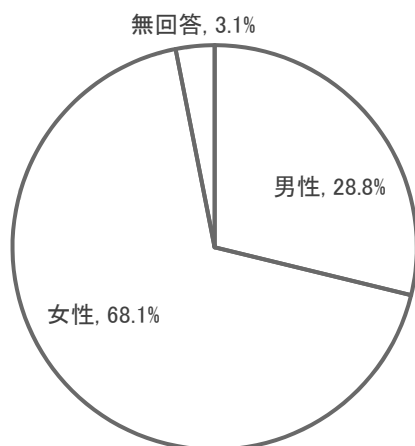
(イ) 家族等による介護の頻度



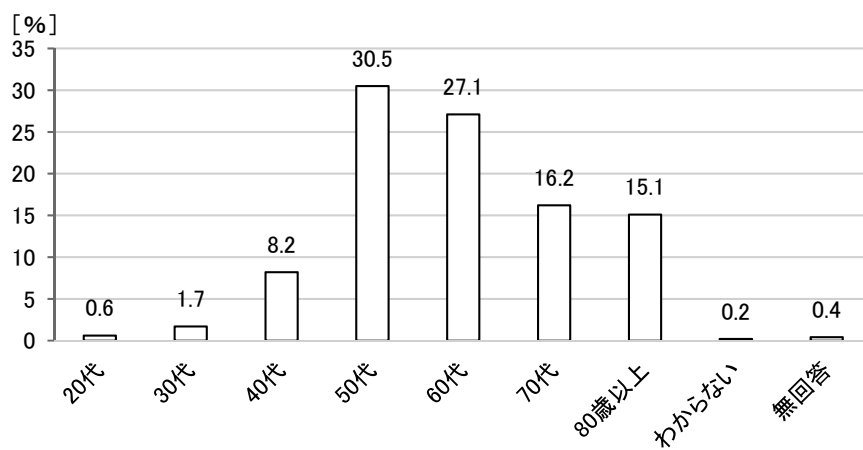
(ウ) 主な介護者の本人との関係



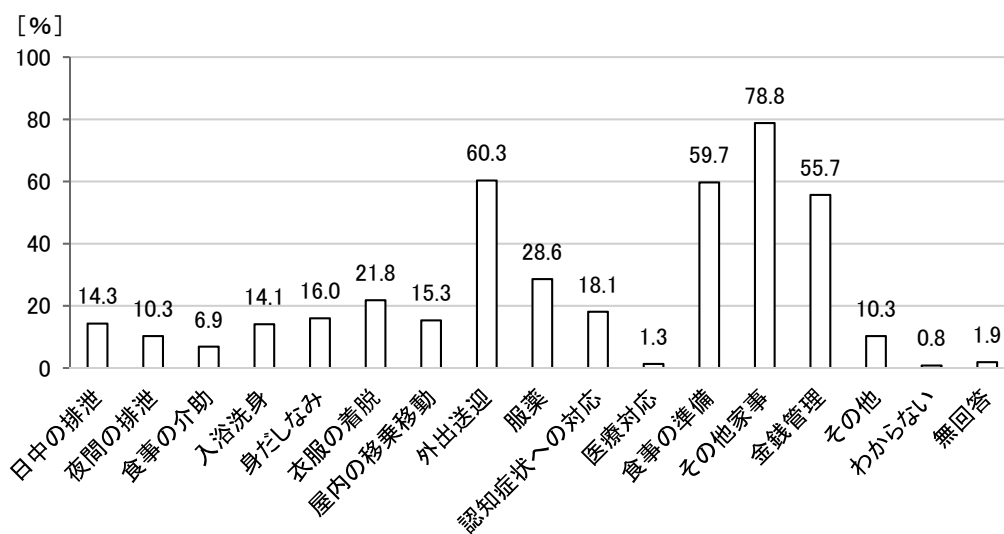
(イ) 主な介護者の性別



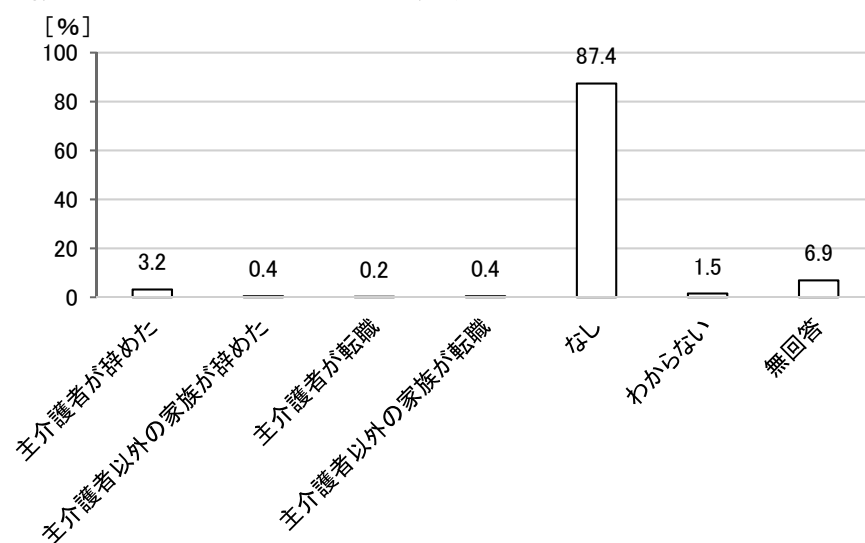
(オ) 主な介護者の年齢



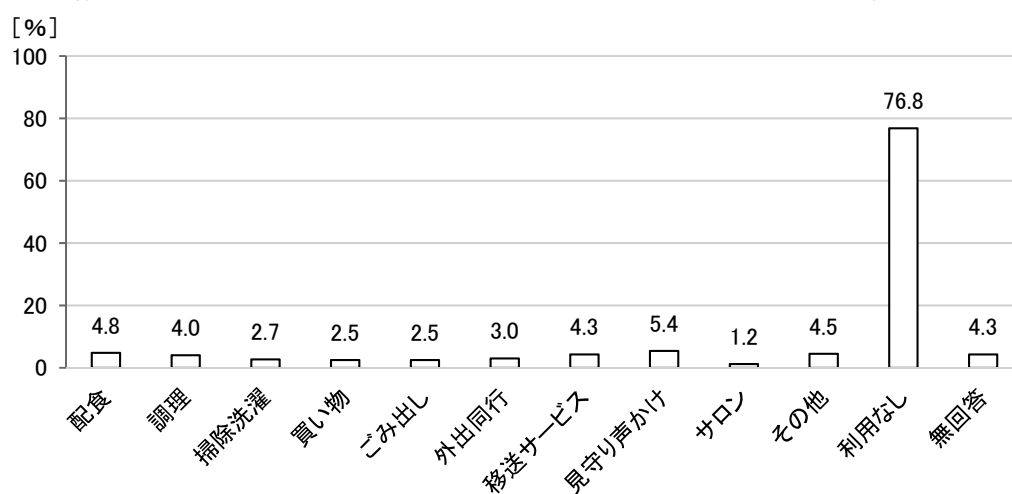
(カ) 主な介護者が行っている介護（複数回答）



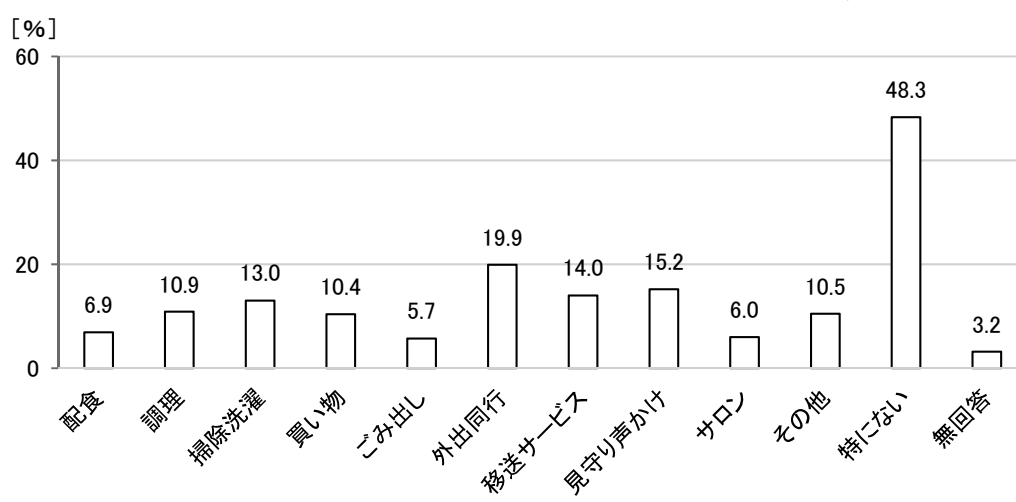
(キ) 介護のための離職の有無（複数回答）



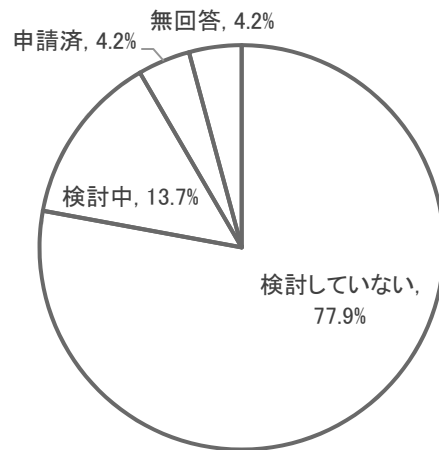
(ク) 介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況（複数回答）



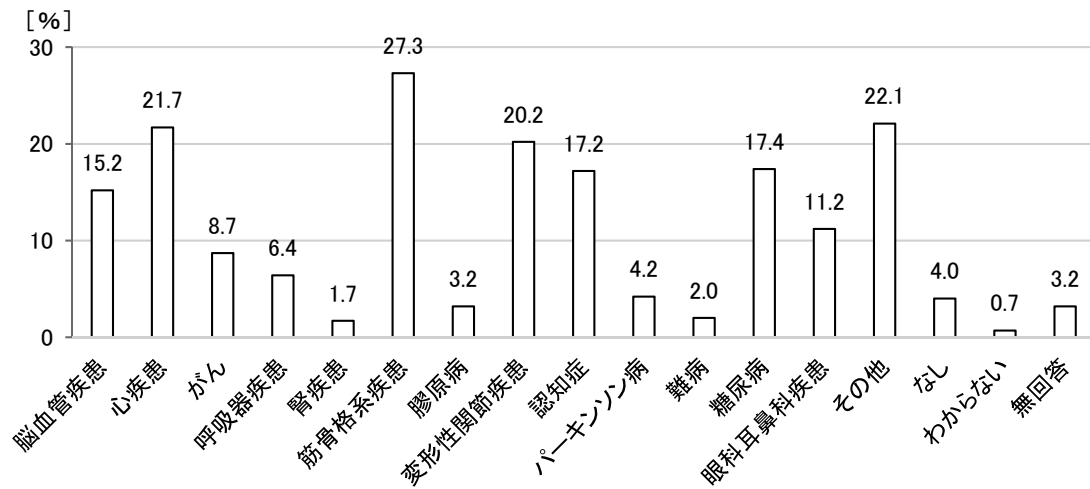
(ケ) 在宅生活継続のために充実が必要な支援・サービス（複数回答）



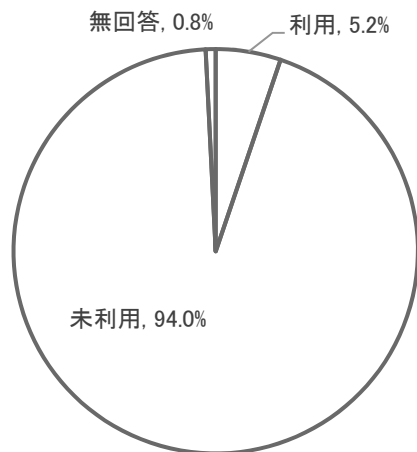
(コ) 施設等への入所・入居の検討状況



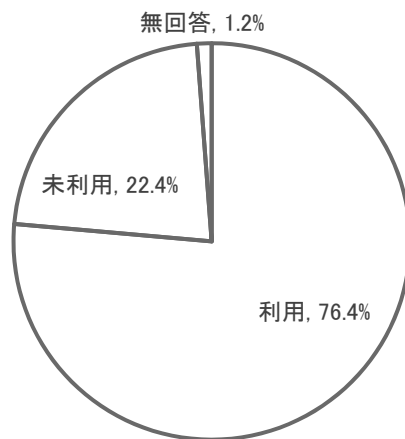
(サ) 本人の傷病（複数回答）



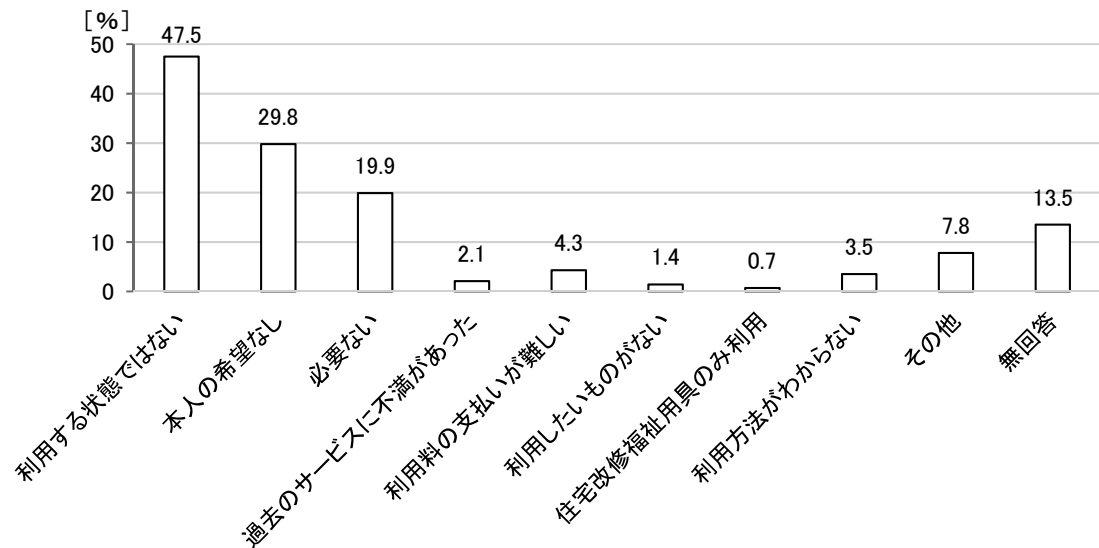
(シ) 訪問診療の利用の有無



(ス) 介護保険サービスの利用の有無

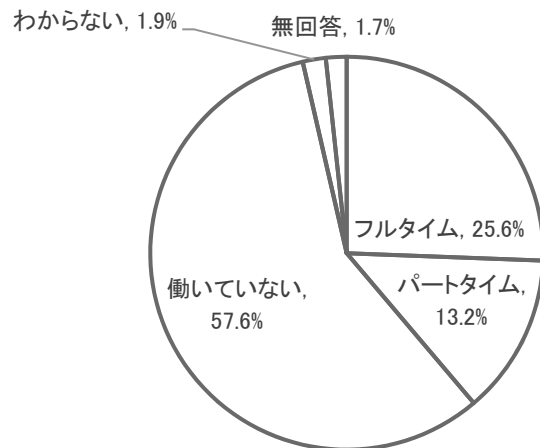


(セ) 介護保険サービス未利用の理由（複数回答）

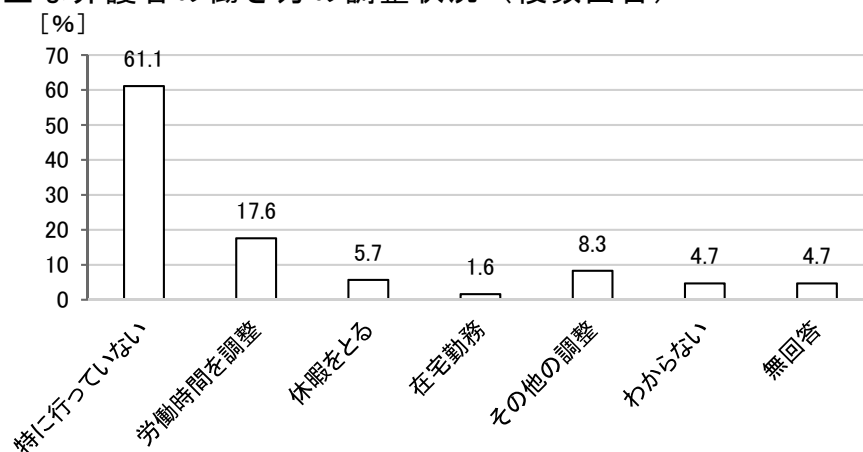


イ 主な介護者の調査項目

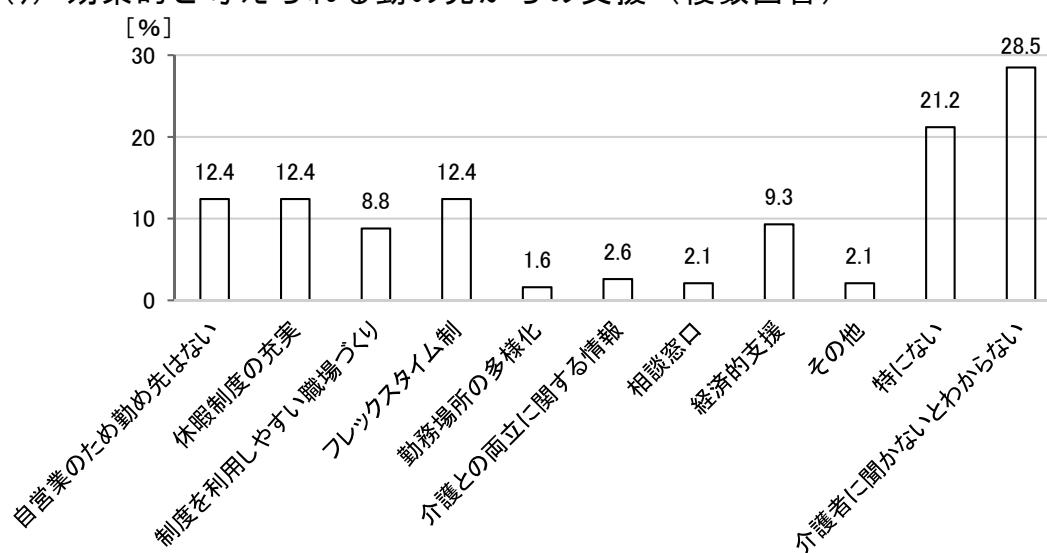
(7) 主な介護者の勤務形態



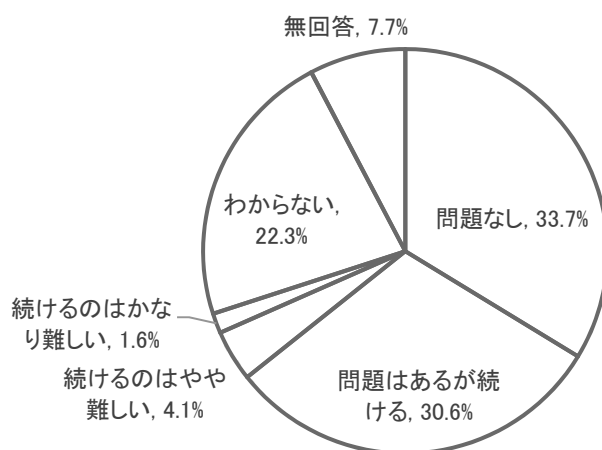
(イ) 主な介護者の働き方の調整状況（複数回答）



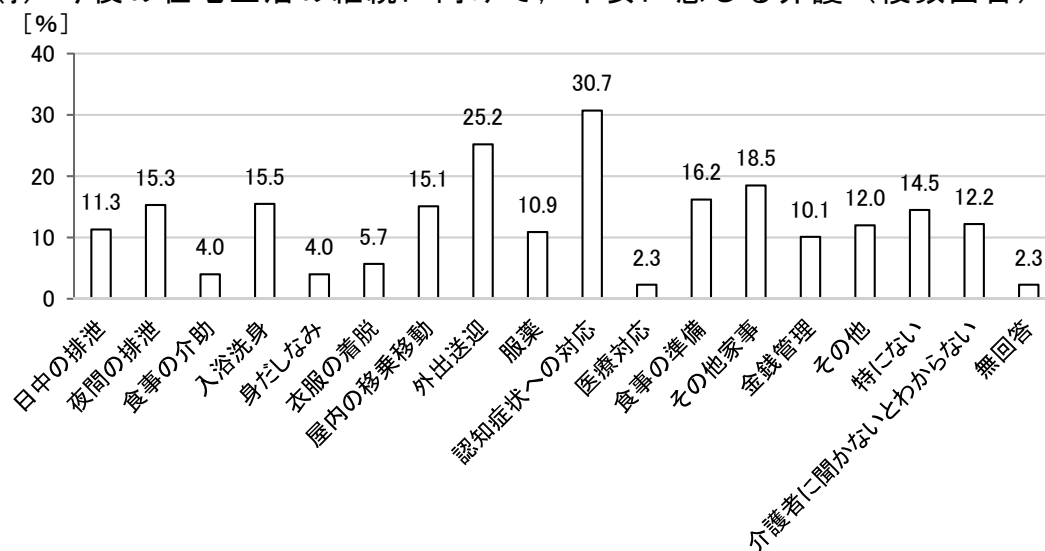
(ウ) 効果的と考えられる勤め先からの支援（複数回答）



(イ) 就労継続の可否に関する意識



(オ) 今後の在宅生活の継続に向けて、不安を感じる介護（複数回答）



10 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

函館市の介護保険施設等における入所（入居）申込状況を把握し，第7期介護保険事業計画において適切な介護保険施設等の整備数量を見込むことを目的として，「介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査」を実施しました。

イ 調査の方法

市内の各介護保険施設等に対して調査票を送付し，平成29年6月1日現在の入所（入居）申込状況について回答を得ました。

集計にあたっては，調査票に記載の情報について，平成29年5月末日の住民基本台帳および介護保険システムと突合し，年齢，性別，要介護度，居所等について，より正確な情報となるように努めました。

○（参考）調査対象施設

施設種別	施設数	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	20	（地域密着型4施設を含む）
介護老人保健施設	9	
介護療養型医療施設	5	
特定施設（介護付有料老人ホーム等）＊	25	（地域密着型13施設を含む）
認知症高齢者グループホーム	46	
ケアハウス	4	
計	109	

＊「特定施設（介護付有料老人ホーム等）」：特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている，有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス（入所措置が必要な養護老人ホームは調査対象から除外）

(2) 調査の結果

ア 調査結果の概要

総申込者2,186人について、申込状況を集計した結果、重複等を除いた有効申込者数は1,121人となりました（表1）。

施設ごとの有効申込者数を見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が898人と最も多く、全体の8割を占めています。その他の施設については合計で223人の申込者がいる一方で、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設、ケアハウスではいくつかの施設で申込者無しとの回答がありました。

表1 調査結果の概要

入所申込先	総申込者	内訳							
		①重複	②死亡	③市外	④住所地特例	⑤不明	⑥施設間重複	⑦入所済	⑧有効申込者
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,790	391	208	168	1	16		108	898
介護老人保健施設	54	1	0	8	0	0	10	2	33
介護療養型医療施設	18	0	2	3	0	0	2	1	10
認知症高齢者 グループホーム	122	7	22	3	1	8	12	12	57
特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	139	12	3	6	1	17	20	4	76
ケアハウス	63	1	0	11	0	1	2	1	47
合計	2,186	412	235	199	3	42	46	128	1,121

○（参考）集計手順

手 順	内 容
① 重複	総申込者（2,186人）から同一種別の施設に2か所以上の申し込みをしている方（412人）を「重複」として除く。
② 死亡	「死亡」が確認された方（235人）を除く。
③ 市外	「市外」に住所がある方（199人）を除く。（ただし、当市の被保険者であって市外にいる方はこれに含まない。）
④ 住所地特例	市内に住所があつて、当市の被保険者でない方（3人）を「住所地特例」として除く。
⑤ 不明	住民基本台帳および介護保険システムにおいて突合できなかった方（42人）を「不明」として除く。
⑥ 施設間重複	異なる種別の施設に2か所以上申し込みをしている方の入所申込先を、特別養護老人ホームに申し込みをしている方は特別養護老人ホームに、それ以外の方は入所申込時期の一番新しい施設に、それぞれ確定したうえで、重複分（46人）を「施設間重複」として除く。
⑦ 入所済	申込先と同一種別施設に入所済の方（128人）を除く。
⑧ 有効申込者	総申込者から①～⑦の順に除いた方を「有効申込者」とする。（1,121人）

イ 緊急度別入所（入居）申込者数

有効申込者について、申込施設ごとに居場所別・要介護度別に分け、以下の「入所（入居）申込者の緊急度の考え方」に基づき、緊急度別入所（入居）申込者数を整理すると（表2）、緊急度が高い方は236人、緊急度が中程度で「在宅・入院」の方は211人、「居住系施設」に入居の方は94人、緊急度が低い方は580人となりました。

表2 緊急度別入所（入居）申込者数

現在の居場所		軽度				中度		重度		合計	緊急度	申込者数	
		認定 無し	要支 援 1	要支 援 2	要介 護 1	要介 護 2	要介 護 3	要介 護 4	要介 護 5				
在宅・入院	在宅	25	28	14	47	68	111	84	53	430	高	236	
	病院	1	0	2	15	9	23	42	57	149			
居住系施設	養護老人ホーム	2	0	1	2	0	1	3	2	11	中	在宅・入院	211
	ケアハウス	0	0	0	1	1	3	0	0	5		居住系施設	94
	生活支援ハウス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	低	580	
	認知症高齢者グループホーム	0	0	0	5	11	16	15	13	60			
	特定施設(介護付有料等)	0	1	1	8	9	13	5	5	42	合計	1,121	
	有料老人ホーム	0	2	1	0	12	4	9	1	29			
	サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	13	8	6	10	4	41			
	その他施設	2	0	1	9	10	26	17	10	75			
	介護保険 3施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	0	0	0	0	0	2	2	2	6		
介護老人保健施設		0	0	0	20	35	71	69	47	242			
介護療養型医療施設		0	0	0	0	1	0	16	14	31			
合計		30	31	20	120	164	276	272	208	1,121			

○ 入所（入居）申込者の緊急度の考え方

- ・緊急度「高」～在宅で生活する方や入院している方のうち、在宅生活が困難と考えられる要介護度の高い方
- ・緊急度「中」～在宅で生活する方や入院している方のうち、要介護度が中度で在宅生活が困難と考えられる方や、居住系施設に入居している方で、要介護度が悪化し、より高度な介護サービスを必要とする状態となった方
- ・緊急度「低」～既に介護保険3施設に入所している方や居宅サービスを利用しながら在宅生活を継続することが可能と考えられる要介護度の低い方

居場所 \ 介護度	軽度 (～要介護1)	中度 (要介護2・3)	重度 (要介護4・5)
在宅・入院		中	高
居住系施設	低		中
介護保険3施設			

(3) 緊急度別入所（入居）申込者数の推計

ア 平成 29 年度

次に、平成29年度末までに整備される右記の施設に、居場所が「在宅・入院」の方が入所（入居）するとして平成29年度の緊急度別入所（入居）申込者数を推計しました（表3）。

この結果、平成29年度における緊急度が高い方は36人、緊急度が中程度で「在宅・入院」の方は193人、「居住系施設」に入居の方は94人、緊急度が低い方は575人となります。

施設種別	定員数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (地域密着型を含む)	129
認知症高齢者グループホーム	36
特定施設(サービス付き高齢者向け住宅) (地域密着型を含む)	58
計	223

表3 緊急度別入所（入居）申込者数の推計(平成29年度)

現在の居場所		軽度				中度		重度		合計	緊急度		申込者数
		認定 無し	要支 援 1	要支 援 2	要介 護 1	要介 護 2	要介 護 3	要介 護 4	要介 護 5				
在宅・入院	在宅	25	28	14	43	60	103	9	6	288	高		36
	病院	1	0	2	14	9	21	8	13	68	中	在宅・入院	193
居住系施設	養護老人ホーム	2	0	1	2	0	1	3	2	11		低	居住系施設
	ケアハウス	0	0	0	1	1	3	0	0	5	575		
	生活支援ハウス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	合計		898
	認知症高齢者グループホーム	0	0	0	5	11	16	15	13	60			
	特定施設(介護付有料等)	0	1	1	8	9	13	5	5	42			
	有料老人ホーム	0	2	1	0	12	4	9	1	29			
	サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	13	8	6	10	4	41			
	その他施設	2	0	1	9	10	26	17	10	75			
	介護保険 3施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	0	0	0	0	0	2	2	2	6		
介護老人保健施設		0	0	0	20	35	71	69	47	242			
介護療養型医療施設		0	0	0	0	1	0	16	14	31			
合計		30	31	20	115	156	266	163	117	898			

- * 特別養護老人ホーム129床および特定施設58床分は、当該施設申込者のうち居場所が「在宅・入院」で、かつ要介護4または5である方の「在宅」と「入院」の人数割合および要介護度別の人数割合に応じて按分し、表2の『緊急度別入所（入居）申込者数』から差引いて見込みました。
- * 認知症高齢者グループホーム36床分は、当該施設の要介護度別利用実績割合ならびに当該施設申込者および特別養護老人ホーム申込者のうち居場所が「在宅・入院」である方の「在宅」と「病院」の人数割合に応じて按分し、表2の『緊急度別入所（入居）申込者数』から差引いて見込みました。

イ 平成 32 年度

最後に、第 7 期介護保険事業計画期間の最終年度である平成32年度における入所（入居）申込者数について、要介護（要支援）認定者数の推計に合わせて入所（入居）申込者数を推計しました（表4）。

この結果、平成32年度における緊急度が高い方は40人、緊急度が中程度で「在宅・入院」の方は191人、「居住系施設」に入居の方は105人、緊急度が低い方は588人となる見込みです。

表4 緊急度別入所(入居)申込者数の推計(平成32年度)

現在の居場所		軽度				中度		重度		合計	緊急度	申込者数
		認定無し	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
在宅・入院	在宅	25	22	13	44	64	98	10	7	283	高	40
	病院	1	0	2	14	9	20	8	15	69	中	在宅・入院 191
居住系施設	養護老人ホーム	2	0	1	2	0	1	3	2	11	中	居住系施設 105
	ケアハウス	0	0	0	1	1	3	0	0	5	低	588
	生活支援ハウス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	低	588
	認知症高齢者グループホーム	0	0	0	5	12	15	17	15	64	合計	924
	特定施設(介護付有料等)	0	1	1	8	10	12	5	6	43		
	有料老人ホーム	0	2	1	0	12	4	10	1	30		
	サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	13	8	6	11	5	43		
	その他施設	2	0	1	9	10	25	19	11	77		
介護保険 3施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	0	0	0	0	0	2	2	2	6		
	介護老人保健施設	0	0	0	20	37	68	79	54	258		
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	1	0	18	16	35		
合計		30	25	19	116	164	254	182	134	924		

11 函館市介護給付適正化計画（平成30年度～平成32年度）

(1) 介護給付適正化計画の基本的な考え方

適正化事業については、都道府県が介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで3期にわたり、各都道府県が介護給付適正化計画を策定し、都道府県と保険者(市町村等)が一体となって適正化に向けた取組を推進してきましたが、平成29年の介護保険法改正により、市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策およびその目標を定めるものとされたことから、本計画を策定するものです。

(2) 第3期（平成27年度～平成29年度）の検証

北海道が作成した第3期北海道介護給付適正化推進要綱に基づき、国の指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組んでいます。

「要介護認定の適正化」は、要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について、市の担当職員が訪問または書面等の審査を通じて点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ることとしており、平成27年度19,880件、平成28年度19,904件実施しました。

「ケアプランの点検」は、介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、資料確認または訪問調査を行い、利用者が必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善しようとするものであり、平成27年度16件、平成28年度6件実施しました。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は、改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除することとしており、平成27年度113件、平成28年度111件実施しました。「福祉用具購入・貸与調査」は、利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めることとしており、平成27年度7,076件、平成28年度6,654件実施しました。

「縦覧点検・医療情報との突合」は、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うこと、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ることとしており、平成27年度18,606件、平成28年度677件実施しました。

「介護給付費通知」は、受給者に対し事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知することにより、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげようとするものであり、平成27年度30,771件、平成28年度31,697件実施しました。

要介護認定の適正化

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定調査票の点検件数(件)	19,880	19,904	18,997

ケアプランの点検

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点検件数(件)	16	6	24

住宅改修等の点検

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修の点検件数(件)	113	111	120
福祉用具購入・貸与調査件数(件)	7,076	6,654	7,594

縦覧点検・医療情報との突合

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
点検件数(件)	18,606	677	37,214

※平成29年度は平成28年度実施予定だった18,214件を合わせた見込です。

介護給付費通知

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通知件数(件)	30,771	31,697	39,774

(3) 現状と課題

適正化事業の実施体制について、職員による対応と委託により実施しています。

要介護（要支援）認定者数について、増加傾向でしたが、平成29年4月からの介護予防・生活支援サービスの実施に伴い、基本チェックリストによる訪問型サービスおよび通所型サービスの利用が可能となったことから、平成29年度の要介護（要支援）認定者数は減少となっています。

サービスの利用状況について、増加傾向でしたが、平成29年4月からの介護予防・生活支援サービスの実施に伴い、居宅サービスの介護予防訪問介護と介護予防通所介護の利用者が、訪問型サービスおよび通所型サービスへ移行したことから、平成29年度は減少となっています。

適正化事業の実施状況について、主要5事業全てに取り組んでいます。

「要介護認定の適正化」について、認定調査票全件の点検を実施しています。

「ケアプランの点検」について、無作為に抽出したケアプランと函館市保健福祉部指導監査課からの情報を受け実施しています。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は受領委任*していない業者による住宅改修や改修費の額等を勘案し、委託の上、建築士（技師）等の有資格者が点検を実施しています。「福祉用具購入調査」は無作為に抽出し訪問調査を実施しています。「福祉用具貸与調査」は北海道国民健康保険団体連合会の適正化システムを活用し全件実施しています。

「縦覧点検・医療情報との突合」について、全件実施しており、平成29年7月審査分からは北海道国民健康保険団体連合会へ委託しています。

「介護給付費通知」について、利用者全員に対し6月と12月に通知しています。

事業者の状況について、介護サービス事業所数は横ばいです。

平成29年4月からの介護予防・生活支援サービスの実施に伴い、要介護（要支援）認定者数および居宅サービス利用者数は減少に転じましたが、平成30年度以降再び増加が見込まれ、適正化事業の業務も増加すると見込まれることから、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」の「福祉用具購入調査」と「福祉用具貸与調査」の委託が可能な業務は、状況に応じ委託化を進める必要があります。

* 受領委任：介護保険における福祉用具購入費または住宅改修費の支払いの際に、保険給付対象の1～3割分を利用者が業者に支払い、保険給付対象の9～7割分を利用者からの委任に基づき市が業者に支払う制度です。

適正化事業の実施体制

区分	体制
要介護認定の適正化	職員3人
ケアプランの点検	職員3人
住宅改修等の点検(住宅改修の点検)	職員1人, 委託
住宅改修等の点検(福祉用具購入調査)	職員1人
住宅改修等の点検(福祉用具貸与調査)	職員1人
縦覧点検・医療情報との突合	職員2人, 委託
介護給付費通知	職員1人

要介護(要支援)認定者数

区分	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者数(人:9月末現在)	19,272	19,747	19,529

サービスの利用状況(月平均)

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス利用者数(人)	11,923	12,441	11,400
地域密着型サービス利用者数(人)	1,915	2,722	2,900
施設サービス利用者数(人)	2,226	2,233	2,230

適正化事業の実施状況

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要介護認定の適正化	○	○	○
ケアプランの点検	○	○	○
住宅改修等の点検(住宅改修の点検, 福祉用具購入・貸与調査)	○	○	○
縦覧点検・医療情報との突合	○	○	○
介護給付費通知	○	○	○

事業者の状況

区分	実績		
	平成28年3月末現在	平成29年3月末現在	平成29年9月末現在
介護サービス事業所数(か所)	602	610	608

(4) 今期（平成30年度～平成32年度）の取組方針と目標

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促すことにより、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め持続可能な介護保険制度の構築に資するという考えを基に、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組みます。

「要介護認定の適正化」について、認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、その都度認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。

「ケアプランの点検」について、平成30年度60件、平成31年度80件、平成32年度100件の点検を実施します。利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当ケアマネジャーに対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直し、居宅介護支援事業所への助言などを行います。また、ケアマネジャーを対象とした研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修の点検」は年間100件の点検を実施します。受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業者や担当ケアマネジャー等に対し再指導を行い、改修工事のやり直しを指示します。「福祉用具購入調査」は年間70件実施します。不適切または不要な福祉用具購入が認められた場合、必要に応じ追加資料の請求や、訪問により確認し、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。「福祉用具貸与調査」は適正化システムを活用し毎月全件実施します。不適切または不要な福祉用具貸与が認められた場合、担当ケアマネジャーからの聴取等を行い、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。また、市のホームページ等で介護保険の住宅改修事業および福祉用具購入・貸与事業の周知を図るとともに、受付時の審査を強化し、不適切または不要な利用を未然に防止します。

「縦覧点検・医療情報との突合」について、引き続き委託により全件実施します。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。また、各事業者に対し誤請求や重複請求の事例などを紹介し、注意喚起を促します。

「介護給付費通知」について、利用者全員に対し6月と12月に通知します。利用者から問合せがあった場合は、担当ケアマネジャーや事業者を確認し、誤りがあった場合は過誤処理を行います。

要介護認定の適正化

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認定調査票の点検件数(件)	全件	全件	全件

ケアプランの点検

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点検件数(件)	60	80	100

住宅改修等の点検

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修の点検件数(件)	100	100	100
福祉用具購入調査件数(件)	70	70	70
福祉用具貸与調査件数(件)	全件	全件	全件

縦覧点検・医療情報との突合

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
点検件数(件)	全件	全件	全件

介護給付費通知

区分	計画		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通知件数(件)	利用者全員に対し年2回		

12 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成28年11月16日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (～平成29年2月13日)
12月 1日	在宅介護実態調査 (～平成29年3月31日)
平成29年 6月 8日	介護保険施設等入所 (入居) 申込者状況調査 (～6月28日)
6月27日	第1回高齢者計画策定推進委員会 ・正副会長の選任, 高齢者・要介護 (要支援) 認定者の 現状 ほか
7月25日	第2回高齢者計画策定推進委員会 ・介護保険事業の現状, 日常生活圏域とサービス資源の 現状 ほか
7月27日	介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査 (～8月15日)
9月25日	第3回高齢者計画策定推進委員会 ・計画の基本的な考え方, 介護保険施設等入所 (入居) 申込者状況調査結果 ほか
10月30日	第4回高齢者計画策定推進委員会 ・高齢者数の推計, 高齢福祉施策 ほか
11月30日	第5回高齢者計画策定推進委員会 ・高齢者の現状と推計・課題, 介護保険サービス量の見 込み ほか
12月27日	第6回高齢者計画策定推進委員会 ・第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介 護保険事業計画 (平成30年度～平成32年度) 素案(案)
平成30年 1月11日	政策会議に計画素案(案)の報告, 協議
1月17日	計画素案に対するパブリックコメント (意見公募) の実 施 (本庁および支所での配布, 市ホームページ掲載) (～2月15日)
2月13日	市議会民生常任委員会に計画素案の報告・協議
3月12日	第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の 決定

13 函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における高齢者保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第123号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）を策定し，および推進するに当たり，市民の意見等を反映させることを目的として，函館市高齢者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は，委員15人以内をもって組織する。

2 委員は，市の高齢者保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち1人は，公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は，3年以内とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は，委員の互選により定める。

3 副会長は，会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は，必要があると認めるときは，委員会の会議に委員以外の者の出席を求め，意見等を聴くことができる。

5 会長は，必要があると認めるときは，委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

14 函館市高齢者計画策定推進委員会委員名簿

平成29年12月27日現在

[五十音順, 敬称略]

氏 名	所 属 団 体 等
朝 倉 順 子	函館認知症の人を支える会 会長
天 羽 悦 子	道南地区老人福祉施設協議会 会員
(会長) 池 田 延 己	函館大妻高等学校 校長
岩 井 祐 司	一般社団法人函館歯科医師会 副会長
小 川 勤	函館市老人クラブ連合会 会長
(副会長) 奥 野 秀 雄	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 会長
恩 村 宏 樹	公益社団法人函館市医師会 副会長
川 口 英 孝	函館市町会連合会 常任理事 (保健福祉部長)
木 村 英 子	函館市民生児童委員連合会 高齢者福祉部会長
熊 川 雅 樹	一般社団法人函館薬剤師会 会長
佐々木 康 寛	函館市地域包括支援センター連絡協議会 幹事
所 輝 美	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 幹事
中 村 誠 司	一般公募
能 川 邦 夫	函館市ボランティア連絡協議会 会長
八 幡 直 美	公益社団法人北海道看護協会道南南支部 会計

第8次函館市高齢者保健福祉計画 第7期函館市介護保険事業計画

平成30年3月発行

編 集 函館市保健福祉部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3041 FAX 0138-26-5936

印刷・製本 有限会社三和印刷
